

2020-2023

板橋区

新型コロナ

感染症対策

1193日



はじめに

2019(令和元)年12月、中国・武漢市から感染が拡大し、全世界でパンデミックを引き起こした「新型コロナウイルス感染症」は、私たち現代人が経験をしたことのない未曾有の事態をもたらしました。

我が国においても、緊急事態宣言の発出や学校の一斉休業、多様な業種・施設への休業要請、飲食店への時短営業要請など、人流抑制をはじめとする様々な感染拡大防止策が講じられ、人々の日常生活・事業活動など、地域経済社会に甚大な影響を及ぼしました。

区では、区民の皆様の安心・安全を守ることを第一に、医療提供体制の確保、ワクチン接種などの感染拡大防止策を実施するとともに、社会経済活動の維持・継続の両立を図るため、全庁を挙げてコロナ対策・対応に、最優先に取り組んでまいりました。

これらの取組を迅速かつ着実に実施し、かつてない困難を乗り越えることができましたのも、区民の皆様、事業者の皆様、医療機関の皆様をはじめとする関係者の皆様のご理解・ご協力とご尽力、区と両輪となってコロナ対策に取り組んでいただきました区議会の皆様のお力添えの賜物であり、心より感謝を申し上げます。

本誌は、区の新型コロナ対策を指揮する「健康危機管理対策本部」を立上げた2020(令和2)年1月31日から、5類感染症へ移行された2023(令和5)年5月8日までの約3年3か月、1193日に及ぶ区の対策・対応のまとめであり、今後発生し得る新たな感染症や、危機状況への備えとすることを目的に作成したものです。

コロナ禍を通じて得た経験・知見をもとに、さらなる安心・安全なまちづくりを推進するとともに、DX(デジタルトランスフォーメーション)や働き方改革などをはじめ、コロナ禍を契機に進展した取組の発展など、困難な状況に打ち克った強い気持ち・チャレンジ精神を持って、住みたい・住み続けたいと感じていただける、魅力ある、持続可能なまちづくりの実現に取り組んでまいります。

板橋区長

坂本 健

本誌について

本誌では、2020(令和2)年1月31日から2023(令和5)年5月8日までの約3年3か月、1193日間を下記の4期間に分け、東京都板橋区における新型コロナウイルス感染症※対策について取りまとめました。区公式ホームページに掲載した「新型コロナウイルス感染症対応デジタルアーカイブ」の情報を中心に、各担当課での記録、また国や東京都の発表、各種報道などの情報も織り交ぜて構成しています。また、感染状況を示す「第1～8波」の期間は「新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組」(東京都、2023年6月2日改訂版)を参照しました。

※本誌では原則、「新型コロナ」と記載(ウイルス名の正確な表記が必要な場合は「新型コロナウイルス」、感染症名として表記する場合は「新型コロナ感染症」と記載)

■ 緊急事態宣言
■ まん延防止等重点措置
■ 都内陽性者数
▲ 都内重症者数

第Ⅰ期

(2020年1月31日～11月27日)

発症期

板橋区が健康危機管理対策本部を設置。初めての緊急事態宣言といったきの収束。国の「Go To トラベル事業」の途中で始まった、東京都による長期にわたる事業者への休業・時短営業要請の前日まで。

第Ⅱ期

(2020年11月28日～2021年10月24日)

長期行動制限期

ほぼ途切れることなく続いた緊急事態宣言とまん延防止等重点措置。重症者の増加と医療提供体制のひっ迫。約11か月に及んだ都の休業・時短要請の終了まで。

第Ⅲ期

(2021年10月25日～2022年5月22日)

感染拡大期

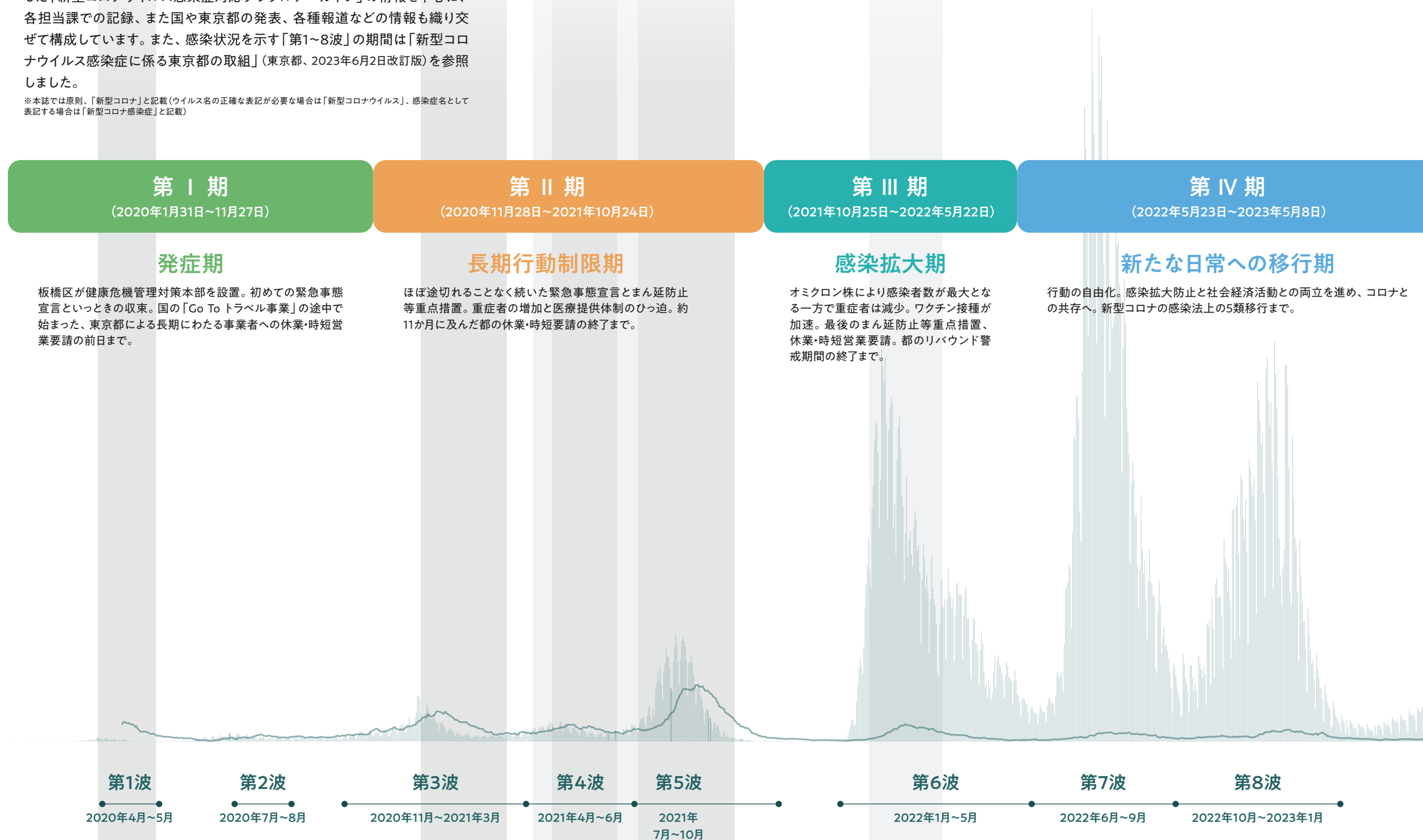
オミクロン株により感染者数が最大となる一方で重症者は減少。ワクチン接種が加速。最後のまん延防止等重点措置、休業・時短営業要請。都のリバウンド警戒期間の終了まで。

第Ⅳ期

(2022年5月23日～2023年5月8日)

新たな日常への移行期

行動の自由化。感染拡大防止と社会経済活動との両立を進め、コロナとの共存へ。新型コロナの感染法上の5類移行まで。



008 序章：新型コロナウイルス感染症とその対策の1193日

010 板橋区新型コロナウイルス感染症対策タイムライン

018 ① 新規陽性者数・重症患者数の推移

東京都／板橋区

022 ② 統計データで見る「新型コロナの影響」

板橋区の基礎データ | データで見る板橋区「新型コロナウイルスの影響」

026 I章：初期対応

対策本部設置と情報発信 | 保健所の体制強化 | 健康相談の体制づくり |
保健所と区内医療機関との連携 | 行動制限 | 区内事業者への支援 | 区民在宅生活への支援

032 II章：感染の波を防ぐ／備える

034 1節 医療体制確保

036 小年表1

038 ① 保健所の対応と体制強化

概要 | 感染症対策の中核 保健所の執務環境整備

044 ② 健康相談の体制づくり

概要 | 専用コールセンターの設置

046 ③ 医療機関との連携・支援

概要 | 新型コロナ感染拡大に伴う検査・医療提供体制の確保 | 病院間連携体制整備事業 |
夜間・休日救急往診体制整備事業 | 在宅要介護者の受入体制整備事業 | 自宅療養者医療サポート事業

054 2節 感染拡大防止対策

056 小年表2

058 ① PCR検査

概要 | PCR検査等実施医療機関への支援 | 板橋区PCRセンターの開設 |
区の公共施設を活用した無料PCR検査会場

062 ② ワクチン接種

概要 | ワクチン接種の予約体制 | ワクチンの配送体制 | ワクチン接種の場の確保 |
集団接種会場の設置と運営 | 高齢者施設、障がい者施設等での接種 |
医療従事者・エッセンシャルワーカー・職域接種 | 職員体制 | ワクチン供給と分配 | 接種実績

074 ③ 行動制限

概要 | 緊急事態宣言／まん延防止等重点措置 | 事業者への休業・営業時間短縮要請 |
学校の一斉臨時休業と再開 | 板橋区主催イベント運用

広報の取組① 板橋区公式ホームページ／新型コロナ関連情報特設ページ |

広報いたばし(総合情報版・臨時号・特集号) | SNSでの情報発信 084

コラム① 産官学連携プロジェクトの合同記者会見 089

090 III章：暮らし／学びを支える

092 小年表

094 ① 経済的支援

概要 | 特別定額給付金の支給 | 区民生活への経済的支援 | 区内事業者への経済的支援

110 ② 社会的支援

概要 | オンライン動画配信 | 非接触型観光イベント |

コラム② アンケート調査で見る新型コロナによる経済活動への影響 106

コラム③ 区内民間事業者からの寄付 116

広報の取組② 広報いたばし特集版 118

120 IV章：区政運営と感染症対応

122 小年表

124 ① 組織体制

概要 | 健康危機管理対策本部会議の記録

130 ② 財政運営

概要 | 新型コロナ関連 補正予算一覧 | 令和元～4年度 決算概要 | 新型コロナウイルス感染症対策主要事業一覧

146 ③ 勤務環境

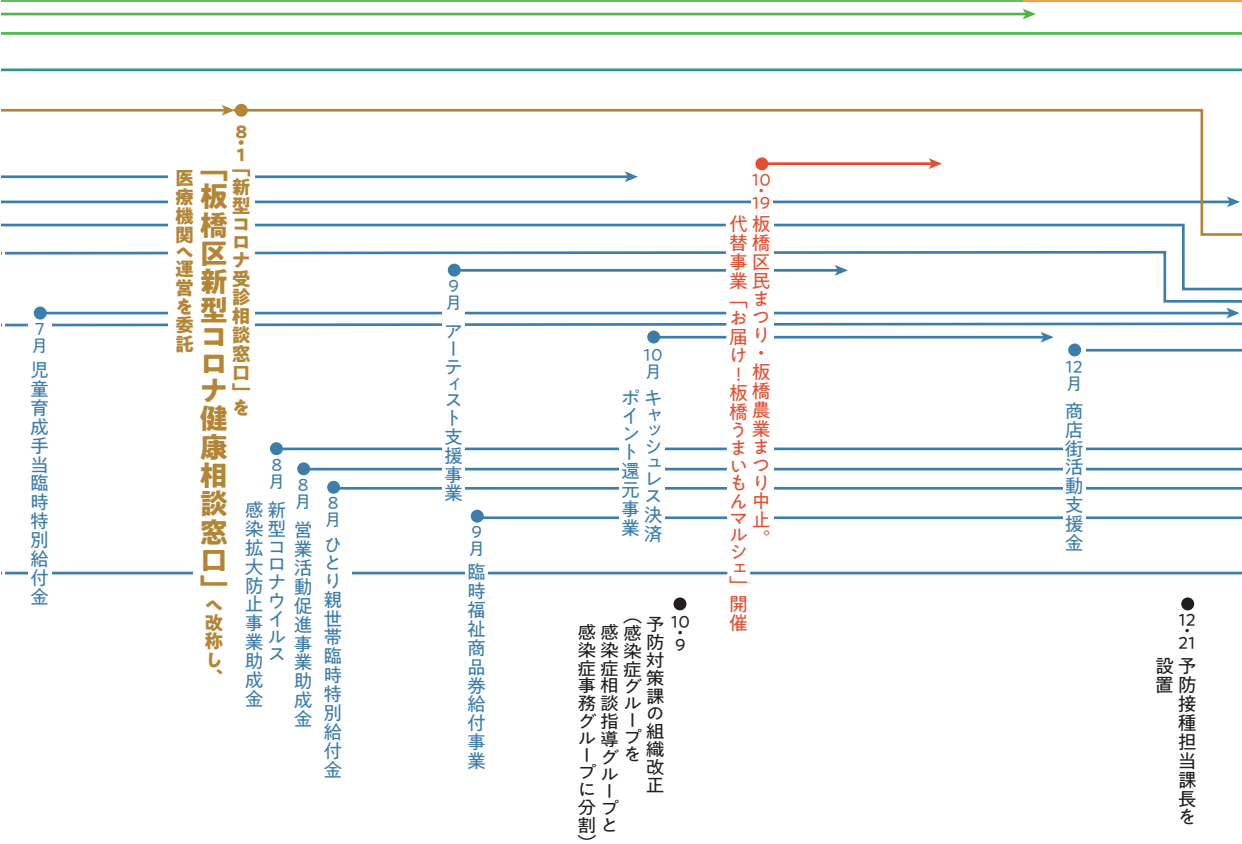
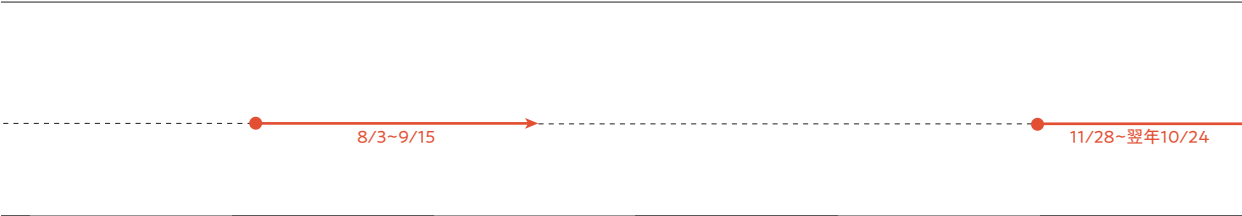
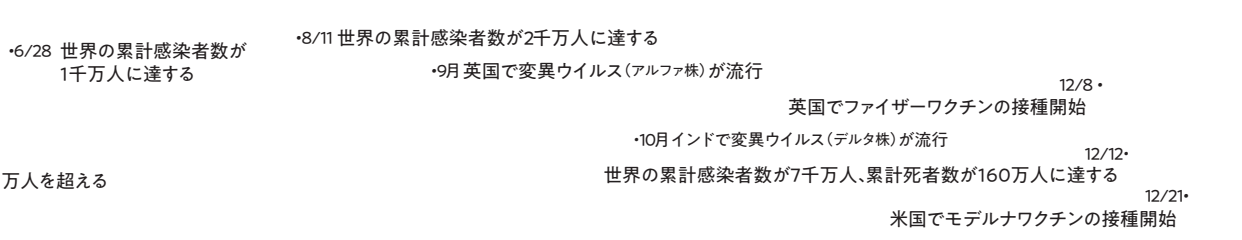
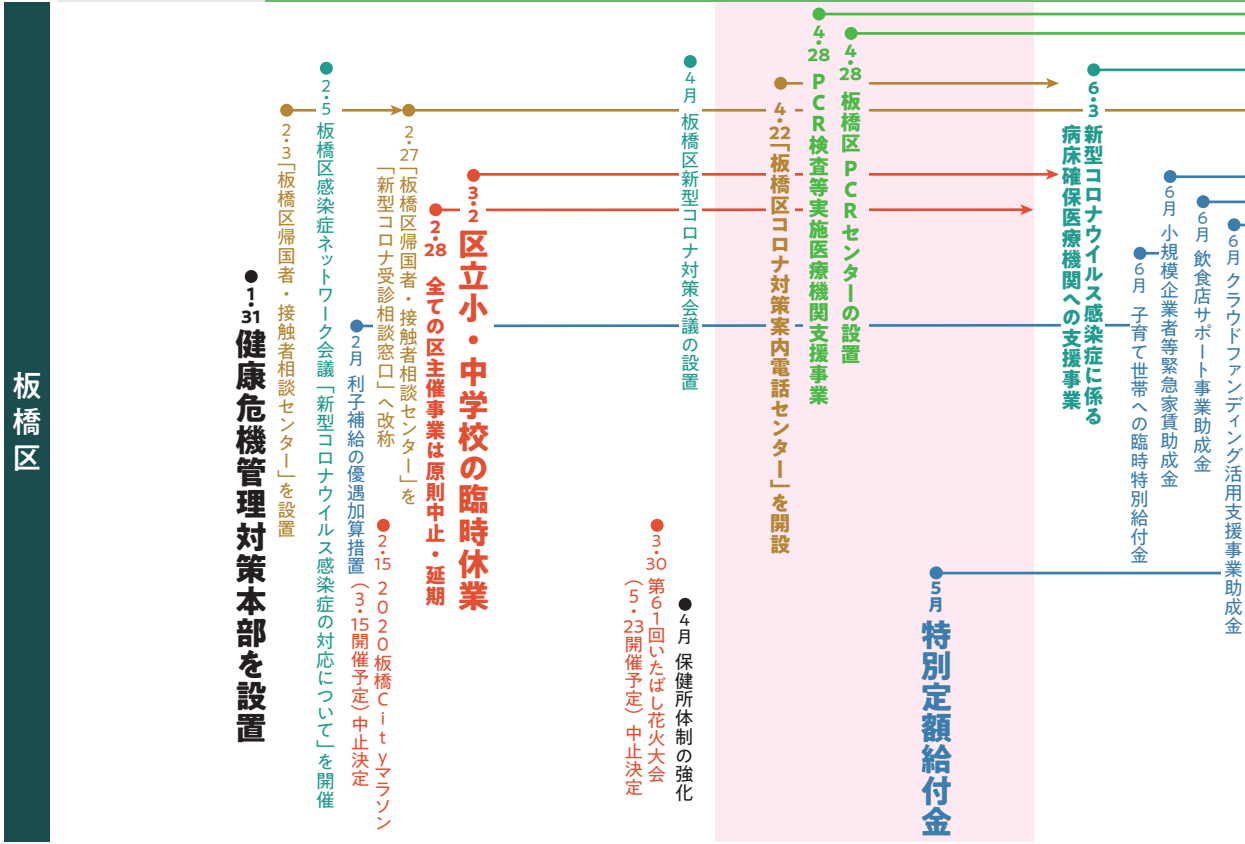
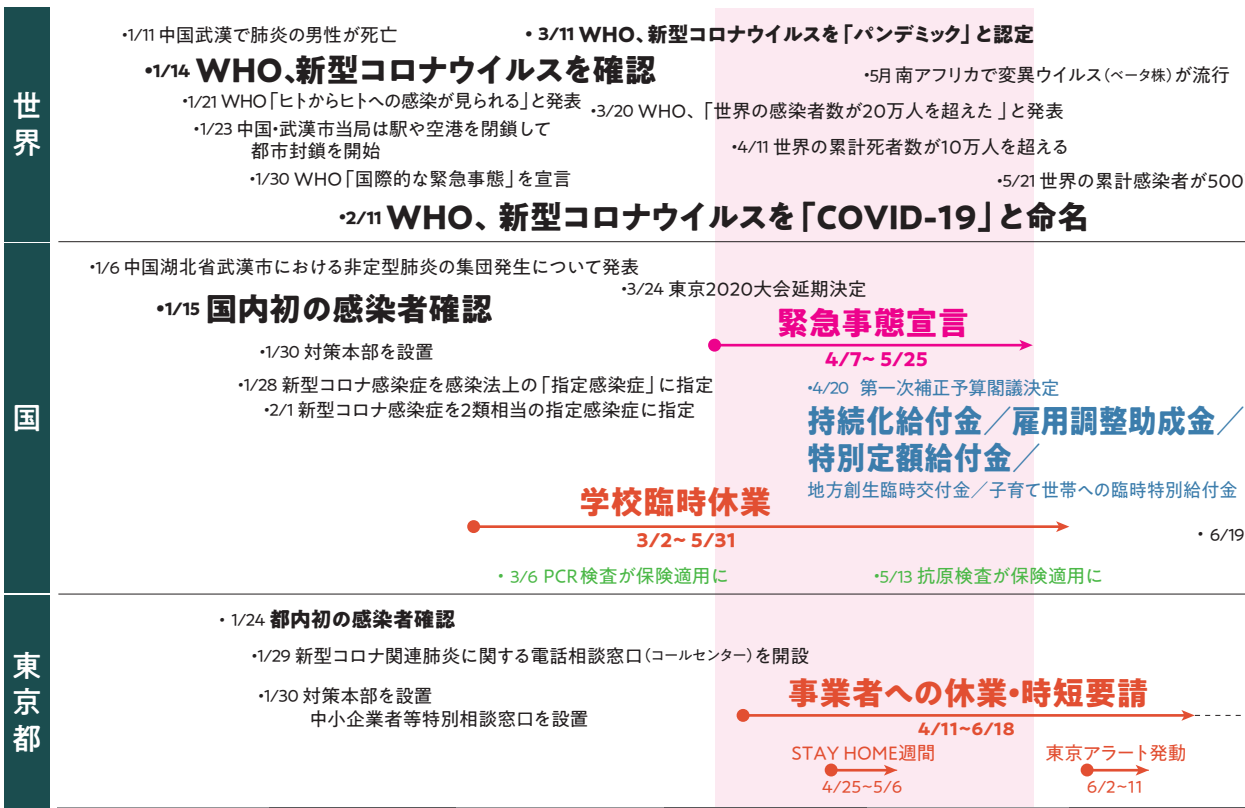
概要

コラム④ クラウドファンディングによる感染症対策の寄付募集 140

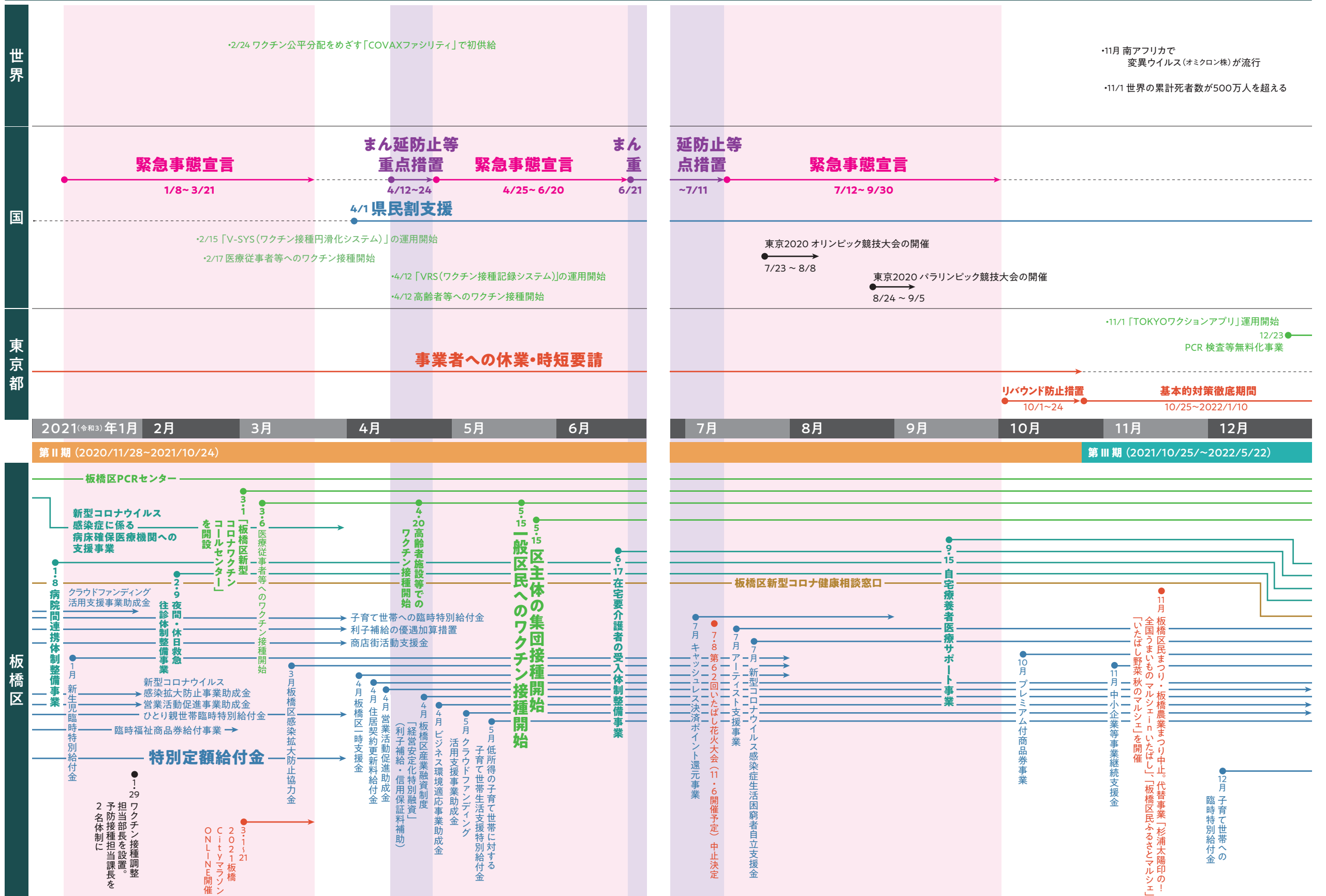
148 鼎談：新型コロナウイルス感染症対策を振り返る

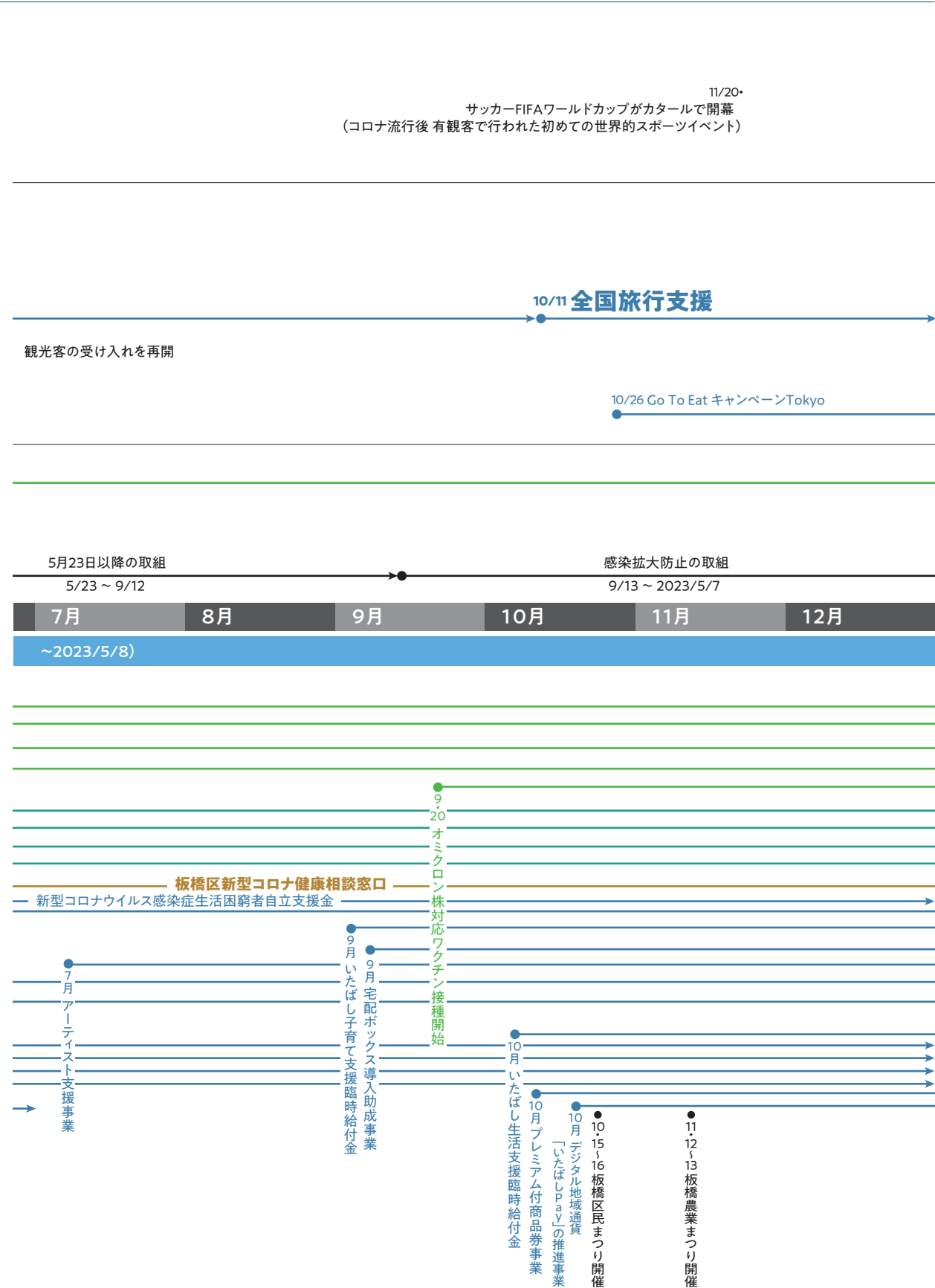
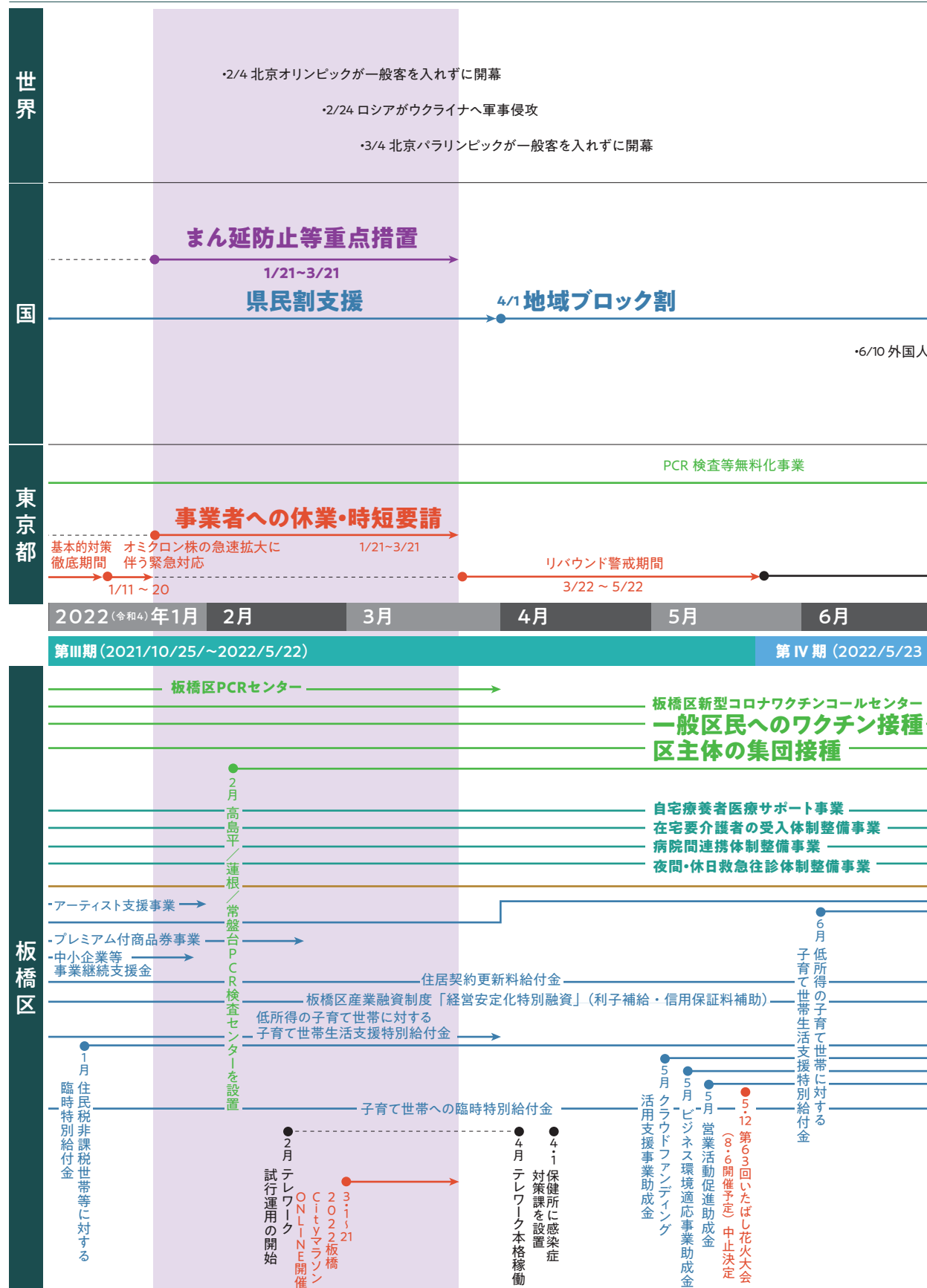
齋藤英治(板橋区医師会会長)× 坂本 健(板橋区長)× 鈴木真美(板橋区保健所長)

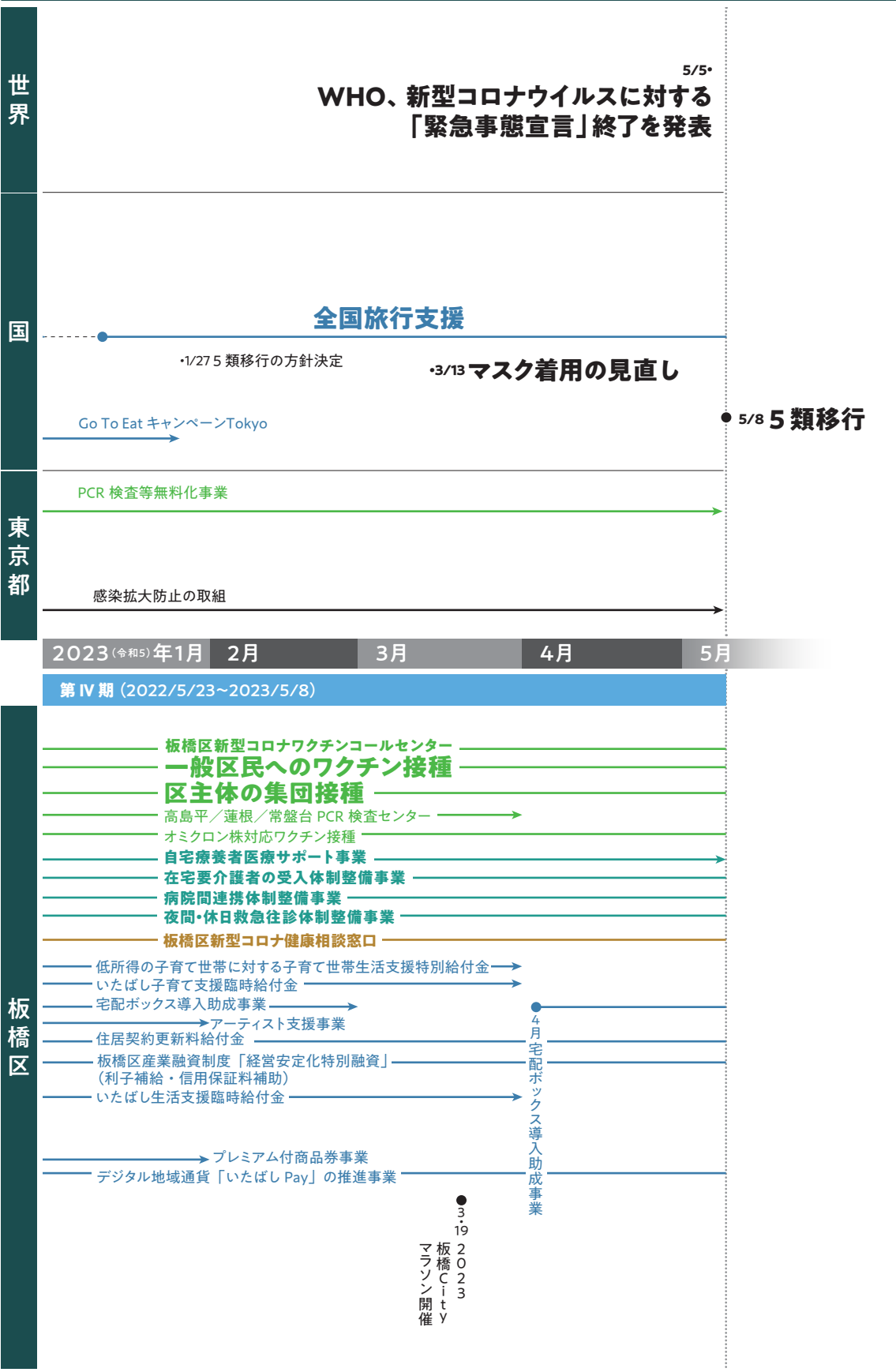
序章：新型コロナ 感染症とその対策 の1193日



板橋区新型コロナウイルス感染症対策タイムライン



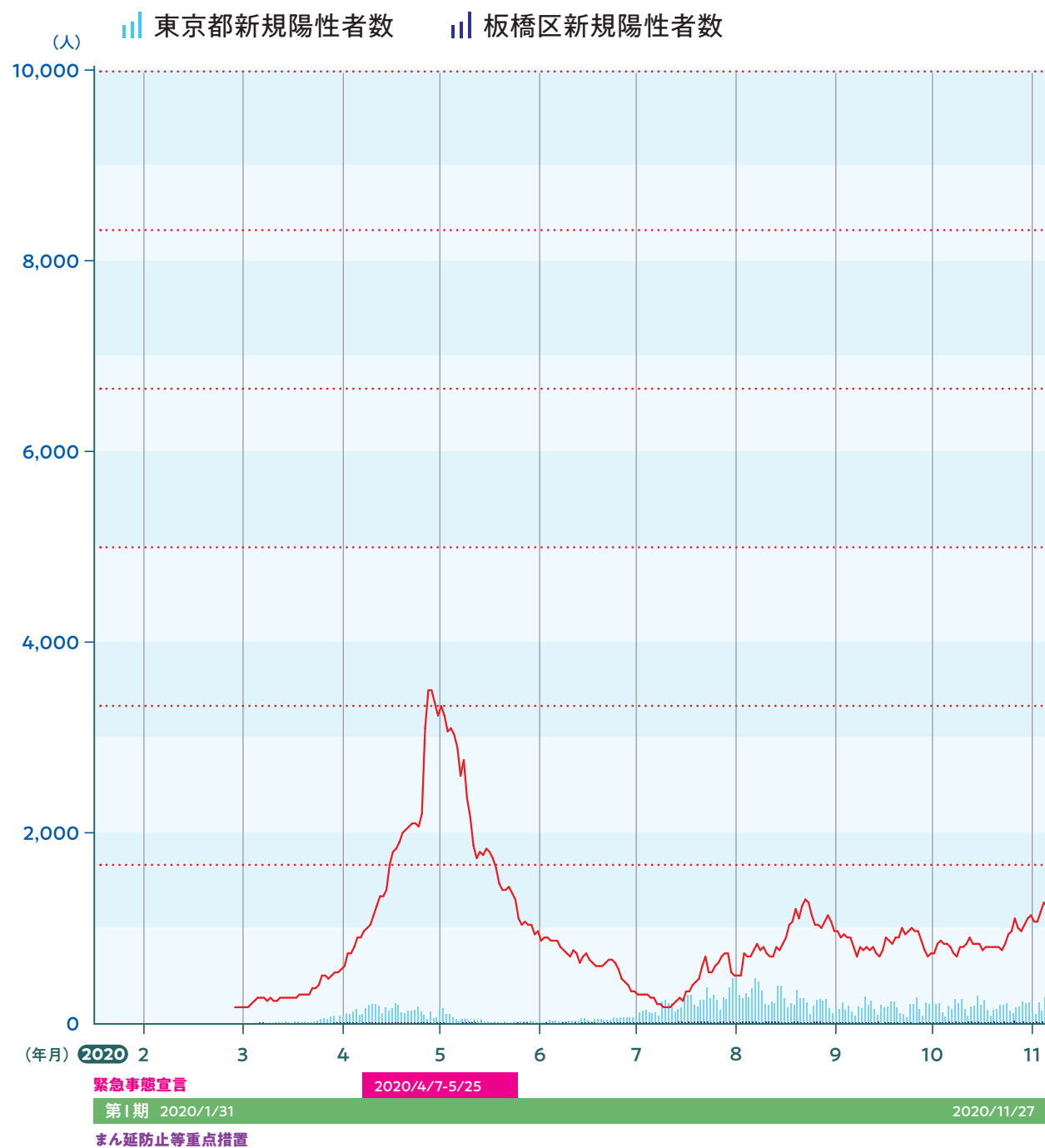


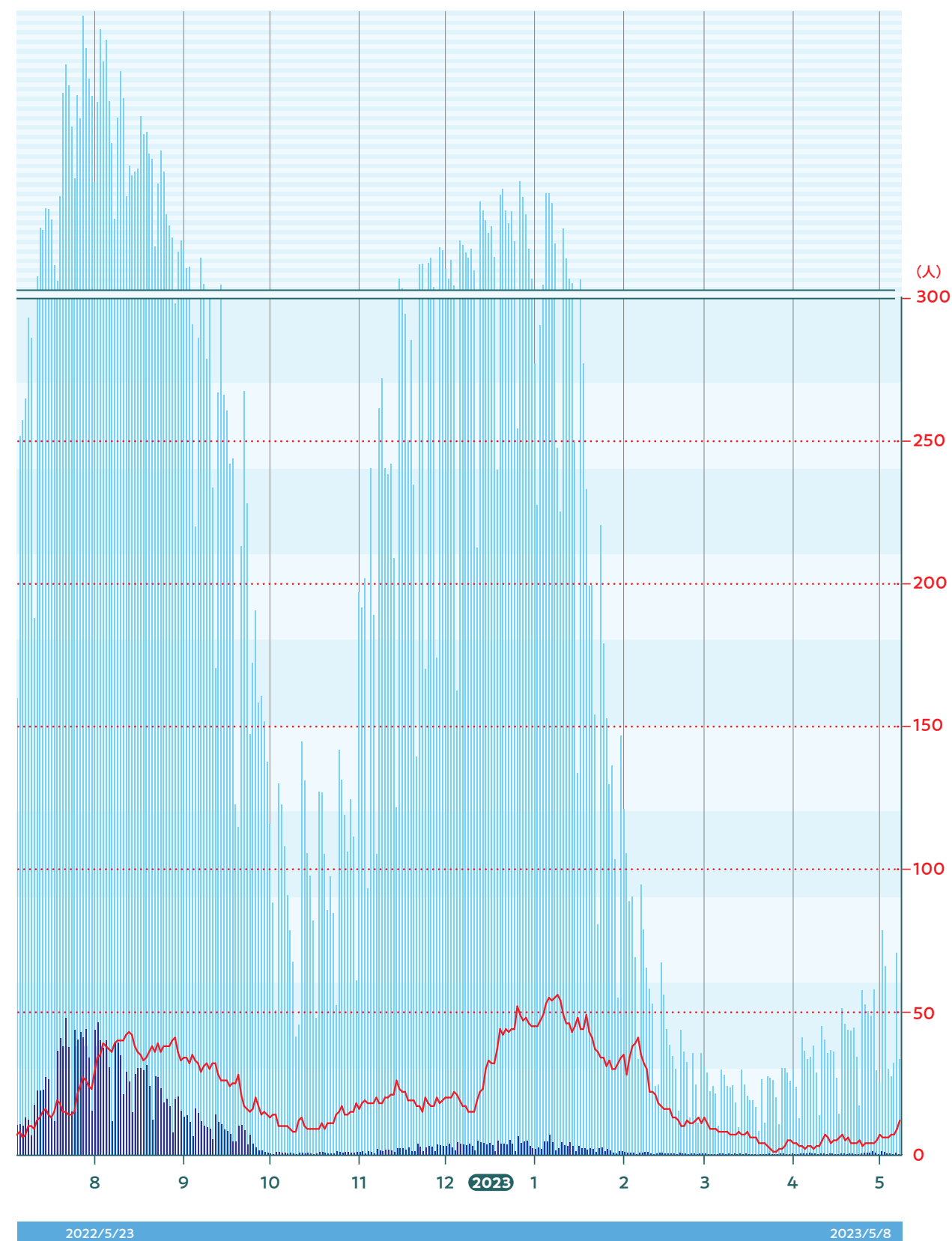
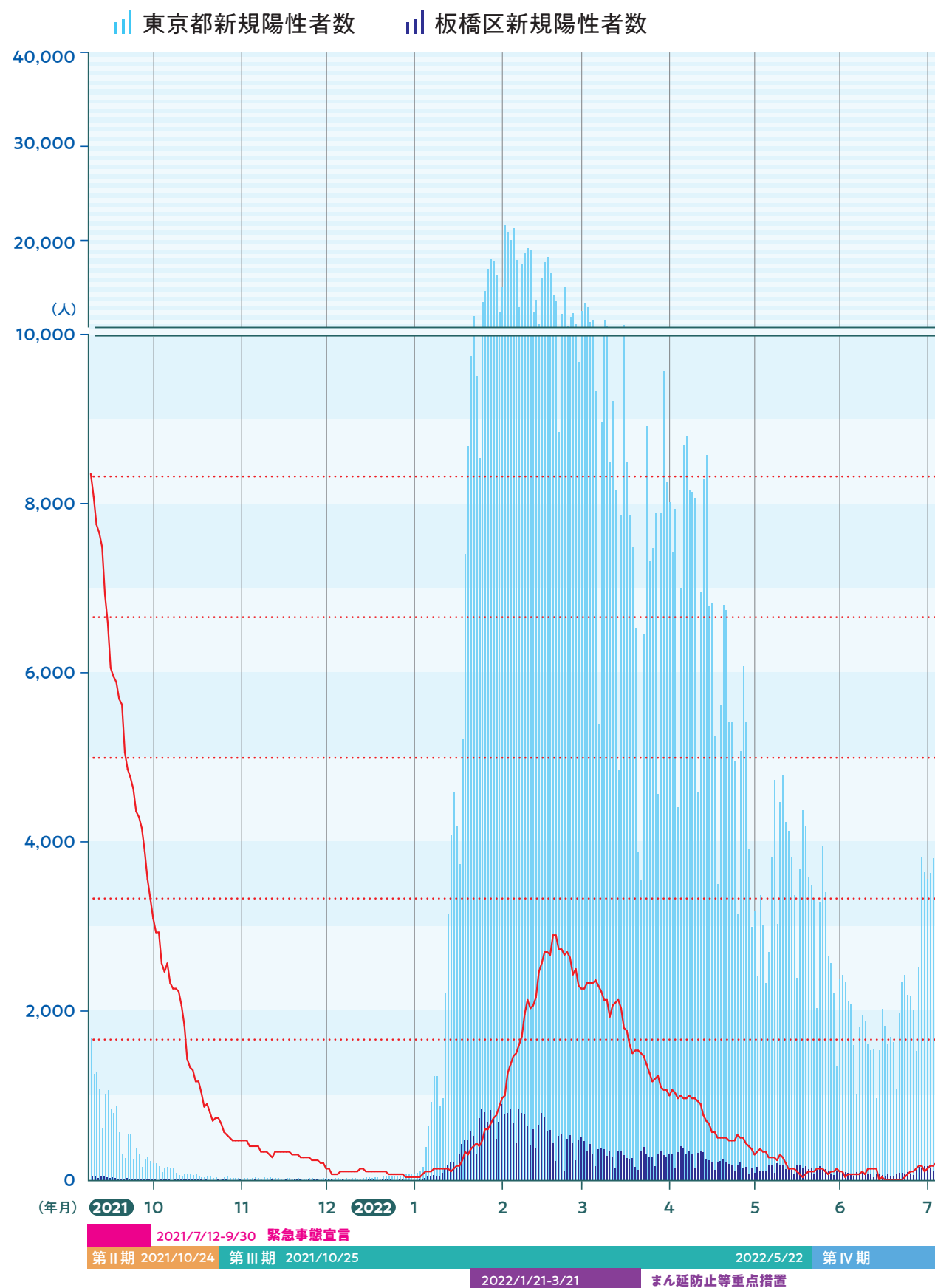


① 新規陽性者数・重症患者数の推移

東京都／板橋区

2020年2月～2023年5月の東京都における新規陽性者数・重症患者数、板橋区における新規陽性者数の推移です。前半に重症患者数のピークを迎えますが、後半で重症患者数は減少する一方で陽性者数が爆発的に増加したことがわかります。





② 統計データで見る 「新型コロナの影響」

板橋区では、各種統計調査の結果などを収録した「板橋区の統計」を毎年発行しています。これら統計データからも、新型コロナが区民生活に与えた影響を推察することができます。

※2022(令和4年)版までの掲載内容などをもとに構成しています。

板橋区の基礎データ

項目	数値	時点・期間	項目	数値	時点・期間
面積	32.22 km ²	2022/10/1	農業経営体数(個人経営体)	23 経営体	2020/2/1
人口(住民登録) *1	568,241 人	2023/1/1	農業経営体経営耕地面積	851 アール	2020/2/1
男 *1	278,023 人		工場数 *3	1,197 事業所	2016/6/1
女 *1	290,218 人		従業者数 *3	16,133 人	
人口密度 *1	17,636 人/km ²	2023/1/1	事業所数	2,902 事業所	2016/6/1
世帯数 *1	320,619 世帯	2023/1/1	従業者数	29,697 人	
老年人口 *1 (65歳以上)	131,702 人	2023/1/1	昼間就業者数	185,338 人	2015/10/1
出生	3,675 人	2021	常住就業者数	239,664 人	2015/10/1
男	1,862 人		保育所数	138 か所	令和3年度末
女	1,813 人		在籍人員	11,749 人	
死亡	5,668 人	2021	幼稚園数	33 園	2022/5/1
婚姻届出	2,915 件	2021	園児数	4,852 人	
離婚届出	788 件	2021	小学校数	52 校	2022/5/1
転入	38,950 人	2021	児童数	24,320 人	
転出	39,123 人	2021	中学校数	27 校	2022/5/1
外国人数	28,372 人	2023/1/1	生徒数	11,605 人	
一般会計予算額	229,790,000 千円	令和4年度当初	高等学校数	12 校	2022/5/1
特別区税収入額	48,172,094 千円	令和3年度	生徒数	10,154 人	
生活保護率 *2	31 %	令和3年度平均	区立児童館数	26 館	令和3年度末
医療施設数	784 か所	2022/6/1			
民営事業所数	17,825 事業所	2016/6/1			
従業者数	195,069 人				

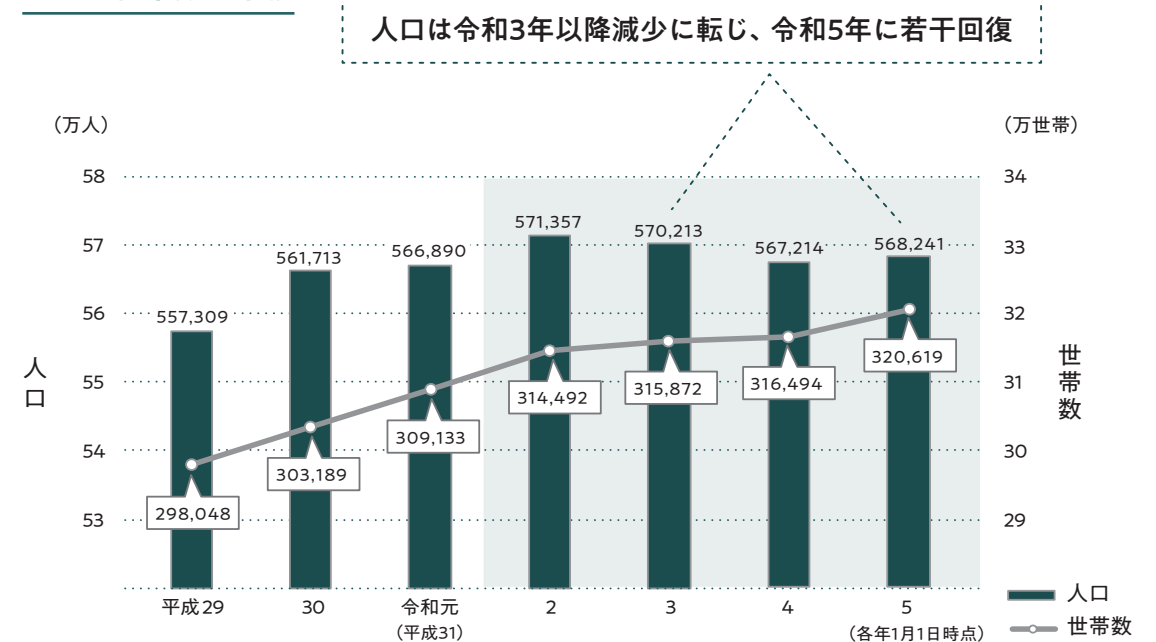
*1 人口及び世帯数: それぞれ転出予定者を含んだ数値

*2 生活保護率: 数値は千分率(%)

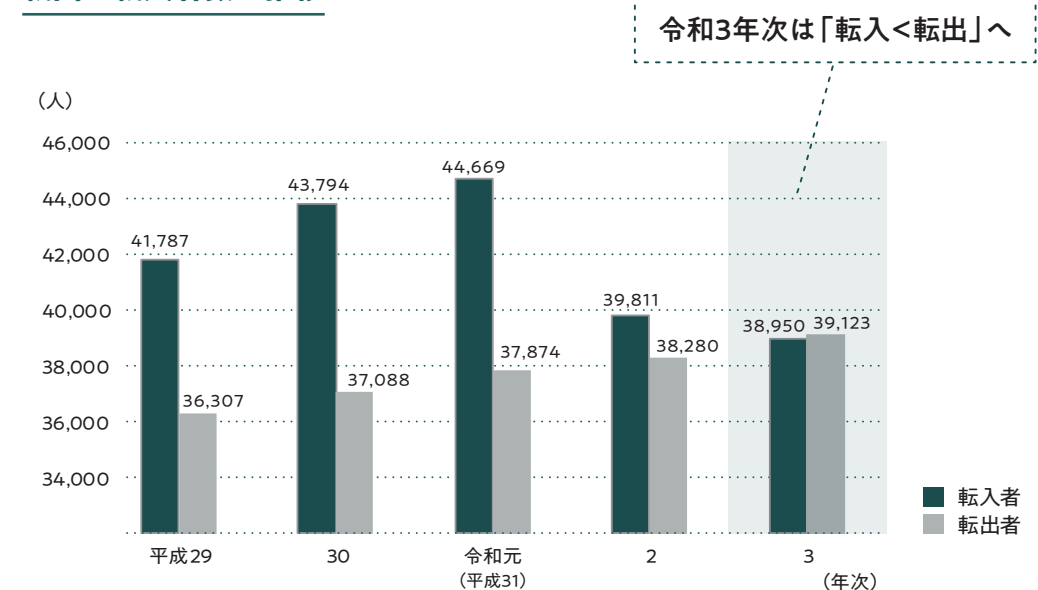
*3 工場数及び同従業者数: 総務省統計局「平成28年経済センサス活動調査」の数値

データで見る板橋区「新型コロナウイルスの影響」

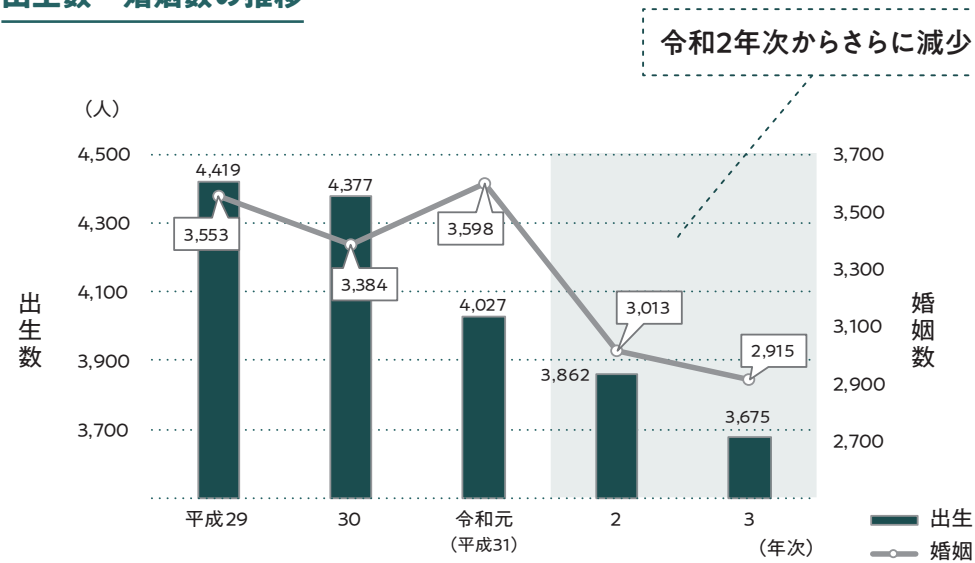
人口・世帯数の推移



転出・転入者数の推移

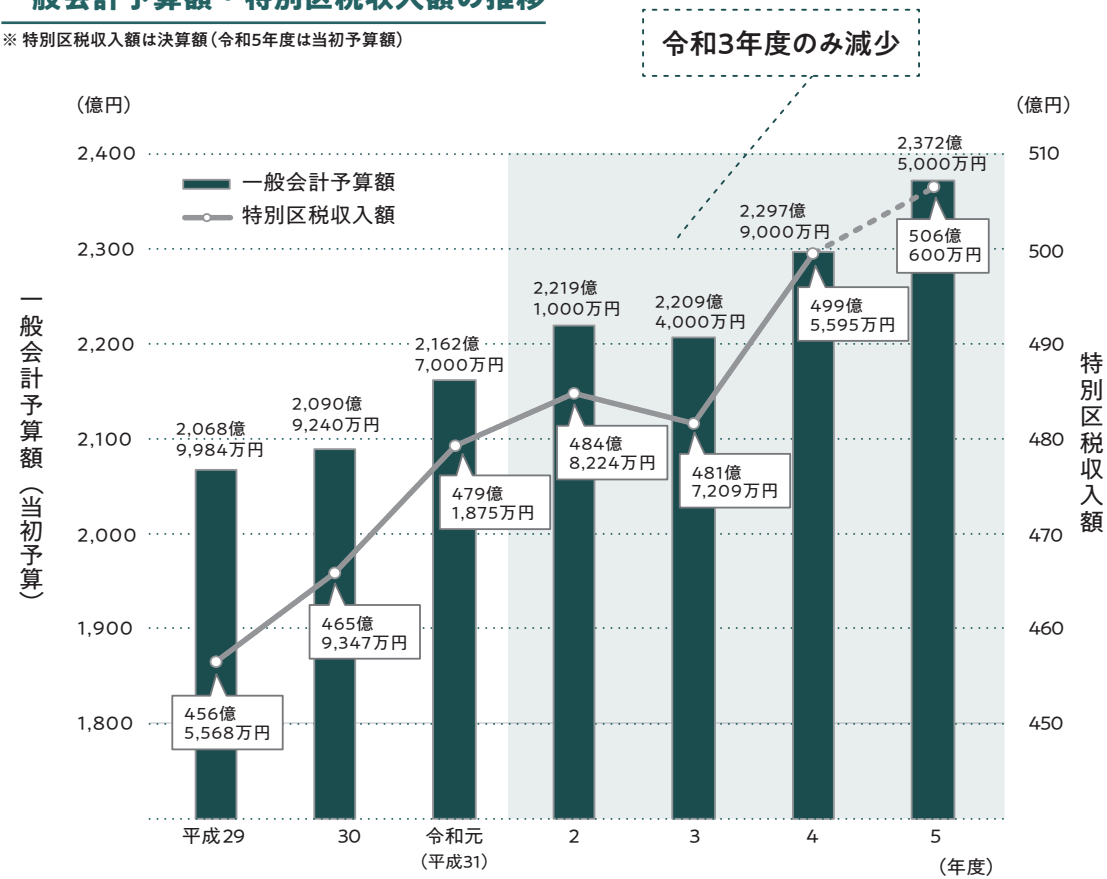


出生数・婚姻数の推移



一般会計予算額・特別区税収入額の推移

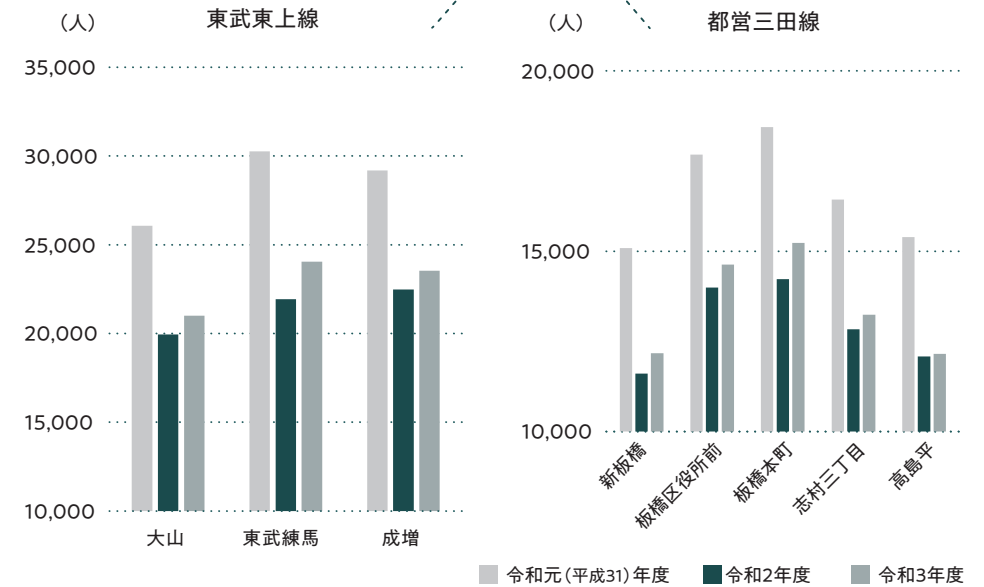
※ 特別区税収入額は決算額 (令和5年度は当初予算額)



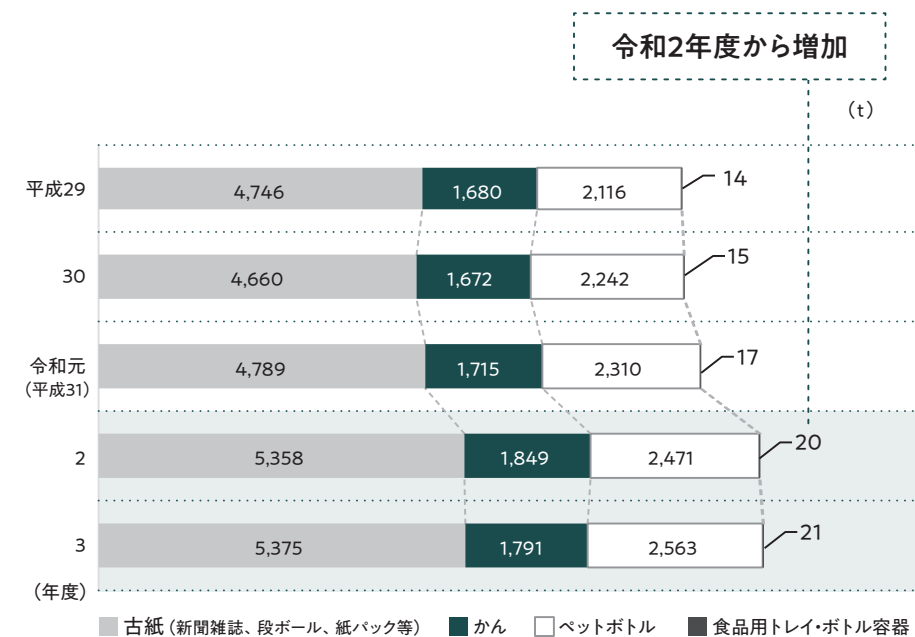
区内路線駅の乗車人数の推移

令和2年度に減少し、令和3年度に若干回復

駅別一日平均乗車人員数



食品トレイ・古紙等の資源収集量・内訳の推移



I 章：初期対応

初期対応

2020（令和2）年1月下旬から半年程度の段階で、板橋区が行った初期対応を振り返ります。感染症への対応においては、初期対応が重要です。未知のウイルスであった新型コロナウイルスについては、先行きが不透明な状況でしたが、区では柔軟・的確に対応できるよう、感染対策と併せて感染症対応の体制づくりを迅速に行いました。

対策本部設置と情報発信

全庁的な対策本部を立ち上げ、区民への情報発信を行いました。

1月

健康危機管理対策本部を設置

新型コロナ感染症に対し的確な対応を図っていくため、1月31日に「健康危機管理対策本部」を設置しました。区長をはじめとする特別職や部長級職員に加え、感染症や危機管理対応に関係する課長級職員が出席

し、今後の対応等について協議しました。

区公式ホームページにおける感染症情報の発信

健康危機管理対策本部での決定により、区公式ホームページに新型コロナ感染症に関する専用ページを開設（図11）。海外渡航歴のある方への注意喚起や、感染予防、新型コロナ感染症に関する相談先などについて情報発信を行い、区の対策・対応を区民に可能な限り迅速に伝えるようにしました。

The screenshot shows the official website of the Itabashi Ward Health Crisis Management Task Force. The page is titled "新型コロナウイルス感染症について" (About COVID-19). It includes a navigation bar with links to "トップページ" (Top Page), "ライフシーンから探す" (Search by Life Stage), "くらしのガイドから探す" (Search by Life Guide), and "目的から探す" (Search by Purpose). The main content area is divided into two columns. The left column contains the title "新型コロナウイルス感染症について" and a sub-header "新型コロナウイルス感染症について". Below this, there is a list of information points: 1. Information about COVID-19, including the fact that it is a new disease and that it is spreading in China. 2. Information about the task force, including the fact that it was established on January 31, 2020, and that it is responsible for coordinating the response to the outbreak. The right column contains a sidebar with links to "防災気象情報" (Disaster and Weather Information), "板橋区の天気" (Weather in Itabashi), "区民の声" (Voice of the Residents), and "ご質問とご回答" (Questions and Answers). There is also a section for "関連情報" (Related Information) with links to "板橋区感染症ニュース" (Itabashi Ward Infectious Disease News), "感染症発生届" (Infectious Disease Occurrence Report), "HIV抗体検査・性感染症検査及び相談" (HIV Antibody Test, Sexually Transmitted Infection Test and Consultation), "感染症定常観察調査" (Infectious Disease Regular Observation Survey), "結核の定期健康診断報告について" (About the Regular Health Checkup Report for Tuberculosis), "成人男性週しん定期検診事業（抗体検査及び予防接種）について" (About the Adult Male Weekly Regular Checkup Program (Antibody Test and Vaccination)), "結核区感染症定常観察調査とは" (What is the Itabashi Ward Infectious Disease Regular Observation Survey?), "デング熱について" (About Dengue Fever), "結核という病気" (About Tuberculosis), and "結核医療費公費負担について（医療機関向け）" (About the Public Funding of Tuberculosis Medical Expenses (For Medical Institutions)). At the bottom, there is a section for "お知らせ" (Notice) with a link to "結核講演会「結核患者が

【図11】新型コロナ発生直後、板橋区公式ホームページで感染症に関する情報を掲載

2～5月

庁内の感染対策

区役所は通常どおり開庁しましたが、感染対策として、ソーシャルディスタンス確保のサイン表示を行うとともに、窓口への飛沫防止パーテーションの設置、距離を確保した待合椅子の配置などを実施しました。また、区公式ホームページに「区役所に来庁せずにできる手続きについて」のページを作成するなど、来庁者数を抑える取組も実施しました。

このほか、区職員の感染リスクを低減するため、3月から早出勤務・遅出勤務も自由に組み合わせて勤務することができる体制としました。4月上旬に緊急事態宣言が発出されると、業務に支障のない範囲で交代制の在宅勤務及び土日勤務、時差勤務を拡大し、執務室内の人員密度の低下を図りました。また、職場の換気や消毒の徹底、昼休憩を時間差で取得したり会議室をフリースペースとして開放するなど、感染リスクを低減する対策を実施しました。

保健所の体制強化

感染拡大に伴う業務ひっ迫に対応するため、体制強化を行いました。

2月

2類相当指定感染症に対応する保健所の業務ひっ迫

2月1日、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に基づき、新型コロナ感染症は2類相当の指定感染症に指定され、全数把握対象疾患となりました。

これにより、医師は診断をした際に保健所への届出が必要となり、保健所では、感染経路把握を目的とした患者への行動歴の聞き取りや濃厚接触者の特定を行う積極的疫学調査、患者の健康観察の実施など、多岐にわたる業務を行う必要が生じました。

4月

保健所の体制強化

急増する新型コロナ患者に対応するため、組織改正や職員の兼務発令、他部署からの応援、保健師 OB・OG による業務支援等、あらゆる方策による保健所の体制強化を図りました。感染症対策業務を担う予防対策課感染症グループは当初、保健師の係長のもと、保健師、診療放射線技師、事務職で構成されていましたが、業務の増加により、4月に課内の他グループの保健師3名や、保健師 OB・OG による業務支援対応を図ったほか、7月には、部内保健師6名の兼務発令等により人員体制を強化しました。

健康相談の体制づくり

区民からの相談に対応する健康相談窓口を設置しました。

2月

板橋区帰国者・接触者相談センターを設置

2月3日、国の求めに応じ、発熱、咳などの呼吸器症状がある方からの相談を受け付ける相談窓口を保健所内に設置しました。その後、2月下旬に「新型コロナ受診相談窓口」へ改称して専用ダイヤルを開設し、区民

からの相談件数の増加に応じて回線を増設して対応しました。

4月

板橋区コロナ対策案内電話センターを設置

健康面以外の問合せに迅速に対応するため、問合せ内容に応じて適切に担当部署を案内する「板橋区コロナ対策案内電話センター」を、4月22日に臨時的に開設。経済活動や生活上の相談窓口、区施設・区事業の実施状況などに関する担当部署への案内を行いました。

保健所と区内医療機関との連携

感染拡大の初期から医療機関と密に連携し対応しました。

2月

板橋区感染症ネットワーク会議を開催

板橋区では、区内医療機関、板橋区医師会、板橋区薬剤師会、区保健所で構成される「板橋区感染症ネットワーク会議」を2007（平成19）年に立ち上げ、毎年開催してきました。区が健康危機管理対策本部を設置して間もない2月5日に本ネットワーク会議を開催し、新型コロナウイルス感染症について情報共有と意見交換を行いました。

4月

板橋区新型コロナ対策会議を開催

新型コロナウイルス感染症に関する情報共有や検討のため、板橋区医師会を中心として、各医療機関・保健所との連絡会議「板橋区新型

コロナ対策会議」が開催されました。参加機関は、板橋区医師会と区保健所、帝京大学医学部附属病院、東京都立豊島病院、東京都健康長寿医療センター、日本大学医学部附属板橋病院、板橋中央総合病院の5つの医療機関です。会議はオンラインで開催され、ホストは板橋区医師会が担いました。

行動制限

区主催事業の中止や学校の臨時休業を実施しました。

2月

区主催事業の中止や学校の一斉臨時休業の決定

2月20日の第3回健康危機管理対策本部会議にて、区主催事業の実施可否の判断基準を決定し、2月28日の第5回会議で、中止により区政運営に支障をきたす恐れのある事業を除き、全ての区主催事業について原則中止することを決定しました。また、政府による全国の小・中学校に対する臨時休業要請を受けて、区では3月2日の午後から春休みを挟んだ4月5日まで、区立幼稚園、小・中学校の臨時休業を決定しました。

6月

学校の段階的な再開

5月25日の緊急事態宣言解除に伴い、区では6月1日から段階的に授業や給食、行事、部活動などを再開しました。再開後の教育活動に際しては、区教育委員会が国の学校再開ガイドライン及び都の感染症予防ガイドラインを踏まえて「板橋区立幼稚園・小中

学校感染症予防ガイドライン」を作成。以降、国や都の動向及び区内の感染状況等に合わせて、適宜改訂を行いながら学校運営を行いました。

区内事業者への支援

中小企業に対する相談窓口を設け、助成等の支援を行いました。

2月

中小企業の資金繰り対策支援

新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動に影響を受ける区内中小企業等を支援するため、2月26日、資金繰りや経営に関する相談に対し、中小企業診断士が無料で対応する専用相談窓口を新たに開設しました。併せて、産業経済部産業振興課に「板橋区立企業活性化センター経営改善チーム・コロナ対策チーム」を立ち上げ、区独自の連携ネットワークを駆使し、対応方針のアドバイスや資金繰り表の作成支援など、チームを挙げた対応を図りました。また、新型コロナウイルスの影響を受けた区内中小企業の資金繰り対策として、区産業融資制度を利用する際の利子補給割合を引き上げる緊急特別融資（利子補給の優遇加算措置）を開始しました。

6月

区独自の中小企業に対する経済的支援

営業休止や自粛により売上高が減少した区内の小規模企業者・個人事業主に対して、固定費用のうち高い割合を占める家賃（店舗や事務所等の賃料）に相当する費用の一部を

助成する「小規模企業者等緊急家賃助成事業」を実施しました。

区民在宅生活への支援

動画配信サービスなどを活用して、区民生活を支援しました。

4月

「自宅で楽しむ、学べる動画」の配信

イベントの開催中止や施設の利用停止、学校の臨時休業等で社会的なつながりが大きく制限される中、区では、区公式ホームページや動画配信サービスを活用し、全14回にわたる区長による区民へのメッセージのほか、乳幼児から高齢者まで誰もが「自宅で楽しむ、学べる動画」の配信を開始しました。区の子育て応援児童館CAP'Sによる乳幼児向けの体操や高齢者向け筋力トレーニング、区内在住の芸能従事者の協力により制作した講談や落語、大喜利等の「板橋おんらいん寄席」、板橋区観光大使の協力により制作したクイズ動画「板橋区の町名わかるかな？」など、配信メニューを順次追加し、外出制限が徹底される中、明るい話題を提供することで在宅生活を少しでも楽しめるようにしました。

II 章： 感染の波を防ぐ／ 備える

1節 医療体制確保

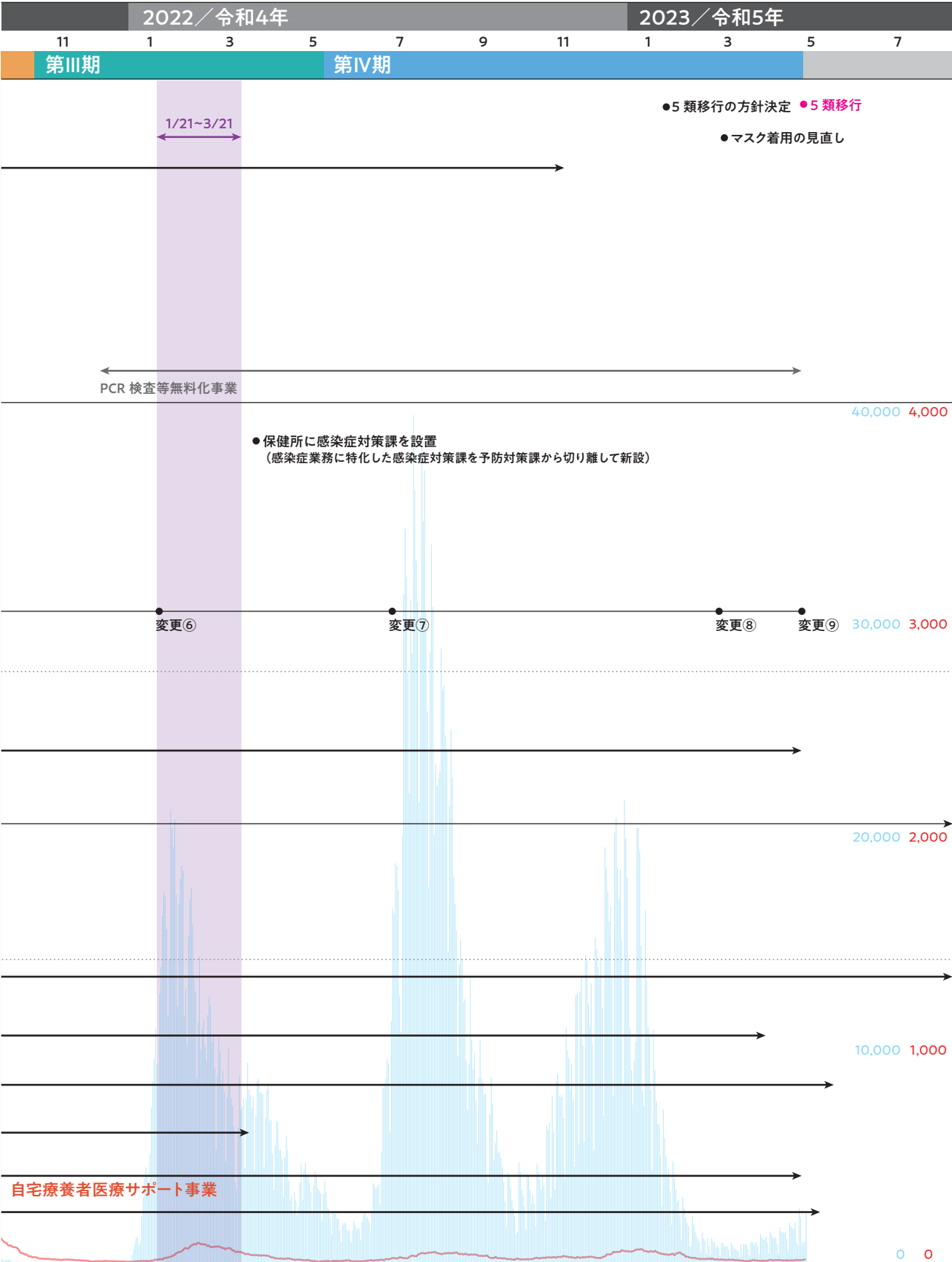
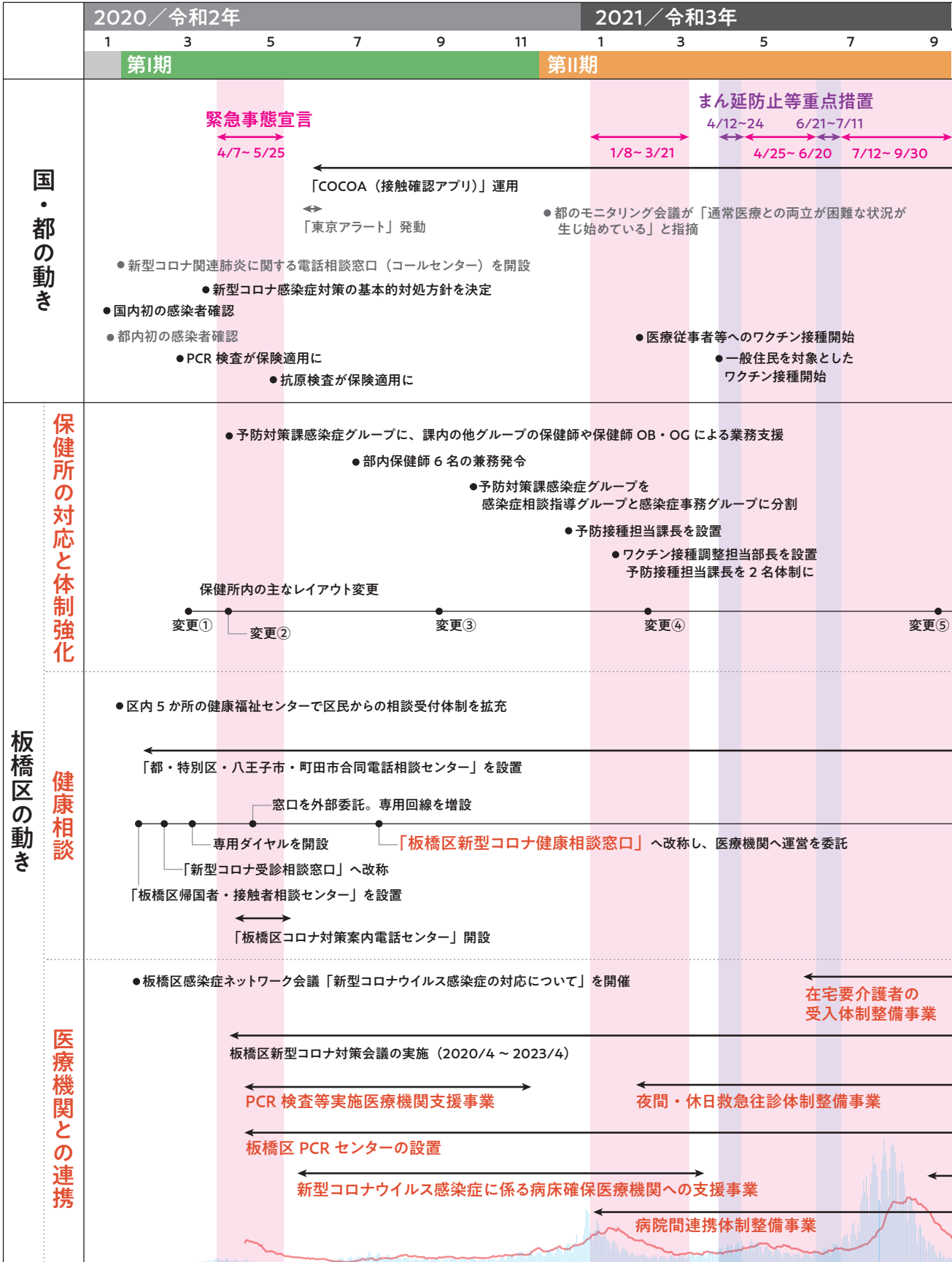
- ① 保健所の対応と体制強化
 - ② 健康相談の体制づくり
 - ③ 医療機関との連携・支援
-

2節 感染拡大防止対策

- ① PCR検査
- ② ワクチン接種
- ③ 行動制限

1 節

医療体制確保



① 保健所の対応と体制強化

保健・医療面での感染症対策は、保健所が中心となって行ってきました。その対策は、相談体制の構築、医療機関との連携、行政検査、ワクチン接種など、多岐にわたります。板橋区では、これらを推進していくために、保健所の業務・人員を拡大し、体制を強化していきました。

第Ⅰ期

感染拡大に伴い ひっ迫する保健所の業務

2020（令和2）年2月1日、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に基づき、新型コロナ感染症は2類相当の指定感染症に指定され、全数把握対象疾患となりました。これにより、医師は診断をした際に保健所への届出が必要となり、保健所では、感染経路把握を目的とした患者への行動歴の聞き取りや濃厚接触者の特定を行う積極的疫学調査、患者の健康観察の実施など、多岐にわたる業務を行う必要が生じ、感染拡大に伴い業務はひっ迫していき

保健所体制の強化

急増する新型コロナ患者に対応するため、保健所の体制強化が急務となりました。そこで、組織改正を含め、職員の兼務発令や他部署からの応援、保健師 OB・OG による業務支援等、あらゆる方策にて対応を図りました。

感染症対策業務を担う予防対策課感染症

グループは当初、保健師の係長のもと、保健師、診療放射線技師、事務職で構成されていましたが、業務の増加により、2020年4月に、課内の他グループの保健師3名や、保健師 OB・OG による業務支援対応を図ったほか、7月には、部内保健師6名の兼務発令等により人員体制を強化しました。

10月9日、同グループを保健師と診療放射線技師により構成する「感染症相談指導グループ」と、事務職により構成する「感染症事務グループ」に分けることにより、積極的疫学調査や健康観察、相談対応などの専門職の業務と、患者情報管理や入院医療費公費負担などの事務業務の役割分担を明確化し、それぞれの機能を強化しました。

第Ⅱ期

第Ⅲ期

第Ⅳ期

全庁的な応援体制

2020（令和2）年12月17日、国は新型コロナワクチン接種の実施方針を明らかにしました。ワクチン接種を、先行する医療従事者等には都道府県が、住民には区市町村が実施

することになりました。住民への接種は高齢者を優先するなど、3月下旬から国が示す優先順位に従って接種を進めることになりました。

そこで、ワクチン接種を迅速に進めるため、12月21日に保健所に「予防接種担当課長」を、2021（令和3）年1月29日に「ワクチン接種調整担当部長」を設置したうえで、予防接種担当課長を2名体制に増員（うち1名は、令和3年4月1日付で「ワクチン接種調整担当課長」に名称変更）。全体の進行管理と庁内調整を担う体制を構築し、円滑な接種の推進を図りました。

区では2021年5月から住民向けのワクチン接種を開始し、保健所業務はさらにひっ迫の度合いを強めました。そこで、状況に応じて全庁を挙げた応援体制を組み、対応を図りました。

● コールセンター

5～7月、初回接種のピーク時に板橋区新型コロナワクチンコールセンターの強化のため、保健所に区職員を動員して対応にあたりました。

● 集団接種

5・6月、各集団接種会場に区職員を配置し、受付や誘導・接種済証の交付等を行いました。

● 接種記録入力

3～5月に実施した医療従事者への優先接種記録のシステム入力作業に対して、庁内での応援により対応しました。

一方、新型コロナ患者対応業務においては、感染の拡大期に合わせて全庁的な応援体制を組み、感染状況を踏まえ、随時人員数と

執務スペースを拡大・縮小しながら対応しました。

● 事務職による応援

2021年1～3月、8～10月、2022（令和4）年1～3月、7・8月に、急増する新型コロナ患者情報のシステム入力や、新型コロナ患者向けの SMS 送信業務等に対し、保健所に区職員を動員して対応しました。

● 保健師等の専門職による応援

感染の拡大状況に合わせ、新型コロナ患者に対する積極的疫学調査や健康観察、区民からの相談対応等に対し、専門職による応援により柔軟に対応しました。

感染症対策の中枢 保健所の執務環境整備

板橋区における感染症対策業務の中心は、保健所の「予防対策課感染症グループ」でした。2020（令和2）年4月に、「感染症グループ」を増員したことをはじめ、10月9日には保健師職による「感染症相談指導グループ」と事務職による「感染症事務グループ」に細分化するなど、感染拡大の状況等を踏まえ、迅速かつ的確な対応を図るため、柔軟に機能強化に取り組みました。また、感染の拡大期には、庁内の応援職員や派遣職員の受け入れなどにより、職員を増員して業務にあたりました。保健所の体制強化による、主なレイアウト変更の流れは以下のとおりです。

● 2020（令和2）年3月

保健所3階の予防対策課事務室に「新型コロナ受診相談窓口」のスペースを確保。都派遣職員の受け入れに備え、事務室内のレイアウトを変更。

● 4月

応援職員受け入れのため、予防対策課の一部を保健所4階「こころの健康ミーティングルーム」に移設。
【写真1】

● 9月

予防対策課全体の職員増に対応するため、保健所3階の生活衛生課の一部を7階に移設し、3階の予防対策課執務スペースを拡張。

● 2021（令和3）年2月

保健所3階の生活衛生課を5階に移設し、3階全てを予防対策課の執務スペースに拡張。
【写真2】

● 9月

応援職員受け入れのため、保健所地下講堂、4階「こころの健康ミーティングルーム」・「栄養室」に予防対策課の執務スペースを拡張。（応援職員の減に伴い、地下講堂と4階「栄養室」の使用を終了）

● 2022（令和4）年1月

応援職員受け入れのため、保健所地下講堂、4階「栄養室」、区役所本庁舎南館4階の「災害対策室」に予防対策課の執務スペースを拡張。（応援職員の減に伴い、同年3月に地下講堂と「災害対策室」の使用を終了）

● 7月

応援・派遣職員受け入れのため、保健所地下講堂、区役所本庁舎「災害対策室」に感染症対策課*の執務スペースを拡張。（応援職員の減に伴い、同年8月に「災害対策室」、10月に地下講堂の使用を終了）

● 2023（令和5）年3月

保健所4階「栄養室」の使用を終了。

● 5月

保健所4階「こころの健康ミーティングルーム」の使用を終了。

* 2022年4月より、予防対策課から感染症事務係・感染症相談指導係を切り離し、新たに感染症対策課を新設

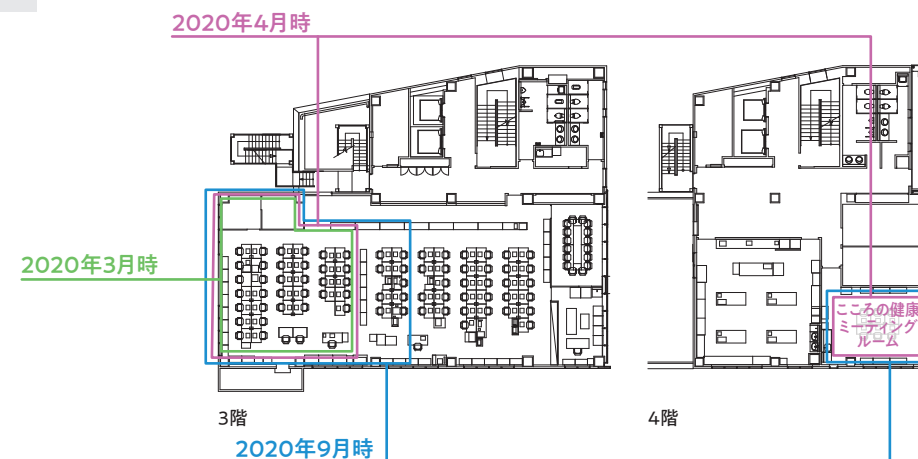


【写真1】移設した予防対策課の窓口

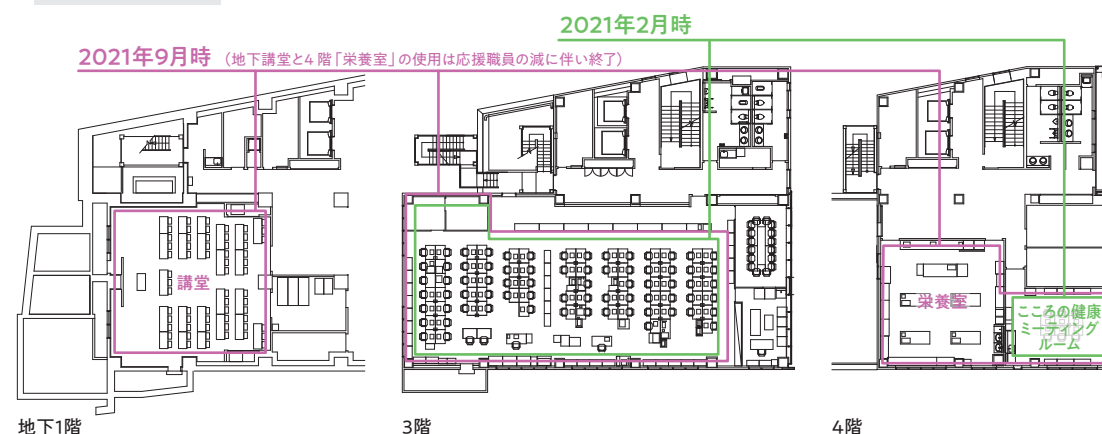


【写真2】多忙を極める事務室

2020（令和2）年

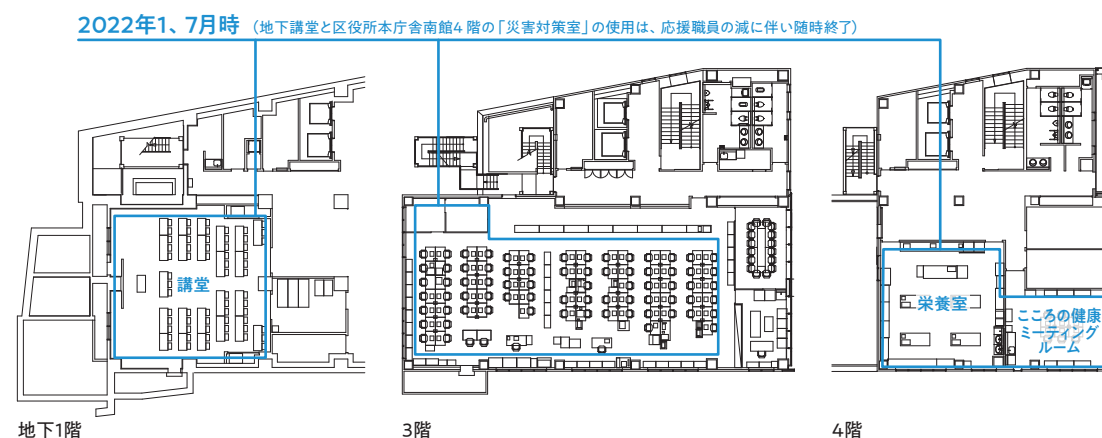


2021（令和3）年

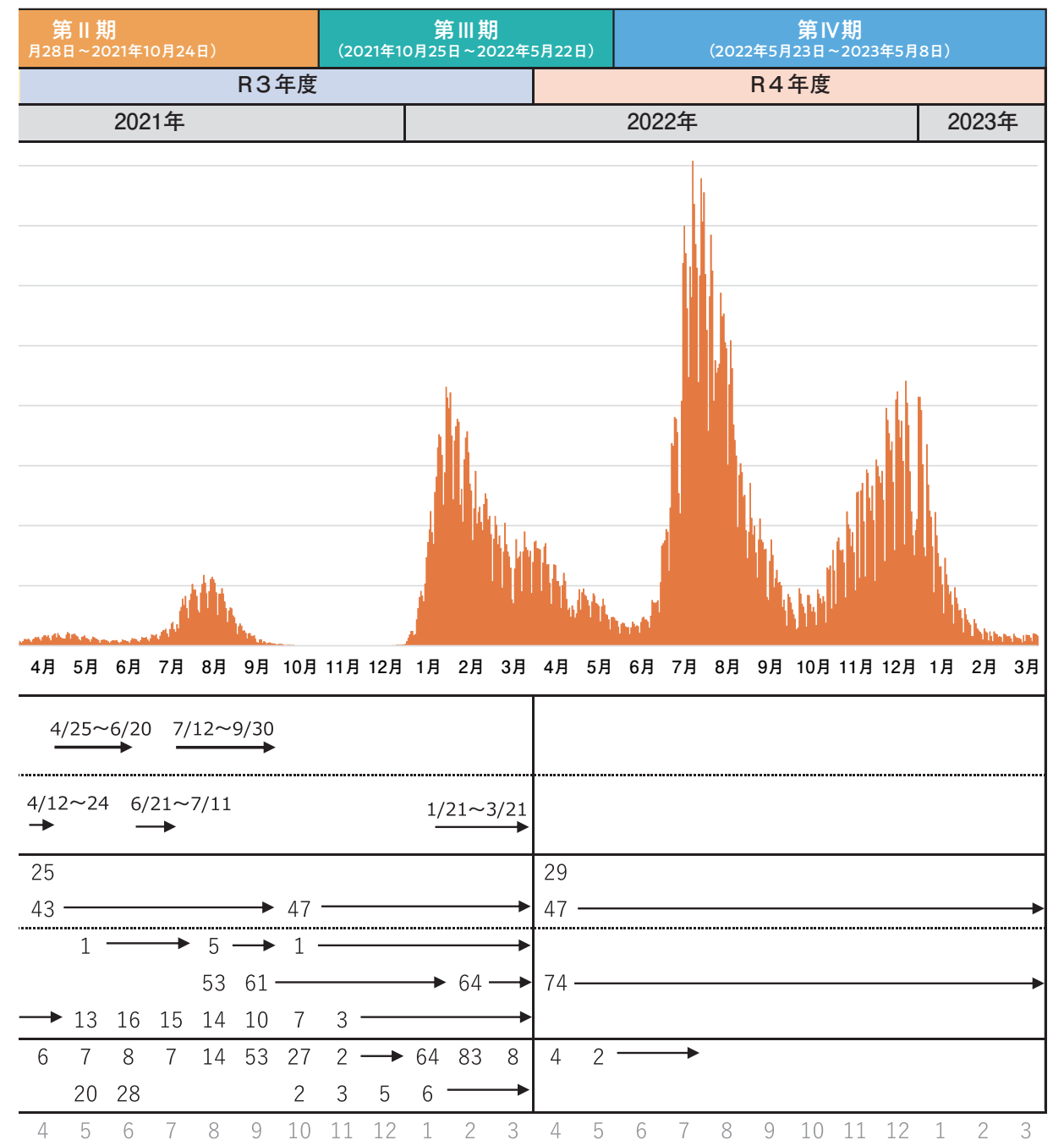
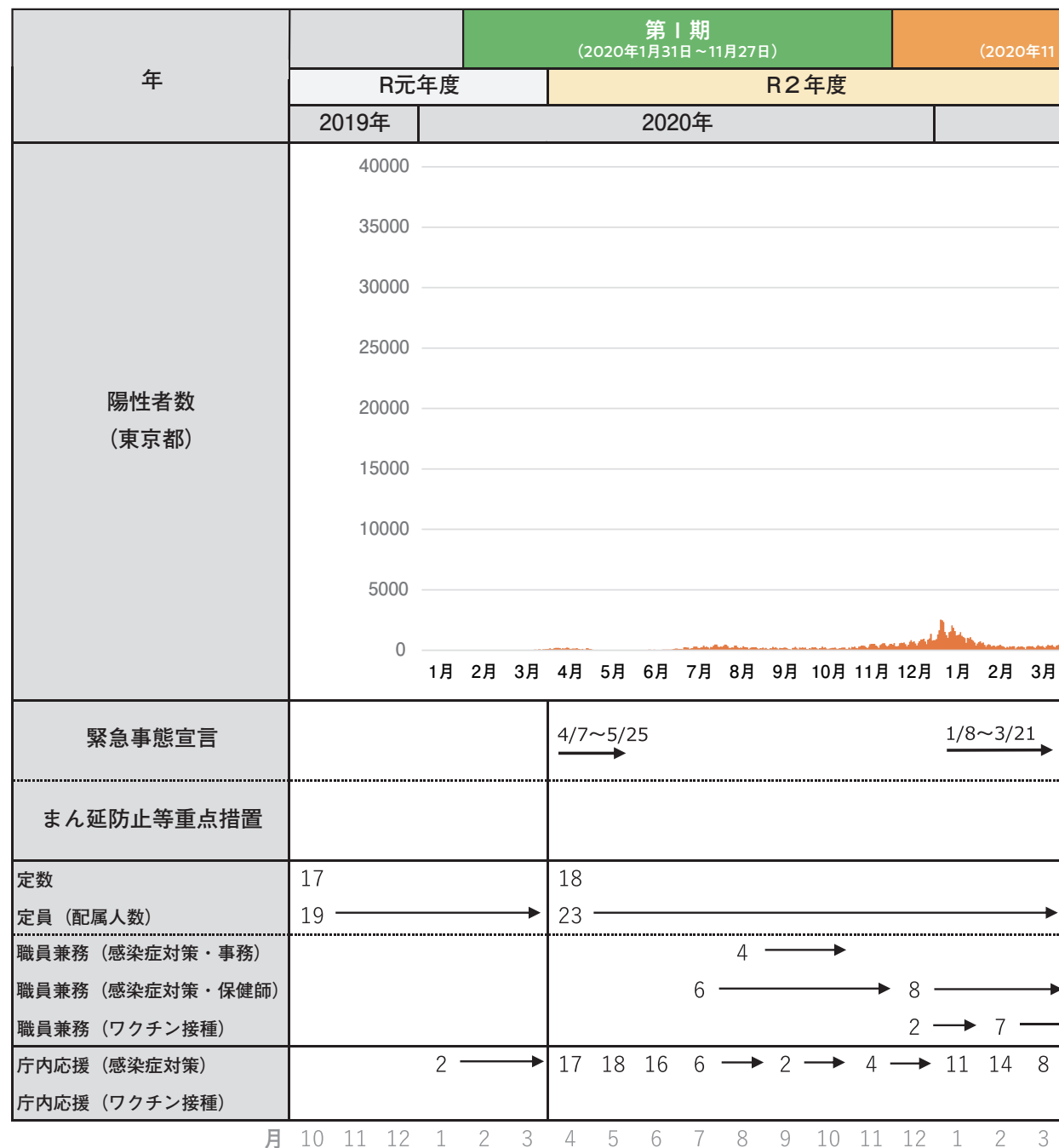


2022（令和4）年

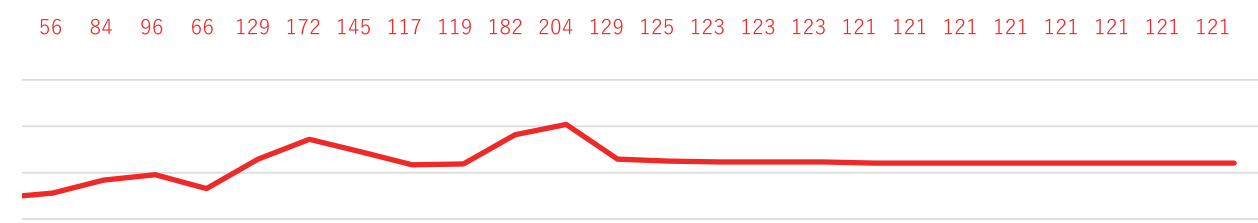
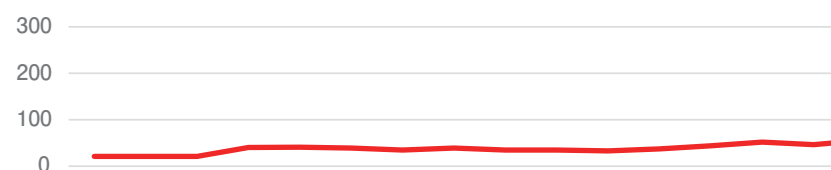
※2022年は区役所本庁舎南館4階の「災害対策室」も使用



【図1】保健所執務スペースの拡張・縮小の推移



合計従事者数(正規)



【図2】予防対策課・感染症対策課の職員数の変遷

② 健康相談の体制づくり

新型コロナウイルス感染症に関する不安解消や感染拡大防止等を目的に、区民からの相談に対応するのが健康相談窓口です。相談は、一般の区民や、新型コロナウイルス感染症と診断された患者やその家族、感染の疑いがある方から寄せられました。健康相談窓口は、区民に対して新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報を提供することで不安を解消する一方、患者や感染の疑いがある方に対しては、それぞれの症状に応じた適切な対応を案内する役割を担いました。平時から、保健所では感染症に関する相談を受け付けてきましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う問合せの増加に対応するため、相談体制を強化していきました。

第Ⅰ期 第Ⅱ期 第Ⅲ期 第Ⅳ期

相談体制の強化

2020（令和2）年1月31日、板橋区における感染症対策は、健康危機管理対策本部を設置するところから本格化しました。相談体制の構築と強化は以下のとおりです。

● 1月31日

区内5か所の健康福祉センターで、区民からの相談受付体制を拡充。

● 2月3日

国の求めに応じ、「板橋区帰国者・接触者相談センター」を保健所予防対策課内に設置。月曜～金曜の8時30分～17時に実施。

● 2月7日

都が区と合同で運営する「都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター」を設置し、月曜～金曜の17時～翌朝9時、土日祝日24時間実施。保健所内に設置した相談センターと併せて、毎日24時間の相

談体制を確保。

● 2月27日

「板橋区帰国者・接触者相談センター」を「新型コロナウイルス受診相談窓口」へ改称。

● 3月11日

「新型コロナウイルス受診相談窓口」専用ダイヤルを開設。

● 4月22日

新型コロナに関する相談窓口を案内する「板橋区コロナ対策案内電話センター」を開設。

● 5月1日

相談件数増加に対応するため、「新型コロナウイルス受診相談窓口」の運営を委託し、専用回線を増設。

● 8月1日

「新型コロナウイルス受診相談窓口」を「板橋区新型コロナウイルス健康相談窓口」へ改称し、医療機関へ運営を委託。

第Ⅰ期 第Ⅱ期 第Ⅲ期 第Ⅳ期

専用コールセンターの設置

受診相談を受け付ける

「板橋区新型コロナ健康相談窓口」

● 2020（令和2）年2月3日

「板橋区帰国者・接触者相談センター」として開設。

● 2月27日

「新型コロナウイルス受診相談窓口」に名称変更。

● 3月11日

「新型コロナウイルス受診相談窓口」専用ダイヤルを2回線開設。

● 5月1日

4月に入ると相談件数が1日500件を超えるようになり、対応件数を増やすため「新型コロナウイルス受診相談窓口」の運営を外部業者に委託し、専用回線を増設。

● 8月1日

「板橋区新型コロナ健康相談窓口」へ改称し、医療機関へ運営を委託。

健康面以外の問合せを受け付ける

「板橋区コロナ対策案内電話センター」

● 2020年4月22日

健康面以外の問合せに迅速に対応するため、問合せ内容に応じて適切に担当部署を案内する「板橋区コロナ対策案内電話センター」を臨時的に開設。経済活動や生活上の相談窓口、区施設・区事業の実施状況などに関する担当部署への案内を行いました。区役所本庁舎南館2階の人材育成センターに専用回線8回線を用意し、平日9時～17時の間、全庁的な応援体制により、区職員で5月29日まで対応を続けました（6/1以降は代表電話への自動転送で対応）。

令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
着信数	外注なし	1,671	1,154	2,797	5,573	3,585	1,500	1,313	1,628	3,331	861	856	24,269
区内患者数		12	39	223	265	120	201	389	700	1,578	445	333	4,305

令和3年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
着信数	1,400	1,976	1,199	2,511	10,127	1,871	439	313	308	15,867	14,116	2,977	53,104
区内患者数	729	813	453	1,965	4,937	1,067	52	15	25	9,985	16,145	9,288	45,474

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
着信数	2,237	1,204	890	18,171	11,822	1,984	785	1,558	2,139	1,305	273	209	42,577
区内患者数	6,976	3,913	2,347	24,066	27,723	8,007	627	1,867	3,648	2,555	443	210	82,382

令和5年度

	4月	5月	計
着信数	239	193	432
区内患者数	362	138	500

【図1】「板橋区新型コロナ健康相談窓口」の着信状況

③ 医療機関との連携・支援

板橋区の感染症対策の大きな特徴のひとつに、区内医療機関との連携と支援があります。感染症への迅速な対応のためには、大規模な病院や中小規模のクリニック等、個々の医療機関との協力と連携が必要になります。板橋区は、平時から区内医療機関と顔の見える関係を構築し、新型コロナ感染拡大初期から密に連携することで、感染拡大時に必要なPCR検査と、患者を受け入れる医療機関の拡充を図りました。

第Ⅰ期 第Ⅱ期 第Ⅲ期 第Ⅳ期

最初期から始まった医療機関との連携

板橋区では、2000（平成12）年、感染症などの発生の未然防止と発生時の被害拡大防止を図るため、「板橋区健康危機管理対策連絡会議」を設置し、その専門委員会として2007（平成19）年に「板橋区感染症ネットワーク会議」を立ち上げ、毎年開催してきました。本ネットワーク会議は、区内医療機関（院内感染対策委員医師・看護師等）、板橋区医師会、板橋区薬剤師会、区保健所で構成されています。

新型コロナ感染症が発生し、区が健康危機管理対策本部を設置して間もない2020（令和2）年2月5日に、本ネットワーク会議を開催し、新型コロナウイルス感染症について、情報共有と意見交換を行いました。

また、新型コロナ感染症に関する情報共有や検討のため、板橋区医師会を中心として、各医療機関・保健所との連絡会議「板橋区新型コロナ対策会議」が開催されまし

た。参加機関は、板橋区医師会と区保健所、帝京大学医学部附属病院、東京都立豊島病院、東京都健康長寿医療センター、日本大学医学部附属板橋病院、板橋中央総合病院の5つの医療機関です。会議はオンラインで開催され、ホストは板橋区医師会が担いました。2020年3月に会議開催の検討が始まり、第1回の会議は同年4月に開催され、2023（令和5）年4月までに全15回開催されました。

第Ⅰ期 第Ⅱ期

PCR検査等実施医療機関への支援

2020（令和2）年4月には、都内の新型コロナ患者数が1日100人を超える日が続き、さらなる感染拡大を防止するため、新型コロナ患者の早期発見を目的とした検査体制の拡充が必要となりました。そこで区は、検査実施件数を増やすため、4月28日に「板橋区PCR検査等実施医療機関支援事業」を

開始し、PCR検査等を実施する区内医療機関に対する支援金の助成や、検査に必要な物品（防護服、手袋、マスク、フェイスシールド等）を配付しました。同年3月6日にはPCR検査が健康保険適用になっていたことも追い風となり、多くの区内医療機関からPCR検査と発熱外来受付対応の協力を得ることができました。

さらに、同年4月28日に、板橋区医師会への委託により「板橋区PCRセンター」を開設し、PCR検査体制の強化を図りました。

病床確保医療機関への支援金交付

2020年4月中旬、新型コロナ感染症は第1波のピークを迎え、重症患者の増加により、感染症対応病床が不足することが懸念されました。そこで区は、6月3日に「東京都板橋区新型コロナウイルス感染症に係る病床確保医療機関への支援金交付事業」を開始。感染症対応病床を確保した医療機関に対して支援金を交付することで、感染症対応病床の整備・拡充を図り、新型コロナ患者の受入体制を充実させました。

第Ⅱ期 第Ⅲ期 第Ⅳ期

病院間連携体制整備事業を開始

2021（令和3）年1月7日、都内の新型コロナ患者数は1日2,500人を超え、第3波のピークを迎えました。この頃、新型コロナ感染症により勧告入院した高齢者等が、症状が軽快し退院の基準を満たしても、ADL（日常生活動作）の低下等により在宅での生活に速やかに戻ることができず、入院が継続と

なるケースが発生していました。そこで区は、1月18日から板橋区医師会と連携し、症状が軽快した方の区内医療機関への転院調整や、転院先医療機関による在宅生活への回復支援を行う「病院間連携体制整備事業」を開始し、病床ひっ迫の改善に取り組みしました。

自宅療養者に対する 夜間・休日の電話相談、 救急往診体制整備事業を開始

第3波では、これまで以上に陽性者数が拡大したため、入院を必要とする新型コロナ患者が自宅で入院待機や療養をするケースが増加しました。保健所では患者の体調確認と健康観察を実施していましたが、入院までの待機期間が長くなるにつれ、症状が変化する患者や、常用薬等が不足する患者も増加していました。特に夜間・休日は対応できる医療機関が少ないため、不安を抱えながら自宅で過ごす患者も多くいました。そこで区は、2月9日、自宅にて療養または入院待機している新型コロナ患者に対し、夜間・休日の電話による健康相談への対応、あるいは必要に応じて医師の往診による診察・検査・治療等が受けられる体制（夜間・休日救急往診体制整備事業）を、都に先駆けて構築しました。

在宅要介護者の 受入体制整備事業を開始

在宅介護をしている家庭では、介護者が新型コロナウイルスに感染した場合、入院が必要な状態であっても、介護者が不在となるため入院できない問題や、自宅に残り介護を

続けることで、要介護者の感染リスクが高まるという問題が生じていました。そこで区は、2021年6月17日から「板橋区在宅要介護者の受入体制整備事業」を開始し、介護者が感染した場合に、重症化リスクの高い要介護者に感染させずに介護者が安心して療養できるよう、要介護者が医療機関に入院できる体制を整えました。

自宅療養者医療サポート事業を開始

2021年8月の第5波では、感染拡大に伴い新型コロナ患者の入院先がすぐに決まらず、自宅療養を余儀なくされるケースも増えていました。そこで区は9月15日から、区内の医療機関と連携し、自宅療養者に対し医師による健康観察や救急往診を行い、24時間連絡可能な切れ目のない医療サポート体制を整備する「板橋区新型コロナウイルス感染症自宅療養者医療サポート事業」を都に先駆けて開始しました。

新型コロナ感染拡大に伴う検査・医療提供体制の確保

新型コロナ感染拡大の長期化に対応するため、2020（令和2）年4月下旬から、板橋区では、板橋区医師会の協力のもと、PCR検査や医療提供体制等に関する支援策を実施し、地域の医療体制を強化しました。

PCR検査等実施医療機関への支援

2020年4月28日、区は区内医療機関が行うPCR検査等への支援を開始。独自にPCR検査等を実施している、または実施予定の医療機関に対し、支援金の助成や検査に必要な物品の配布等の支援を実施しました。[p.60 参照]

板橋区PCRセンターの開設

2020年4月28日、区は急増するPCR検査の需要に対応するため、「板橋区PCRセンター」を開設しました。この板橋区PCRセンターは、運営を板橋区医師会に委託。同医師会の医師により、週2・3回、

1日あたり10～20件ほどのPCR検査が実施されました。[p.60 参照]

新型コロナ感染症に係る入院医療機関への支援

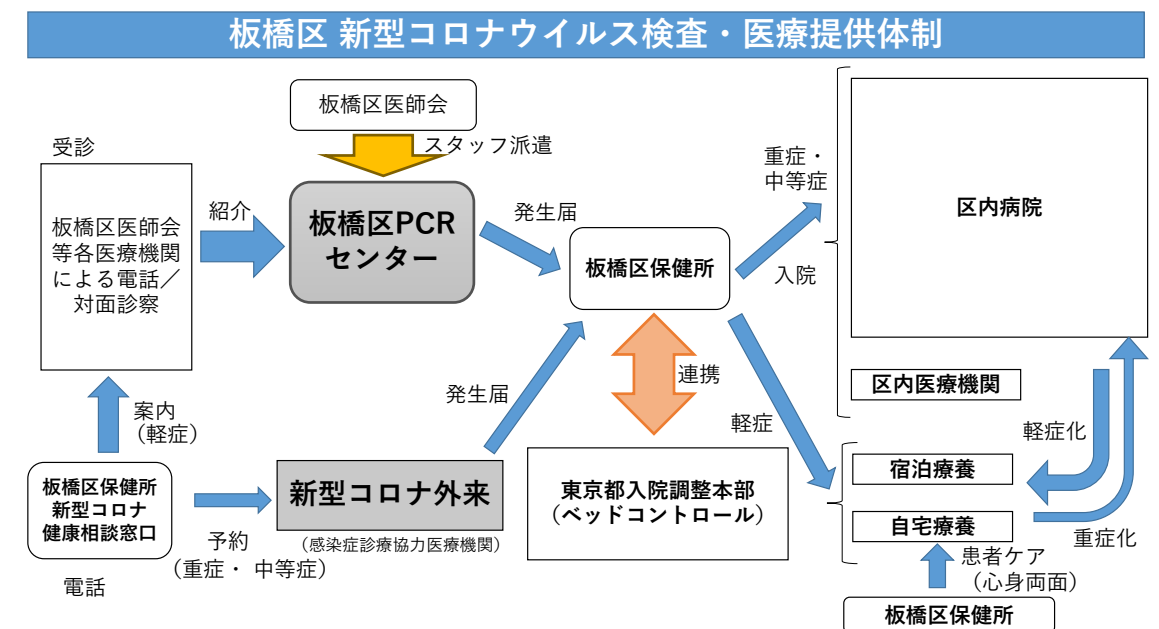
2020年6月3日、区は「令和2年度東京都板橋区新型コロナウイルス感染症に係る病床確保医療機関への支援金」の交付を開始。所定の要件を満たした医療機関に支援金を交付することで、新型コロナウイルス感染症対応病床（以下、「対応病床」とする）の整備及び拡充を図り、新型コロナ患者の受入体制の充実をめざしました。

● 対象

区内に所在する東京都指定二次救急医療機関のうち、対応病床の確保を行った機関

● 対象期間

2020年4月1日から2021（令和3）年3月31日まで



【図1】板橋区新型コロナウイルス検査・医療提供体制

病院間連携体制整備事業

新型コロナで勧告入院している患者が、病状が軽快し退院基準を満たしているにもかかわらず、入院によりADL（日常生活動作）が低下し、すぐに在宅生活に戻ることが困難なため、コロナ病床での入院が長期化している方が増え、病床ひっ迫の一因となっていました。そこで板橋区は、2021（令和3）年1月8日から、板橋区医師会へ委託し、在宅医療センター療養相談室（以下、「療養相談室」とする）が一時的な医療機関への入院を手配し、転院後の病院に機能回復訓練や在宅生活への復帰支援を行ってもらうよう、転院支援を行いました。

●対象者

区民または区内の病院に入院している、おおむね65歳以上の高齢者や障がい者（透析患者を含む）で、新型コロナに係る退院基準を満たしている方のうち、次のいずれかに該当する方

・介護者が新型コロナ陽性となり入院をしている等で、

介護者不在の間に入院が必要な方

・勧告入院中に低下したADL回復のためのリハビリ等を目的とした入院が必要な方

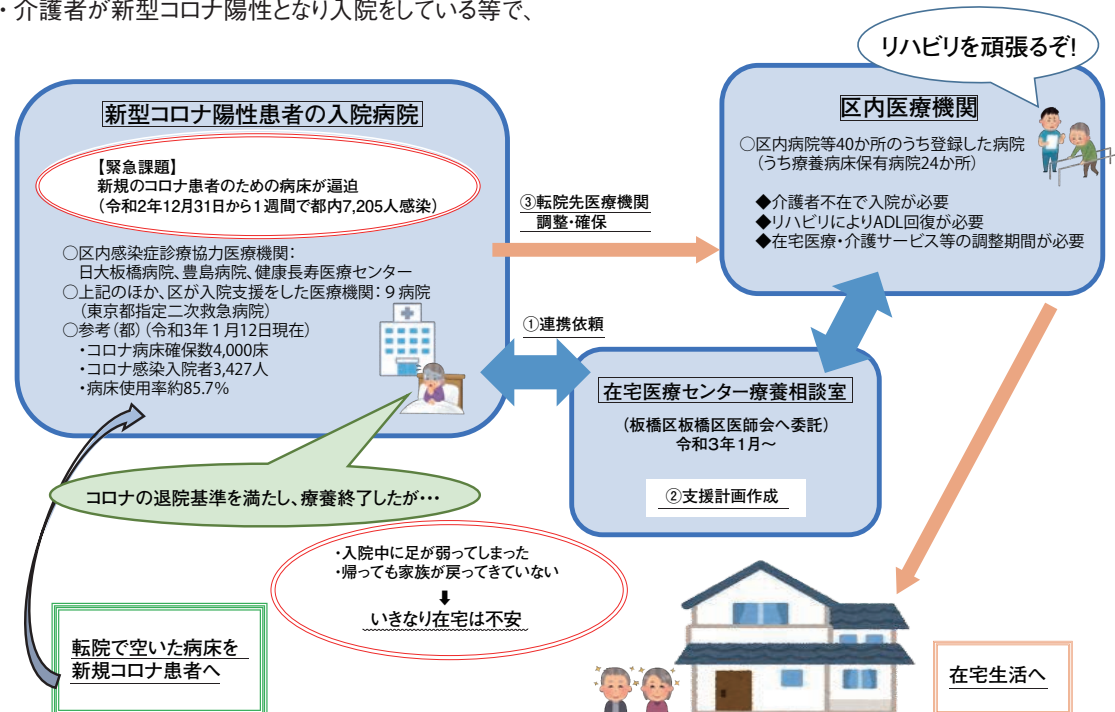
・在宅医療や介護サービス等の調整が必要となった場合、医療及び介護体制整備の時間を確保するための入院が必要な方

●対象期間

転院した日を含む14日間

●事業の流れ

- 療養相談室が、勧告入院先の医療機関または保健所から、対象者の転院についての依頼を受ける。
- 療養相談室が対象者の支援計画を作成する。
- 療養相談室が転院先医療機関の病床を確保する。
- 転院先医療機関の確保した移送手段により、対象者が転院する。
- 対象者は転院先で、在宅生活に向け必要な医療やリハビリなどを受ける。



【図2】「新型コロナウイルス対策に係る病院間連携体制整備事業」全体の流れ

夜間・休日救急往診体制整備事業

2021（令和3）年2月9日、板橋区は、自宅で療養または入院待機している新型コロナ患者に対し、夜間・休日における健康相談への電話対応や、必要に応じて医師の往診による診察・治療が受けられる「夜間・休日救急往診体制整備事業」を開始しました。

●対象者

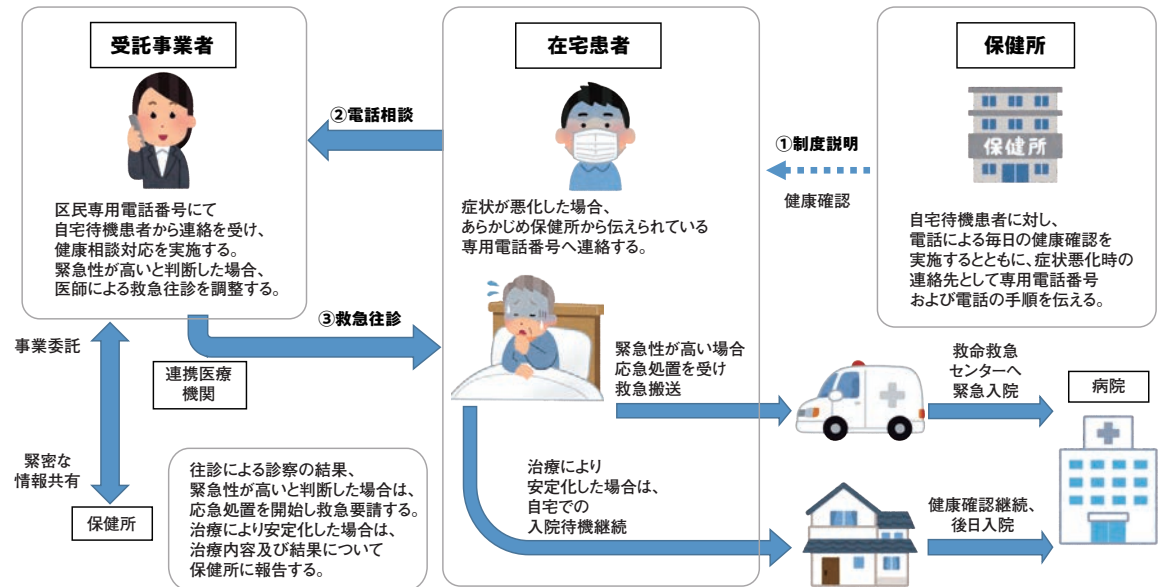
区が就業制限を行い、自宅で療養または入院待機をしており、往診時に区内在住の方（2022年2月以降、就業制限は撤廃）

●対象期間

2021年2月9日から2023（令和5）年5月31日まで、平日19時～翌朝6時、土曜日18時～翌朝6時、日曜・祝日朝6時～翌朝6時の時間帯を対象に実施

●事業の流れ

- 区は、対象者へ本事業について説明し、専用の電話番号及び相談の手順を伝える。
- 区は本人の同意を得た上で、受託事業者に対して、対象者情報を送付する。
- 夜間・休日に体調が悪化した場合、対象者は受託事業者に電話をかけ、患者番号と氏名・性別・生年月日を伝える。
- 受託事業者は電話により対象者の容体を把握し、健康相談を実施する。
- 健康相談により救急往診の必要性があると判断した場合には往診を行い、必要に応じて検査・投薬等を行う。緊急性が高いと判断した場合は、応急処置を開始し救急要請を行う。



【図3】「夜間・休日救急往診体制整備事業」全体の流れ

在宅要介護者の受入体制整備事業

在宅で介護をする家庭における要介護者・介護者間の感染を防ぐため、板橋区では2021（令和3）年6月17日から、医療機関の協力を得て、介護者が感染した場合に、要介護者が医療機関での入院ができる体制整備事業を開始。介護者と要介護者を隔離することで、介護者から要介護者への感染を防ぎ、介護者は自身の療養に専念できるようにしました。また、受診が難しかった要介護者へのPCR検査の促進にもつなげました。

●対象者

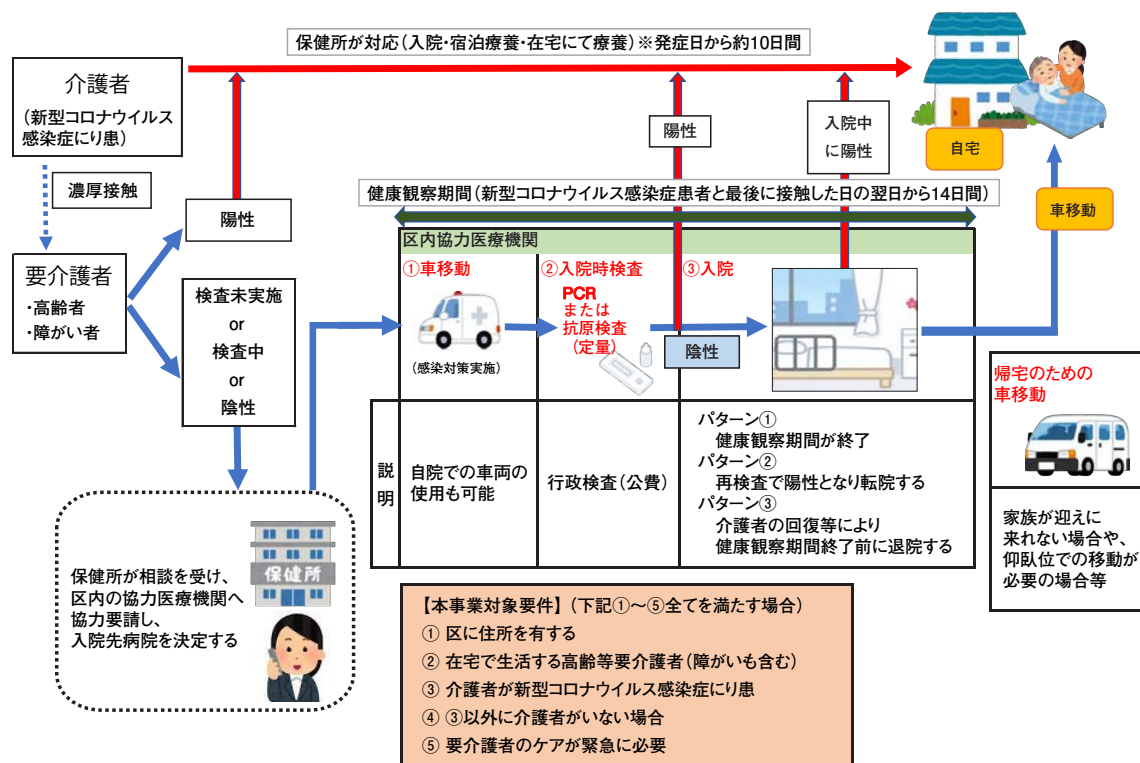
区内在住の在宅生活をする高齢者等要介護者（障がい者を含む）で、介護者が感染し、その入院や在宅療養によって他に介護者がいない方

●対象期間

要介護者の健康観察期間

●事業の流れ

1. 介護者または要介護者から連絡・相談を受けた保健所が、要介護者の体調・事情を勘案し、協定先の病院に協力を打診する。
2. 協力要請を病院が受け入れる場合、病院が要介護者を自院へ移送し、入院時にPCR検査または抗原検査を行う。
3. 要介護者は健康観察期間が終了するまで入院。



【図4】「板橋区在宅要介護者の受入体制整備事業」全体の流れ
（板橋区の在宅介護者が新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者となった場合）

自宅療養者医療サポート事業

2021（令和3）年9月15日、板橋区は自宅で新型コロナウイルス感染症の療養を行う患者に向けた医療サポート事業を開始しました。これまで保健所が担ってきた自宅療養者の日々の健康観察を、板橋区医師会と地域の医療機関が連携して行うものです。24時間体制の医療相談・往診等を受けることができ、入院にも連携して対応するなど、自宅療養中にいつでも医療を受けられる体制を整備しました。

●対象者

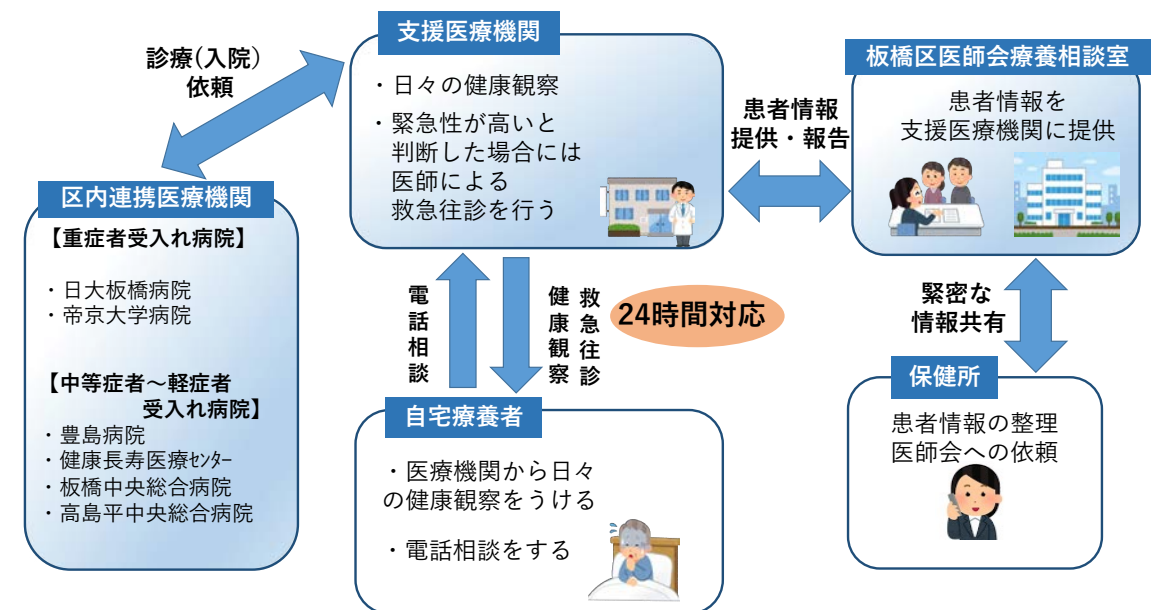
区内在住で、区が医療サポートを必要と認めた自宅療養中の方

●対象期間

医療機関に入院するまで、または自宅療養が終了するまでの期間

●事業の流れ

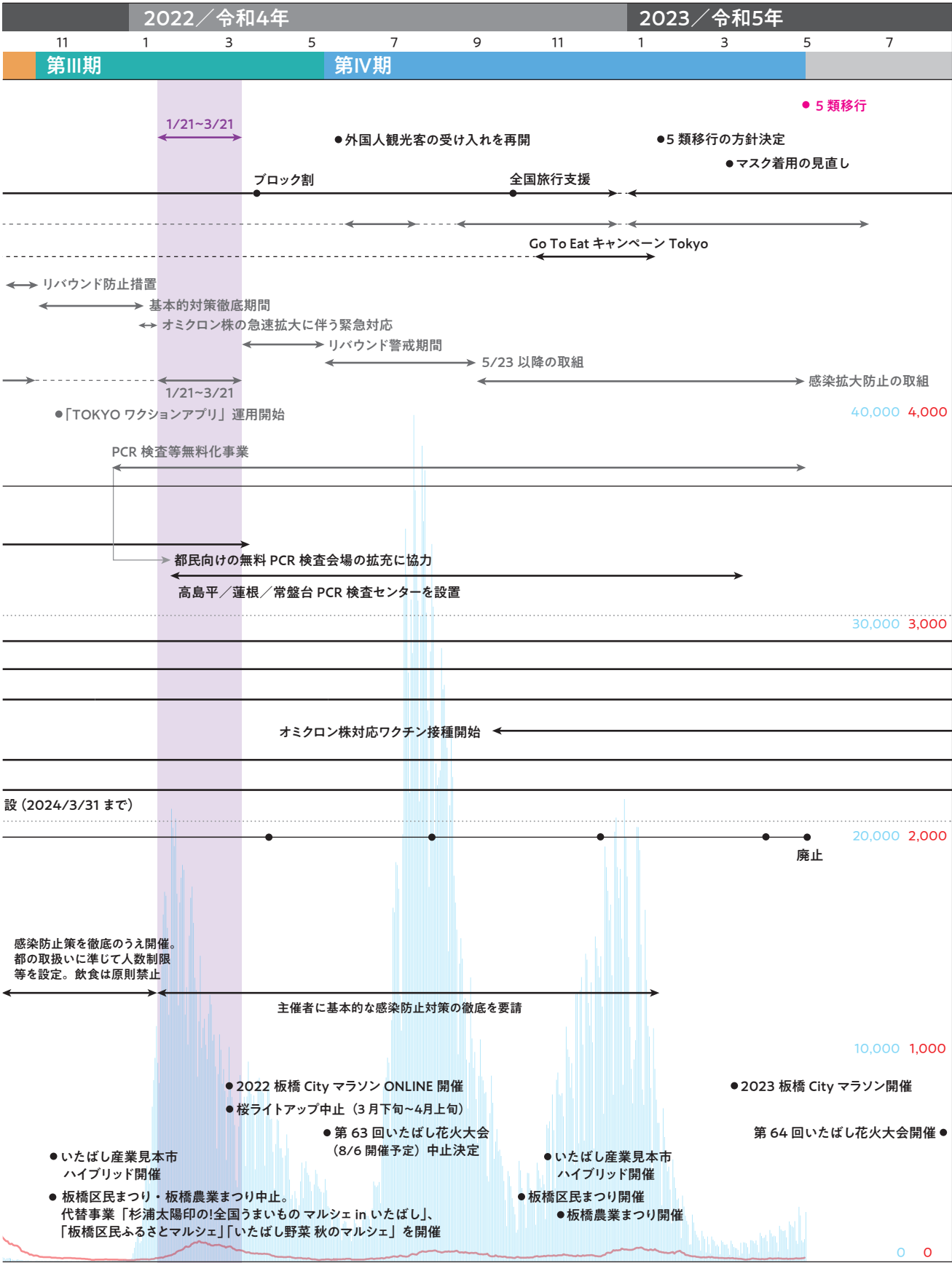
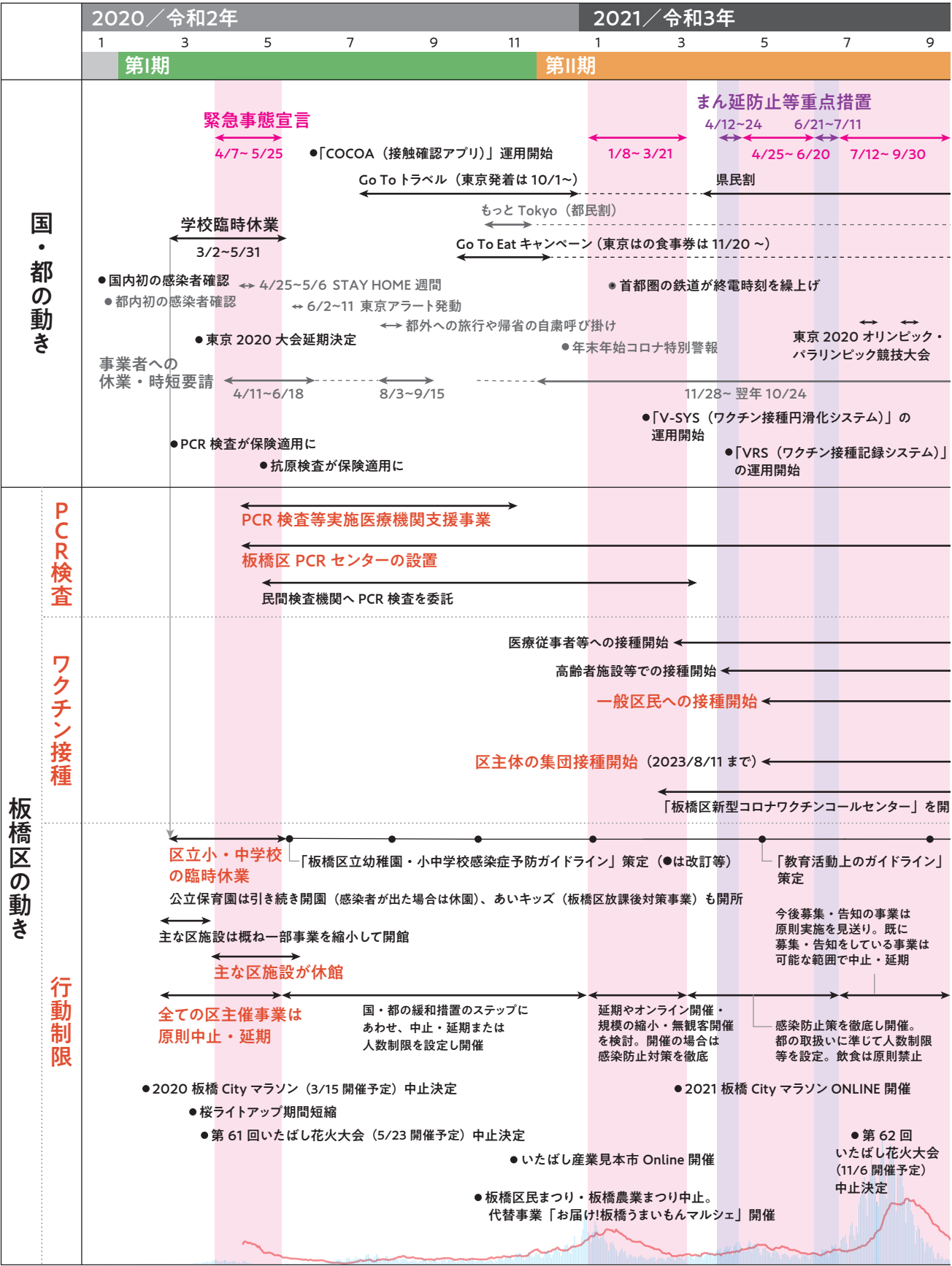
1. 区は本人の同意を得た上で、板橋区医師会療養相談室を通して、支援医療機関へ情報を提供する。
2. 支援医療機関は適宜健康観察を行い、療養相談室を通して区へ報告するとともに、自宅療養者からの相談に対応し、必要時に往診などを行う。
3. 自宅療養者の容態が悪化し、支援医療機関が入院が必要と判断した場合には、区と連携し、入院調整を行う。



【図5】「自宅療養者医療サポート事業」全体の流れ

2 節

感染拡大防止対策



① PCR検査

新型コロナ感染症の拡大や医療のひっ迫を防ぐために広く行動制限が施されてきましたが、それと同時に、感染の有無を確認できるPCR検査体制の確保が必要となりました。新型コロナの感染拡大初期は、感染の疑いのある方は、保健所に紹介された医療機関でPCR検査を実施する流れでした。その後、新型コロナの感染拡大が長期化し、区民からのPCR検査実施の要望も高まってきたことから、さらなる感染の拡大を防止し、区民の不安を払拭するため、新型コロナ患者の早期発見を目的とした検査体制の拡充が必要となりました。区は検査件数を増加させるため、PCR検査に関する支援等を実施し、地域の検査体制を強化していきました。

第Ⅰ期 第Ⅱ期

PCR 検査実施医療機関への支援

2020（令和2）年4月28日、区は「板橋区 PCR 検査等実施医療機関支援事業」を開始し、PCR 検査等を実施している区内の医療機関に対して支援金の助成や、検査に必要な物品（防護服、手袋、マスク、フェイスシールドなど）を配布しました。同年3月6日からPCR 検査が健康保険適用になっていたことも追い風となり、多くの区内医療機関からPCR 検査と発熱外来受付対応の協力を得ることができました。

第Ⅰ期 第Ⅱ期 第Ⅲ期

板橋区 PCR センターの開設

2020（令和2）年4月28日、急増するPCR 検査の需要に対応するため、区は「板

橋区 PCR センター」を開設しました。センターの運営は板橋区医師会へ委託し、週に2～3日のPCR 検査（検体採取）を実施。区内医療機関が実施するPCR 検査と合わせて、1日100件程度の検査ができる体制を整備しました。この板橋区 PCR センターは2022（令和4）年3月31日まで設置しました。

第Ⅰ期 第Ⅱ期

民間検査機関への PCR 検査の委託

区内で採取した感染の疑いのある方の検体について、当初より東京都健康安全研究センターへ検査依頼を行っていましたが、検査数の増加に伴い、結果の判定までに日数を要していました。そこで、区は、2020（令和2）年5月1日から民間検査機関に検査を委託することにより、判定に要する日数の短縮を

図りました。これにより、最短で翌日に検査結果が判定できるようになり、迅速かつ適切な医療・感染症対策を行うことが可能となりました。

第Ⅲ期 第Ⅳ期

区の公共施設を活用した無料 PCR 検査会場を開設

新型コロナウイルスは変異を重ね、2022（令和4）年に入ると感染力の強いオミクロン株が急拡大しました。この状況に対応するため、東京都はPCR 検査の無料化事業を開始しました。これを受けて区は、都が実施している「PCR 等検査無料化事業」の登録事業者に対して、新たに区の公共施設を提供することで、区民向けの無料のPCR 検査会場の拡充に協力しました。板橋区 PCR センターは2022年3月31日で廃止になり、以後、区の施設で実施されるPCR 検査は、これらのPCR 検査会場で行われました。

区と協定を結んだ登録事業者は、川崎重工業株式会社と株式会社 PROUMED の2社。会場は2022年2月上旬から「高島平PCR 検査センター（旧高島第七小学校）」、「蓮根PCR 検査センター（旧植村冒険館）」の2か所で実施し、7月から「常盤台PCR 検査センター（旧板橋土木事務所）」が加わり、「高島平PCR 検査センター」は高島平駅西口自転車駐車場横に会場を変更し実施しました。いずれの検査会場も廃止施設等を活用し、人の交差などを極力避けることで、検査を受ける方や近隣住民の安心安全に配慮しました。

PCR検査等実施医療機関への支援

2020（令和2）年4月28日、板橋区は区内医療機関が行うPCR検査等への支援を開始。独自にPCR検査等を実施している、または実施予定の医療機関に対し、支援を行いました。

● 支援内容

PCR検査・抗原検査・その他新型コロナウイルス感染症にかかわる検査実施に対し、実績に基づき支援

金を交付。併せて、防護服・手袋・マスク・目の防護具・検体採取容器など、PCR検査等で必要とされる物品を配布

● 対象期間

実施日が2020年2月1日から2021（令和3）年3月31日までの検査等が対象

※ PCR検査体制の拡充という本来目的を達成したため、2020年11月をもって事業終了

板橋区PCRセンターの開設

区は急増するPCR検査の需要に対応するため、「板橋区PCRセンター」を開設しました。概要は以下のとおりです。

● 設置期間

2020（令和2）年4月28日から2022（令和4）年3月31日まで

● 設置場所

旧高島第七小学校

● 検査体制

外部と区画した検査室を設け、板橋区医師会の医師が検体採取を行う。検査結果は、かかりつけ医から本人に伝えられる。検査結果が陽性となった場合は、かかりつけ医が保健所に発生届を提出する。

● 予約方法

対象者のかかりつけ医がPCR検査の必要性を認めた場合、委託先である板橋区医師会の窓口へかかりつけ医が電話して予約。

● 開設の流れ

板橋区PCRセンターの開設にあたり、4月には、高島平地域センターで町会・自治会長を対象とした説明会を2回開催しました。その際、

・敷地内の出入りに使用するゲートを1箇所とすること

- ・検査日には、検査を実施している旨を記載した看板をゲートに貼り出すこと
- ・来所者の交通手段は自動車のみとすること
- ・検査対象者に対して、検査前及び検査後の周辺店舗や施設等の立ち入り禁止の徹底を依頼することを取り決め、近隣住民の安心・安全に配慮した体制を整えました。

板橋区PCRセンターの開設前に、会場となる旧高島第七小学校では、来所者が検査室へ円滑に移動するための外周工事を実施。出入り口として指定されていた北門から校庭間の道幅を拡張して車両が通れるように舗装を改修し、校庭に壁を設置して迷わず検査室へ向かえる動線を設置するなど、来所者のスムーズな移動を実現するための準備を行いました。

検査室内には、HEPAフィルタ付簡易陰圧室構造の検査室や、集塵機を設置。防護服で作業する医師の暑さ対策のため、エアコンを増設しました。検査室は一方通行とし、室内を汚染区域・準汚染区域・清潔区域に分けたうえで、それぞれのエリアに立ち入ることができる人を服装で区別するなど、空気の混在やウイルス付着を防止するための管理が行われました。



【写真1】PCR検査センターの入り口



【写真2】ビニールカーテンで仕切られたHEPAフィルタ付簡易陰圧室構造の検査室

区の公共施設を活用した無料PCR検査会場

2022（令和4）年2月から、板橋区は、東京都都民を対象に実施する「PCR等検査無料化事業」の登録事業者に対して、区の公共施設を提供し、無料PCR検査会場の開設に協力しました。開設にあたっては、町会等を対象とした説明会を開催し、PCR検査会場の必要性について近隣住民からの理解・協力を得て各会場を開設しました。

区と協定を結んだ登録事業者の川崎重工業株式

会社は、高島平PCR検査センター（旧高島第七小学校）・蓮根PCR検査センター（旧植村冒険館）・常盤台PCR検査センター（教育科学館横 新常盤児童遊園）・高島平PCR検査センター（高島平駅西口自転車駐車場横）の4会場を運営。もうひとつの登録事業者の株式会社PROUMEDは、常盤台PCR検査センター（旧板橋土木事務所）の運営を実施しました。



【写真1】高島平PCR検査センター（旧高島第七小学校）



【写真2】蓮根PCR検査センター（旧植村冒険館）

会場	高島平PCR検査センター 【旧高島第七小学校】	蓮根PCR検査センター 【旧植村冒険館】	常盤台PCR検査センター 【教育科学館横 新常盤児童遊園】	高島平PCR検査センター 【高島平駅西口自転車駐車場横】	常盤台PCR検査センター 【旧板橋土木事務所】
場所	高島平三丁目13番3号	蓮根二丁目21番5号	常盤台四丁目14番1号	高島平八丁目2番1号	常盤台三丁目27番1号
事業期間	令和4年2月4日～ 令和4年4月24日（80日間）	令和4年2月8日～ 令和5年3月31日（417日間）	令和4年7月21日～ 令和5年3月31日（243日間）	令和4年7月15日～ 令和4年8月31日（48日間）	令和4年2月21日～ 令和4年3月21日（29日間）
実施時間	（平・土日祝） 11:00～17:00	（平・土日祝） 9:30～13:00、14:00～16:30	（平・土日祝） 10:00～16:30	（平・土日祝） 12:00～18:30	（平・土日祝） 11:00～17:00
受検方法	事前予約制・当日予約制	事前予約制のみ	事前予約制・当日予約制	事前予約制・当日予約制	事前予約制・当日予約制
総検体（1日平均）	4,097件（51件）	23,310件（56件）	13,722件（56件）	6,220件（129件）	1,641件（57件）
陽性件数（陽性率）	349件（8.5%）	1,976件（8.5%）	1,702件（12.4%）	859件（13.8%）	183件（11.2%）

【図1】公共施設を活用したPCR検査センターの実績一覧

② ワクチン接種

国民全体が感染防止対策の徹底を求められる中、国が主導となり、都道府県と区市町村が協力して、迅速に多くの国民への予防接種をめざすこととされました。時期や規模なども全く不確定であった予防接種業務を2、3か月のうちに準備・実施することが全国の区市町村に求められ、これまで他の予防接種では経験したことの無いスピードによる対応が必要とされる中、板橋区は他の自治体よりも早期に、高い接種率を達成することができました。ここでは、区を挙げて未知の業務に挑戦してきたワクチン接種の実施概要と、そこで得られた知見を取りまとめます。

第Ⅱ期 第Ⅲ期 第Ⅳ期

感染拡大防止の切り札として、早期からワクチンが求められ、研究開発が急がれていました。2021（令和3）年2月14日に、ファイザー社製のワクチンが薬事承認され、同月17日から医療従事者などへの先行接種が開始されました。5月21日には、モデルナ社製ならびにアストラゼネカ社製のワクチンが新たに薬事承認されました。

ワクチン接種体制の概略

新型コロナワクチン接種は、予防接種法上の特例臨時接種として位置付けられ、厚生労働大臣の指示のもとで期間を指定し、区市町村を実施主体として開始されました。迅速かつ確実な接種を実施するため、ワクチンの分配量・配送・接種実績を全国で一括管理する必要があったことから、国はクラウド上に情報伝達・共有を行うシステム「V-SYS（ワクチン接種円滑化システム）」を構築しました。こ

のシステム上で、国が都道府県のワクチン分配量を決定し、都道府県が区市町村の分配量を、区市町村が各医療機関の分配量を決定し、各医療機関に配送する——といった一連の管理が行われました。区は、この国のシステムを使って、ワクチンの確保・配送・接種促進・接種実績の報告を行いました。

接種期間と対象

区では、一般住民向けの接種を2021年5月15日から実施しました。当初は、2022（令和4）年2月末までが接種期間とされていましたが、期間延長が繰り返され、2024（令和6）年3月現在の接種期間は、同年3月31日までとなっています。当初は、16歳以上を接種対象として始まりましたが、12歳以上、5歳～11歳と対象を順次拡大し、生後6か月以上の乳幼児までを接種対象としています。

【板橋区の一般住民向け接種】

- ・16歳以上 2021年5月15日開始
- ・12歳以上 2021年8月10日開始
- ・5歳以上 2022年2月25日開始
- ・6か月以上 2022年11月8日開始

接種回数

当初は2回接種で完了する予定でしたが、数度にわたる追加接種を実施し、2024年3月31日までに、最大7回までの接種が可能となっています。

接種の優先順位

初回接種（1・2回目接種）では、国が優先順位を定め、医療従事者や高齢者から接種を開始しました。また、基礎疾患のある方は、年代を問わず優先接種の対象となりました。

接種費用

国が全額負担するため、自己負担は発生しません。（～2024/3/31まで）

ワクチン接種体制

- ワクチン接種全体の流れは、
- ・各医療機関・接種会場への分配量の決定
 - ・各医療機関やコールセンターでの予約受付
 - ・配送
 - ・接種の実施
 - ・接種実績の登録
 - ・次のワクチン確保
- となっています。

ワクチンの在庫と分配は、国が構築した「V-SYS」にて一括管理し、区市町村が接種会場の情報・各医療機関への分配量を

登録し、卸業者が配送結果を登録します。このシステムで、全国的なワクチン分配のコントロールが可能となりました。

また、接種実績を登録するため、デジタル庁が「VRS（ワクチン接種記録システム）」を構築し、区市町村と各接種会場に配備しました。個別接種を含む各接種会場では、事前に配布された専用のタブレット端末を用いて、接種会場名・接種医師名・使用したワクチン等を登録するとともに、被接種者の接種券のバーコードを読み込むことで、即座にVRSに接種記録が登録される仕組みになっています。これにより、リアルタイムでシステムに各個人の接種記録が反映され、各区市町村の接種実績を把握できるようになりました。

ワクチン接種の予約体制

板橋区は、接種予約等の相談に対応するため、2021（令和3）年3月1日に「板橋区新型コロナワクチンコールセンター」を開設しました。しかしながら、国によるワクチンの確保が大幅に遅れたため、実際の予約受付開始は、同年5月のゴールデンウィーク明けとなりました。

ワクチン接種の予約方法は、コールセンター、インターネット、各医療機関で分散して予約を受け付ける体制を取りました。

1 各医療機関へ直接予約（電話等）

大多数の医療機関は、この方法を採用

2 板橋区新型コロナワクチンコールセンター

区の集団接種会場と一部の医療機関の予約

・受付時間——9時～18時、週7日

・回線数——毎日60回線

（2021年7月から、平日：60回線、土日祝：40回線に）

3 インターネット（板橋区新型コロナワクチン接種予約サイト） 区の集団接種会場と一部の医療機関の予約

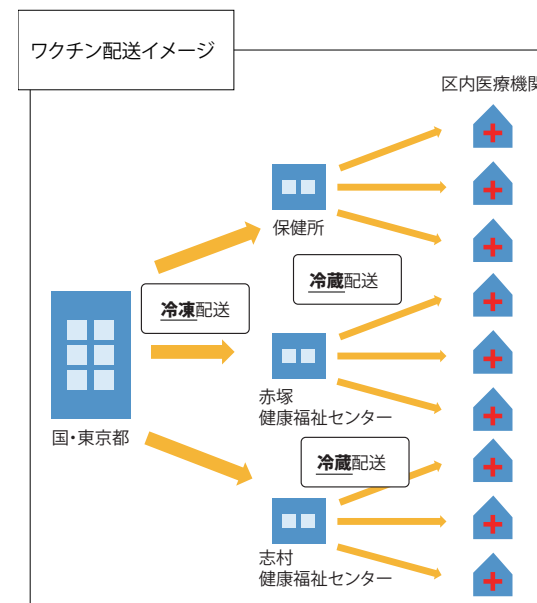
コールセンターは常時60回線を設置し、初回接種のピーク時（2021年5～6月）にはこれに加え、保健所地下講堂に20回線を設置し、区職員が対応しました。

★2021年5月の予約開始時にコールセンターとインターネットで用意した約4,200の予約枠は、高齢者を対象者としたものであることを踏まえ、全体の約3分の1をインターネットに、残りの約3分の2をコールセンターに配分しました。インターネットの予約枠は、予約開始直後に全て埋まりました。コールセンターにも申し込みが集中して回線が繋がりにくい状態が続き、予約枠は当日中に埋まりました。受付開始当初は、国から区に供給されるワクチンが不足していたため、自衛隊東京大規模接種センターや東京都の大規模接種会場など、区外の接種会場の利用も積極的に案内しました。

発注と配送

各医療機関は、希望する量のワクチンを「V-SYS」または「板橋区ワクチン受注窓口」を通じて発注します。区は注文を取りまとめ、各医療機関への配分を決定し、区内3拠点から、各医療機関へワクチンを冷蔵で配送しました。

早急に優先接種を実施する必要があった医療従事者向けのワクチンは、区職員が拠点となる病院に出向いて、小分け・配送業務を病院の職員と協力して実施しました。区内3拠点からの配送ルートについては、各拠点から3経路ずつ近隣医療機関への経路を策定し、計9経路からなる配送網を整備しました。当初はワクチン解凍後の冷蔵保管期限が5日間であったため、週2回（金曜と翌週月曜）配送しましたが、その後保管期限が延長されたため、2022（令和4）年1月以降は、隔週で配送することとしました。



ワクチンの配送体制

超低温冷凍庫の配備

ファイザーワクチンを一定期間保管するには、－75℃の超低温冷凍庫（ディープフリーザー）により保管する必要があります。この冷凍庫は、希望に基づいて国から無償提供されており、板橋区では保健所、赤塚・志村健康福祉センターのほか、集団接種会場や区内医療機関に計24台を配備しました。

また、モデルナワクチンについては－20℃での保管が必要であるため、別途、冷凍庫が国から提供され、保健所や区内医療機関に配備しました。

配送拠点の整備

各医療機関における個別接種を円滑に進めるため、超低温冷凍庫を配置した保健所、赤塚・志村健康福祉センターの3か所を、区内医療機関へのワクチン配送拠点としました。配送拠点には冷凍庫のほか、ワクチンとともに支給される注射針やシリンジ、個別配送に際しワクチンのバイアル（小瓶）を収納するバイアルコンテナや、持ち運びに使用する保冷バッグを、区が全ての協力医療機関分を購入し、保管しました。

ワクチン接種の場の確保

板橋区におけるワクチン接種は、区内343の医療機関における個別接種と、集団接種会場で実施しました。その他に、区外の接種会場も活用したほか、4区合同で東京ドームに集団接種会場を設置しました。

区内の接種会場

- ・集団接種会場（12会場）
- ・個別接種（区内343の協力医療機関）
- ・高齢者施設・障がい者施設
- ・職域接種

区外の接種会場

- ・自衛隊東京大規模接種センター（大手町）
- ・東京都の大規模接種会場（都庁等）
- ・東京ドーム接種会場
（港区・新宿区・文京区・板橋区の4区合同で実施）

集団接種会場の設置と運営

接種機会の充実を図るため、2021（令和3）年5月15日から、板橋区が主体となり集団接種を実施しました。

会場の確保

接種会場には、区施設を活用しました。中央図書館跡地や旧板橋第九小学校、旧蓮根高齢者在宅サービスセンターなど、その時点で使用していない施設を中心とし、その他の会場は、接種のピークに合わせて使用しました。

★健康福祉センターや地域センターなどの会場では、土日を集団接種会場として使用。翌月曜午前中に撤収し、平日は施設が通常利用され、金曜夕方に再設営という方法を採用しました。先行きが見通せなかったため、中央図書館跡地など、運営日時を融通しやすい廃止施設を主軸としました。

モデルナワクチン専用集団接種会場の設置

接種開始当初は、ファイザーワクチン接種との混同を避けるため、モデルナワクチン専用の接種会場を設ける必要がありました。区では、旧蓮根高齢者在宅サービスセンターと志村コミュニティホールを専用会場として、2021年7月初めに新規開設することで、モデルナワクチンを確保し、既存の集団接種会場と並行して接種を推進しました。

★ワクチンは複数の種類が開発され、国が使用を認めたワクチンを最大限活用して、接種を進めました。現に、ファイザーワクチンの供給が一時途絶えた時も、その状況を医療機関や区民へ正しく伝え、在庫のあるモデルナワクチンを利用してもらうことで、円滑な接種を継続することができました。

接種の担い手確保

ワクチン接種は、医師もしくは医師の指導のもと看護師のみが行うことができます。医師が問診を、看護師が接種を行い、薬剤師が薬液の充填や経過観察などの補助業務にあたりました。

集団接種会場	運営期間			
	1・2回目 接種	3回目 接種	4回目 接種	R4 秋接種～
赤塚健康福祉センター	R3.5.15～ R3.8.1	—	—	—
志村健康福祉センター	R3.5.15～ R3.8.1	—	—	—
中央図書館跡地	R3.5.17～ R3.9.28	R4.2.1～R5.8.31		
高島平区民館	R3.5.17～ R3.6.30	R4.2.15～ R4.3.29	R4.7.21～ R4.8.29	—
旧板橋第九小学校	R3.5.18～ R3.10.31	—	—	—
旧蓮根高齢者在宅サービスセンター	R3.7.3～R4.8.28			—
志村コミュニティホール	R3.7.5～ R3.8.30	—	—	—
徳丸ふれあい館	—	R4.2.2～ R4.3.31	—	—
グリーンカレッジホール	—	R4.2.1～ R4.4.28	—	—
仲町地域センター	—	R4.2.7～ R4.4.30	—	—
下赤塚地域センター	—	R4.2.9～ R4.3.27	R4.7.22～ R4.8.14	—
東京ドーム（板橋区枠）	R3.10.4～ R3.11.18	R4.3.3～ R4.5.26	—	—

【図1】板橋区の集団接種会場とその運営期間

● 医師会、薬剤師会、区内医療機関

2021年5月から7月まで、赤塚・志村健康福祉センター会場で、板橋区医師会が調整した医師・看護師、板橋区薬剤師会が調整した薬剤師が、予防接種業務に従事しました。7月以降、医師会や各医療機関については、個別接種に注力するため、集団接種への協力依頼を縮小していきました。

● フリーランスの医師、看護師

2021年7月から開設した旧蓮根高齢者在宅サービスセンター会場では、フリーランスの医師・看護師を配置。以降は、この方法を各会場で採用していきました。

会場運営

接種が始まった2021年5・6月は、全庁的な応援体制のもと、各会場に区職員を配置し、受付や誘導・接種済証の交付を行いました。様々な部署の職員の経験・知識を取り入れ、効率的で安全な運営のノウハウを短期間のうちに積み上げました。安定した会場運営を行えるようになった後は、人材派遣を活用し運営しました。

★区職員による会場運営で蓄積されたノウハウを生かして人材派遣を活用しながらも、予防対策課職員1名を各会場に配置して、各会場間と保健所の情報共有を密にし、万全なバックアップ体制のもと運営を行いました。

集団接種会場	協力医療機関
赤塚健康福祉センター	板橋区医師会、薬剤師会
志村健康福祉センター	板橋区医師会、薬剤師会
中央図書館跡地	愛誠病院、フリーランス
高島平区民館	日本大学医学部附属板橋病院、高島平中央総合病院、フリーランス
旧板橋第九小学校	豊島病院、日本大学医学部附属板橋病院
旧蓮根高齢者在宅サービスセンター	フリーランス、帝京大学医学部附属病院、愛誠病院
志村コミュニティホール	板橋中央総合病院
徳丸ふれあい館	フリーランス
グリーンカレッジホール	愛誠病院
仲町地域センター	帝京大学医学部附属病院、豊島病院、フリーランス
下赤塚地域センター	フリーランス

【図2】板橋区の集団接種会場とその協力医療機関

高齢者施設、障がい者施設等での接種

高齢者施設や福祉園などの障がい者の通所施設、入所施設に対しては、施設毎に接種希望を取りまとめ、必要な量のワクチンを施設もしくは提携医療機関へ優先的に配送し、一般住民に先行して2021年4月20日から接種を開始しました。

(令和3年4月時点)			
施設分類	施設数	入所者数	従事者数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	18	2,112	2,336
介護老人保健施設	9	1,123	845
介護療養型医療施設・介護医療院	5	394	383
特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス）	57	2,743	1,948
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	27	404	396
都市型軽費老人ホーム	7	60	19
サービス付き高齢者向け住宅	25	770	394
合計	148	7,606	6,321

【図1】接種を実施した区内の高齢者施設

医療従事者・エッセンシャルワーカー・職域接種

国の方針により、医療従事者は最優先で接種することとされ、板橋区では、2021（令和3）年3月に超低温冷凍庫のある病院へワクチンが配送され、先行して医療従事者の接種を開始しました。

超低温冷凍庫を配置していない医療機関についても、4月中旬にワクチンを配送し、5月末までには概ね、1・2回目の接種を完了することができたほか、歯科医師・薬剤師についても、医師会の協力のもと、5・6月に1・2回目の接種を実施することができました。

また区では、日常生活維持のために不可欠な職種に従事する、エッセンシャルワーカーへの優先接種も行いました。5月初旬には、日本大学医学部附属板橋病院の協力のもと、消防署・救急隊職員への優先接種を実施しました。このほか、保健所機能を維持するため、保健所職員に対しても、同年5月から6月にかけてワクチン接種を実施しました。

初回接種時には、ワクチン接種に対する地域の負担を軽減し、接種を加速するため、企業や大学などにおいて職域単位で接種を実施することが、国から求められていました。こうした流れの中、区役所が一つの「企業」として職域単位での接種を実施することも可能であったため、一般住民接種用とは別にワクチンを確保し、同年6月から9月にかけて、職域接種を実施しました。

対象	接種者数	所管課
保育園・児童館等	1,911	保育サービス課・子ども政策課
幼稚園	237	学務課
あいキッズ	184	地域教育力推進課
高齢者施設等従事者	801	介護保険課・障がいサービス課
清掃事務所等	208	資源循環推進課
区内商店街等	928	産業振興課
オリパラ従事者	61	スポーツ振興課
低層階窓口職員	51	長寿社会推進課
合計	4,381	

【図1】職域接種における接種者数

★区の施設内の感染リスクを軽減し、区民や関係者の安心・安全を守るため、一般住民への接種と並行して、区職員等への接種を実施しました。

職員体制

接種準備期

通常時、区で感染症対策を担当する部署は「予防対策課」となりますが、ワクチン接種に迅速かつ的確に対応していくため「予防接種担当課長」と「ワクチン接種調整担当部長」を新設。人事異動や兼務対応、全庁的な応援職員などの調整も図りながら、職員体制を整備していきました。

●2020（令和2）年12月21日

保健所に「予防接種担当課長」を設置。課長1名、兼務職員2名、予防接種係5名体制に。

●2021（令和3）年1月29日

「ワクチン接種調整担当部長」を設置したうえで、「予防接種担当課長」を2名体制に増員。（うち1名は、4月1日付で「ワクチン接種担当調整担当課長」に名称変更）

接種実施期

●2021年4月

予防接種係に兼務職員を追加で配属。

●2021年5月、6月

予防接種係に兼務職員をさらに追加し、20名を超える職員体制を整備。

●2021年9月以降

接種のピークを越えたこの時期から、順次兼務発令を解除して人員を縮小。全庁的な兼務発令は9月末まで、健康生きがい部内の兼務は10月末で終了。

感染拡大期

●2022（令和4）年4月

感染者数の拡大に対応するため、「予防対策課」から「感染症事務係」・「感染症相談指導係」を切り離し、新たに「感染症対策課」を新設しました。

さらに「予防対策課」内に、従前の「予防接種係」に加え、「予防接種第二係」を設置し、係長を含む11名に職員を拡充して事業を継続しました。これに伴い、「予防接種担当課長」は解消しました。

健康生きがい部内の応援職員は、4回目の接種実施に合わせ、6月中旬から約2か月間、週替わりで1名が業務に携わりました。

○令和2年12月～

予防対策課

管理・精神難病係、公害保健係、感染症事務係、感染症相談指導係、予防接種係

予防接種担当課長

※令和2年度末までは2人体制
（生活衛生課長、経営改革推進課長がそれぞれ兼務）

ワクチン接種調整担当課長

※令和3年4月～（経営改革推進課長が兼務）

○令和4年4月～

予防対策課

管理・精神難病係、公害保健係、予防接種第一係、予防接種第二係

感染症対策課

感染症事務係、感染症相談指導係

【図1】保健所の体制強化に伴う組織改正

ワクチン供給と分配

ワクチン配送量のきめ細かな調整

新型コロナワクチンは、保存期間等の取り扱い手順が従来のものより厳密だったほか、当初は供給の見通しが非常に限定的だったこともあり、各医療機関への配送も、限られた在庫の範囲で行う必要がありました。2021（令和3）年5月上旬までは、各医療機関が1か月以上前に区へ希望数を注文すると、それ以上のワクチンを追加で配送することができず、柔軟な対応が難しい状況が続いていました。

5月中旬以降、国からのワクチン供給数が増え、区のワクチンの在庫が全くないという状況ではなくなりました。接種を効率的に進めるためには、保健所で余分な在庫を抱えずに、医療機関に1本でも多く、迅速にワクチンを配送する必要がありました。そこで区は、各医療機関からワクチンの注文を受け付けた後に、接種予約が増えたり接種が予定より早く進んだ場合には、配送日の直前まで追加の発注を受け付けることにしました。各医療機関からは、追加の配送希望の連絡が日々寄せられ、その度に区職員が配送数の調整を行いました。このような対応により、国から入荷したワクチンは、最短で入荷の翌々日に各医療機関に配送することができました。

★1本でも多く接種を進めるための日々の積み重ねが、区全体で接種実績を大幅に増加させることにつながりました。

接種の管理システムとワクチン確保

政府の方針として、

- ・高齢者初回接種を2021年7月末までに完了すること
- ・全国で1日あたり100万回の接種をめざすこと

が示されました。そのうえで、ワクチン接種のスピードが速い自治体に、多くワクチンを配分することとされました。具体的には、VRSに登録した接種回数を基に、接種実績が大きい自治体（＝手元に残っているワクチンの在庫が少ない自治体）に対し、次回以降のワクチンをより多く配分するという方策が採られました。そのため、区内医療機関では、接種実績のVRSへの登録を接種当日に行うことを徹底し、接種記録を遅れることなく反映させました。

また、接種開始当初の2021年3月から5月に先行して接種した医療従事者用の予診票にはバーコードがついておらず、VRSの専用タブレット端末で読み取るのではなく、予診票を1枚ずつ見ながら、行政専用のインターネット回線を経由して登録する必要がありました。区では、保健所へ日毎に提出される予診票の手入力業務を行い、2か月ほどで約3万人（約6万回接種分）の医療従事者分の接種記録を登録しました。

★接種記録をリアルタイムで国のシステムに登録することで、区の接種が順調に進んでワクチンの在庫が減っている状況を国に正確に伝えることができ、必要なワクチンを追加で確保することができました。

接種実績

1・2回目接種

2021（令和3）年5月のゴールデンウィーク明けに、75歳以上を対象に接種券を発送して予約を開始しましたが、ワクチン供給量が少ない中、接種希望は非常に多く、予約が困難な状況がしばらく続きました。その後、モデルナワクチンを含め次第にワクチンの供給量が増加し、接種可能数が増加したことなどにより、6月中旬以降は、順調に接種実績を積み重ねることができました。

この時期に、板橋区では東京23区でもトップクラスの接種率を達成するとともに、当初目標の高齢者への接種を、7月末までにおおむね完了することができました（高齢者接種率：約82%）。

その後も10月中旬までは、予約枠がすぐに埋まる状態が続きました。

3回目接種

2021年9月末に概要が示され、12月から医療従

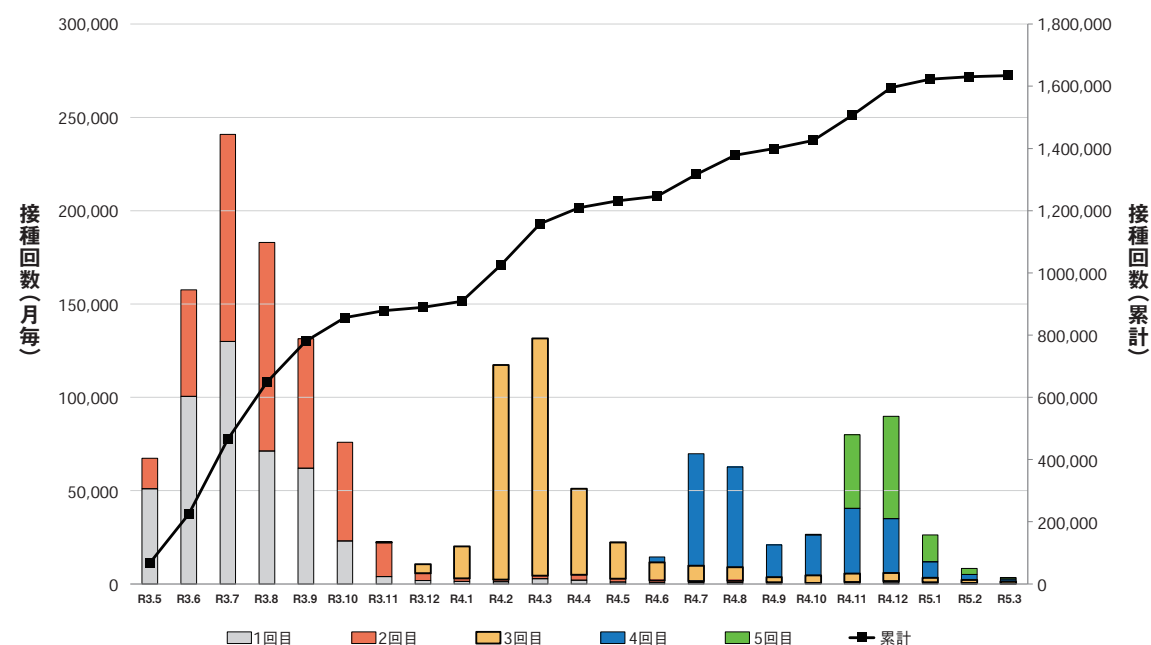
事者への接種を開始しました。2022（令和4）年1月中旬から高齢者の接種を開始し、2・3月に接種のピークを迎えました。

4回目接種

2022年4月に概要が示され、5月から高齢者と基礎疾患のある方への接種を開始しました。7月下旬に予約希望数がピークを迎え、9月以降、区の集団接種会場を中央図書館跡地の1会場としました。

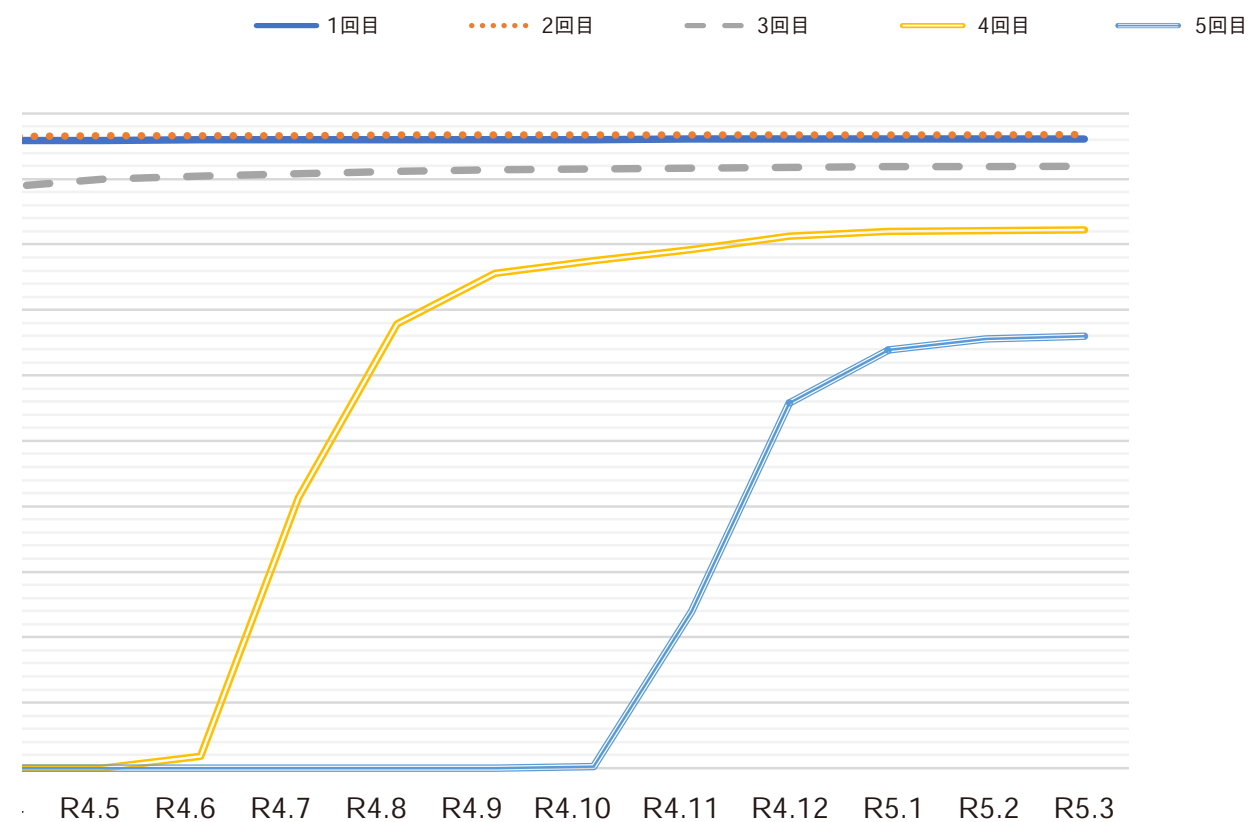
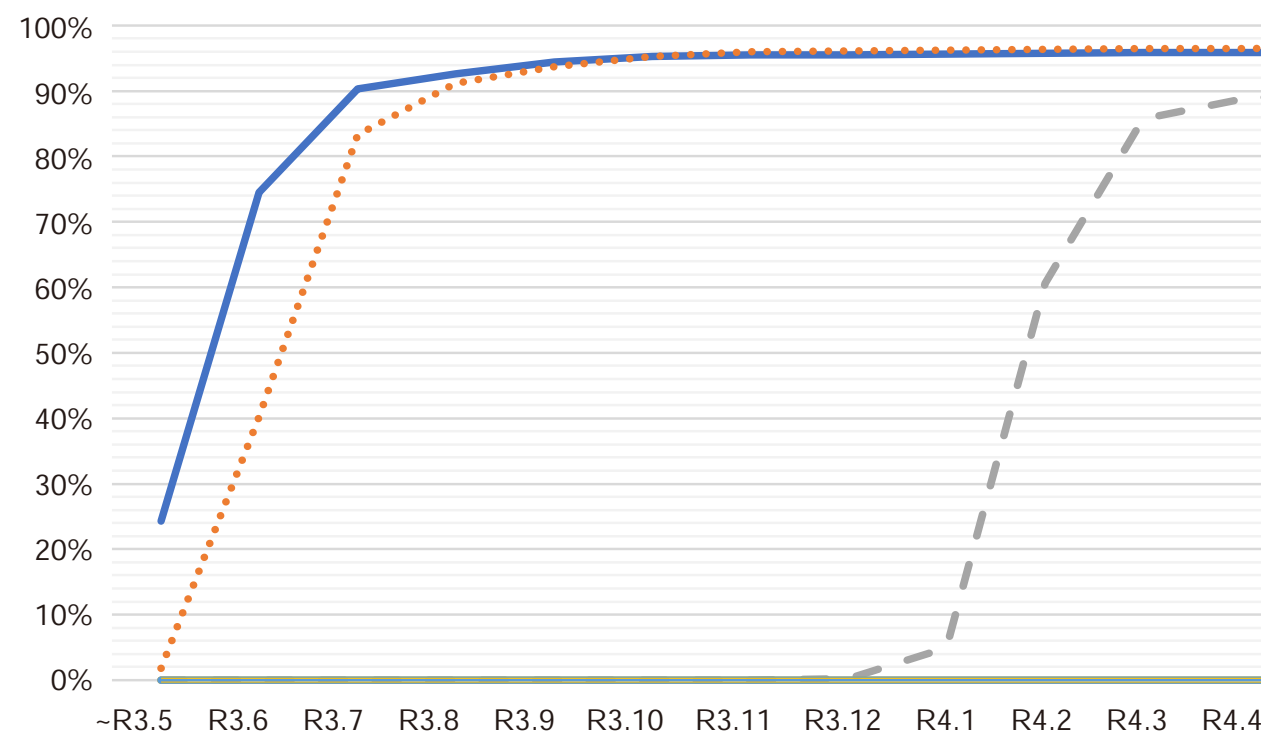
5回目接種

2022年9月、新型コロナウイルス変異株にも対応した2価ワクチンが薬事承認され、このワクチンを使用した2022年秋接種を開始しました。季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されたことなどにより、10月後半から12月中旬まで、予約枠がすぐに埋まる状況が続きました。

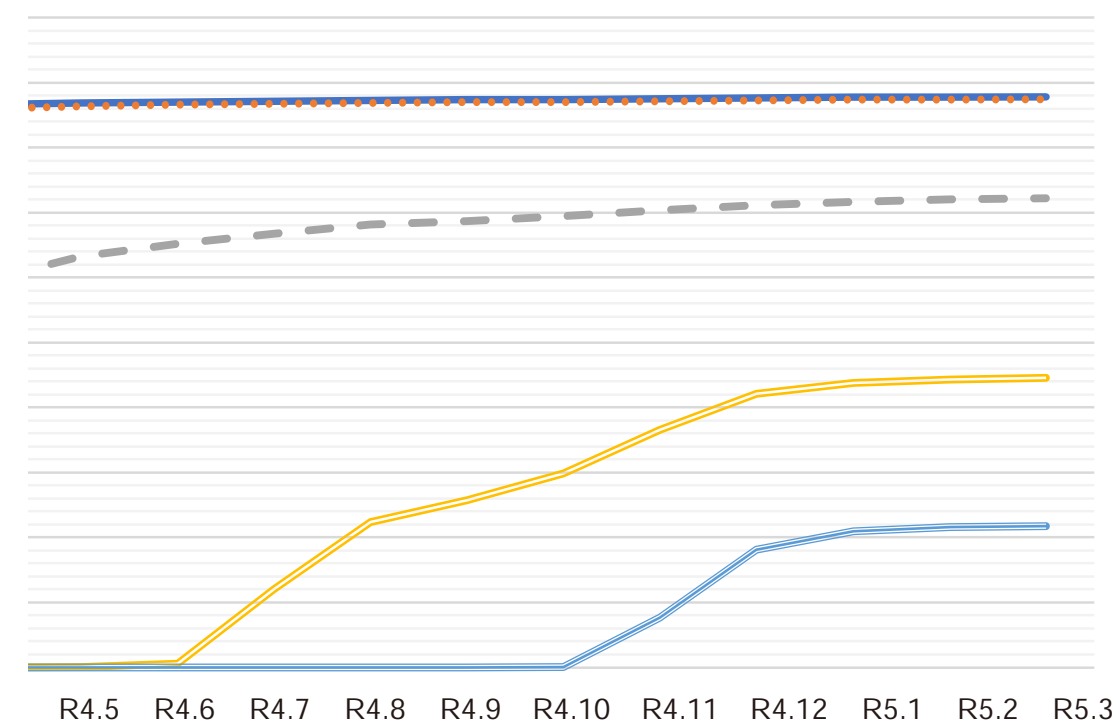
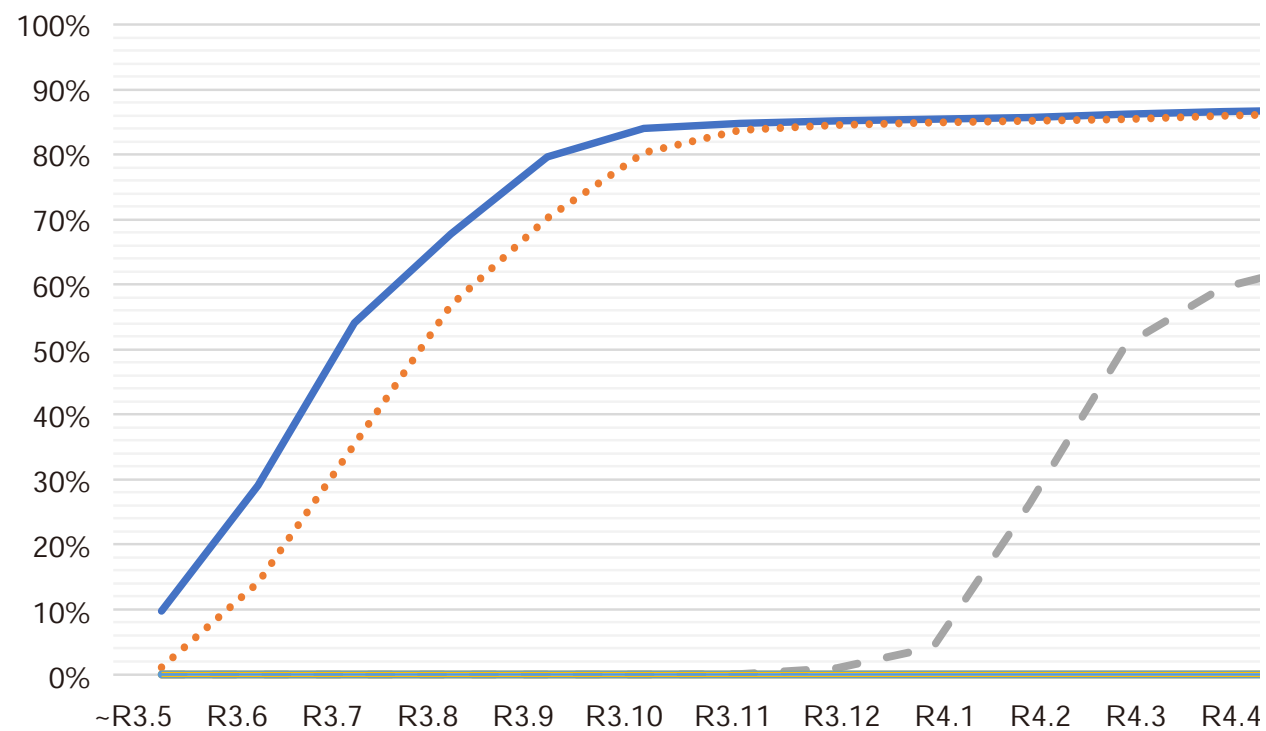


【図1】板橋区における接種回数の推移

【65 歳以上】 月別接種率



【全年齢】 月別接種率



③ 行動制限

第Ⅰ・Ⅱ期では、感染者数が増え、医療ひっ迫の可能性が高まるごとに、政府は都道府県単位で「緊急事態宣言」の発出や「まん延防止等重点措置」の適用を実施しました。集団感染のリスクを高めるとされた、3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避が呼びかけられ、東京都では施設使用やイベント開催の制限、飲食店への営業時間の短縮、外出自粛の要請による人流の抑制が行われました。しかし、ワクチン接種やPCR検査の体制が拡充した第Ⅲ期以降は、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた動きが加速し、重症化リスクのある高齢者などへの感染防止に重きを置いた対策へとシフトしました。

第Ⅰ期

学校は一斉臨時休業、イベントは相次いで中止

感染拡大の初期段階であった2020（令和2）年2月下旬に、政府は感染拡大の予防的措置として、不特定多数の人が集まるイベントの開催中止、公共施設の利用停止、学校の臨時休業などの要請を出しました。板橋区でも区立小学校・中学校・幼稚園は休業〔p.80 参照〕、屋内スポーツ施設などは利用休止とし、毎年3月に開催される板橋 City マラソンなど、全ての区主催イベントは原則中止となりました〔p.82 参照〕。また、文化会館等で開催予定の講座や公演などの多くも、中止あるいは延期となりました。

一方で、企業などにおけるテレワークの普及が進んでいなかったことから、保育園は引き続き開園（感染者が出た場合は保健所との協議により休園）し、あいキッズ（板橋区版放課

後対策事業）は小学校低学年の児童を対象に限定して開所〔p.80 参照〕するなど、子育て支援サービスの一部は継続。また、図書館では予約した資料の受け取りや返却のみ実施するなど、サービスを限定しながら開館した施設もありました。

区役所は通常通り開庁しましたが、年度末の繁忙期にあたり、ソーシャルディスタンス確保のサイン表示を行うとともに、距離を確保した待合椅子等の配置、執務室や待合スペースの定期的な窓開け換気などを実施。また、区公式ホームページに「区役所に来庁せずにできる手続きについて」のページを作成するなど、来庁者数を抑える取組も実施しました。

3月下旬には、都が同年夏に開催予定であった「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の延期を発表。区でも、第61回いたばし花火大会（5/23開催予定）の

中止を決定しました。

初の緊急事態宣言。 徹底した人流抑制

様々な感染拡大防止策を講じたにも関わらず、国内の感染者数は急激に増加し、国は4月7日、都を含む7都府県を対象に、初の「緊急事態宣言」を発出〔p.78 参照〕。人と人との接触の「最低7割、極力8割削減」をめざし、テレワークの推進などによる外出の自粛、ライブハウスやスポーツジム、劇場、大型商業施設等の幅広い業種・施設への休業、飲食店への時短営業の要請など、徹底的な人流抑制が図られました。

区でも美術館や教育科学館、郷土資料館などの区内のほぼ全ての施設が休館。感染者数が徐々に減少すると、5月25日に緊急事態宣言は解除され、公共施設や学校の利用が段階的に再開されました。

イベントの実施に関しては都が開催基準を示し、徐々に人数制限が緩和されていきました。区の文化会館などでも、6月中旬から、講座や公演などが客席定員を制限のうえで再開されるようになった一方で、毎年秋に開催していた板橋区民まつり・板橋農業まつりは、不特定多数の人の来場が見込まれ、来場者や出店者等の安全確保が困難であることから、中止を決定しました。

感染防止対策と社会経済活動の 両立を模索

6月中旬には、都道府県をまたぐ移動の自粛要請が全国的に緩和され、国による新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の運用も開始。「ウィズコロナ」時代に向け、

感染予防と社会経済活動を両立する「新しい生活様式」の実践例が示される中、一時は平均5割を超えていた企業のリモートワーク実施率は縮小傾向となり、都の飲食店への営業時間短縮要請も取りやめになりました。7月下旬からは、国が国内観光の需要を喚起する「Go To トラベル事業」を開始しました。

しかし、緊急事態宣言の解除に伴うリバウンドにより、感染の第2波のピークが到来。緊急事態宣言は発出されず、都による酒類を提供する飲食店などへの時短営業、都外への旅行や帰省の自粛要請にとどまりましたが、東京2020大会で盛り上がるはずであった夏休みシーズンは、大きな賑わいもなく過ぎ去りました。

9月に入り第2波の収束が見えてくると、徐々にイベント開催の規制緩和が進み、10月からは国が飲食業・農林水産業の需要を喚起する「Go To Eat キャンペーン事業」を開始。区では、板橋区民まつり・板橋農業まつりの代替事業「お届け!板橋うまいもんマルシェ」〔p.83 参照〕や、観光アプリによる非接触型イベント「ぐるっと板橋スタンプラリー」〔p.115 参照〕を開催しました。

第Ⅱ期

2回目以降の緊急事態宣言では、 行動制限を緩和

2020（令和2）年11月上旬から、新規感染者数は全国的に増加傾向となり、都は11月末から酒類を提供する飲食店などへの時短営業の要請を再開するとともに、「Go To Eat キャンペーン事業」を一時停止し、都民

向け旅行支援「もっと Tokyo」の新規予約も停止しました。12月中旬には、国も「Go To トラベル事業」の一時停止を決定しましたが、年末年始にかけての行事・会食・帰省の増加などにより第3波のピークが到来。年明けの2021（令和3）年1月7日には、都を含む4都県に2回目の緊急事態宣言（～3/21）が発出されました [p.78 参照]。

1回目と比較すると行動制限は緩和され、多くの飲食店・施設では感染対策を徹底し、営業時間短縮などサービスを縮小しながら営業・開館が続けられました。区では、毎年3月に開催している板橋 City マラソンを、参加者が各自で自由にコースを設定し、アプリで走行距離を計測するオンライン形式で開催 [p.82 参照]。また、同月には、医療従事者などを対象としたワクチン接種がスタートしました。

ほぼ途切れなく続いた 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置

3月21日の緊急宣言解除直後は、年度替わりの時期にあたり、繁華街や花見の名所等で多くの人出があったことなどにより、新規感染者数が再び急増。従来よりも感染力の強いアルファ株との闘いとなった第4波が到来し、4月12日には都が「まん延防止等重点措置」の対象となりました。25日には3回目の緊急事態宣言（～6/20）に切り替わり、区内の図書館や美術館、体育館などの施設は再び休館となりましたが、それ以降のまん延防止等重点措置（6/21～7/11）、重症化リスクの高いデルタ株との闘いとなった第5波による4回目の緊急事態宣言（7/12～9/30）では、区内の多くの施設が時間短縮などサー

ビスを縮小しながら開館しました。

また、1年の延期を経て東京2020大会が開催されましたが、開催期間中は「この夏、最後の STAY HOME」の呼び掛けのもと外出自粛が要請され、ほぼ無観客での開催となりました。2021年の東京都は、年明けから秋口まで、ほぼ途切れることなく緊急事態宣言の発出、あるいは、まん延防止等重点措置の必要がある事態に。一方で、ワクチン接種は夏から秋にかけて広く行き渡っていき、10月25日、前年11月より続いていた飲食店への時短営業要請が約11か月ぶりに解除されました。

第Ⅲ期

ワクチン接種や PCR 検査が普及。 行動制限は撤廃へ

2021（令和3）年11月上旬に、都による「TOKYO ワクショアプリ」の運用がスタートしました。スマートフォンでワクチン接種記録を提示すると、まちなかの飲食店などで特典等を利用できるサービスで、11月末の時点で、都における2回目のワクチン接種率は8割以上に達しました。区では、いたばし花火大会や板橋区民まつり等のイベントは引き続き中止となりましたが、非接触型イベントや、感染防止対策を講じた代替イベントを開催。また12月には、都が「PCR検査無料化事業」を開始し、都民が不安を抱えることなく帰省や旅行、イベント参加ができるよう、検査体制が拡充されました。

しかし年明けには、オミクロン株の急速な拡大による第6波が到来。2022（令和4）年1月半ばには、全国の新規感染者数が

過去最多を更新する一方で、重症者数は第5波のピーク時よりも少なく、緊急事態宣言は発出されませんでした。

都は、再びまん延防止等重点措置（1/21～3/21）の対象となり、飲食店に時短営業を要請。これが最後の措置・要請となりました。第6波が収束に向かう中、3年ぶりにほぼ行動制限のないゴールデンウィークを迎え、都の「リバウンド警戒期間」（3/22～5/22）の終了をもって、飲食店への人数制限要請は原則撤廃されました。

第Ⅳ期

3年ぶり、行動制限のない 夏休み・年末年始

2022（令和4）年6月、国は外国人観光客の受け入れを約2年ぶりに再開し、都も「もっと Tokyo」を再開しました。7月に入ると、オミクロン株 BA.5 による第7波のピークが直撃し、全国における1日の新規感染者数が20万人を超える日が続きました。しかし新たな行動制限は行われず、濃厚接触者に求められる待機期間は、従来の原則7日間から5日間に短縮されました。3年ぶりの行動制限のない夏休みを迎え、お盆休み中の帰省者等が大幅に増加。爆発的な感染拡大がようやく落ち着いた10月には、「Go To トラベル事業」に代わる「全国旅行支援」が始まり、区でも、板橋区民まつりや11月には板橋農業まつりが、十分な感染対策を講じた上で4年ぶりに開催されました。その後、間もなくインフルエンザとの同時流行となった第8波のピークが到来しましたが、3年ぶりの行動制限のない年末年始を迎え、人流は

新型コロナの流行後、最も高い水準に達しました。

「ポストコロナ」時代に向けて、2023（令和5）年1月、国は新型コロナの感染症法上の位置付けを、同年5月8日に季節性インフルエンザ並みの5類に引き下げる方針を決定しました。イベントの収容人数の上限も撤廃され、満員でも「声出し」が可能に。2月には、マスクの着用を3月13日以降は個人の判断に委ねる方針を決定しました。区では4年ぶりに、従来通りの2023板橋 City マラソン（3月）、第64回いたばし花火大会（8月）を開催しました。

緊急事態宣言／まん延防止等重点措置

感染拡大防止対策の強化のため、2020（令和2）年2月25日、政府は「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を示しました。その後、3月13日には、新型コロナを新型インフルエンザ等特別措置法（以下、特措法）の対象に加える改正法が成立。これにより、政府が「緊急事態宣言」を発出し、都道府県知事が外出の自粛や学校の休業、多くの人が集まる施設の使用制限などの要請・指示を行うことが可能となりました。また、感染症の全国的かつ急速なまん延を抑えるための緊急事態宣言（都道府県単位）に対し、特定地域のまん延を抑えるための制度「まん延防止等重点措置」（市町村単位）が、2021（令和3）年2月13日施行の改正特措法で新たに導入されました。

1回目の緊急事態宣言は、2020年4月7日（～5/25）に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に発出され、その後、4月16日には対象が全国へと拡大しました。当初、緊急事態宣言の発出は、感染状況や医療提供体制などを判断基準とし、学校の一斉休業に加え、出勤や通院、食料の買い出しなど生活の維持に必要な場合を除いて外出は原則自粛、飲食店や喫茶店等は時短営業、カラオケボックスやスポーツクラブ・パチンコ店・映画館、一定の床面積を超える美術館等の施設には休業が要請されるなど、厳しい行動制限となりました。

一方で、2021年1月8日からの2回目の緊急事態宣言（～3/21）では、学校や施設の休業は求められず、飲食店等は午後8時までの時短営業（酒類提供は午後7時まで）とされ、外出は午後8時以降の自粛要請にとどまりました。2021年11月以降、緊急事態宣言の発出またはまん延防止等重点措置の適用は、医療のひっ迫度合いを示す病床使用率などを目安に判断されることとなり、2022（令和4）年1月21日～3月21日のまん延防止等重点措置が最後の適用となりました。

	期間	措置等
第Ⅰ期	2020 (令和2)	4/7 - 5/6 第1回緊急事態宣言 国
		4/25 - 5/6 STAY HOME 週間 都
		- 5/25 第1回緊急事態宣言（延長）
		6/2 - 6/11 東京アラート発動 都
第Ⅱ期	2021 (令和3)	1/8 - 2/7 第2回緊急事態宣言 国
		- 3/7 第2回緊急事態宣言（延長）
		- 3/21 第2回緊急事態宣言（再延長）
		4/12 - 4/24 まん延防止等重点措置 国
		4/25 - 5/11 第3回緊急事態宣言 国
		- 5/31 第3回緊急事態宣言（延長）
		- 6/20 第3回緊急事態宣言（再延長）
		6/21 - 7/11 まん延防止等重点措置 国
		7/12 - 8/22 第4回緊急事態宣言 国
		- 9/12 第4回緊急事態宣言（延長）
		- 9/30 第4回緊急事態宣言（再延長）
		10/1 - 10/24 リバウンド防止措置 都
第Ⅲ期		10/25 - 1/10 基本的対策徹底期間 都
	2022 (令和4)	1/11 - 1/20 オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応 都
		1/21 - 3/21 まん延防止等重点措置 国
		3/22 - 5/22 リバウンド警戒期間 都

【図1】行動制限に関する対応措置要請（対象：東京都）

	第1回（2020）	第2回（2021）
外出	生活や健康の維持のために必要な外出以外は自粛	特に午後8時以降の不要不急の外出は自粛
学校	小・中学校、高校等は休業。大学は施設使用停止	休業は要請せず
飲食店	午前5時から午後8時までの時短営業を要請。酒類の提供は午後7時まで	同じ
その他施設	遊興施設や運動・遊技施設、劇場、集会・展示施設、学習施設、商業施設（生活必需品の小売関係等以外）等は休業を要請	一部の施設に時短営業を要請
イベント	中止あるいは延期を要請	上限5,000人かつ収容率の上限50%に制限

【図2】緊急事態宣言における要請の違い（対象：東京都）

事業者への休業・営業時間短縮要請

2020（令和2）年4月10日、緊急事態宣言下の東京都は、特措法に基づき、人の密集状態が発生する恐れのあるイベントなどの開催自粛や、一定の規模を超える各種施設の使用停止を要請しました。社会生活を維持するうえで必要な施設については、適切な感染防止対策への協力を要請し、飲食店等には、これに加えて夜8時までの営業時間短縮を要請。また、都の休業要請及び時短営業要請に協力した事業者に対し、協力金や支援金を支給しました。

5月下旬、都は「感染症防止と経済社会活動の両立を図ること」、「新しい日常」の定着を目的として、新型コロナを乗り越えるためのロードマップを策定しました。感染状況を踏まえながら段階的に施設への休業要請を緩和していくにあたり、事業を再開する事業者の感染防止対策を徹底するため、「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」を併せて策定。その後、5月25日に緊急事態宣言が解除され、徐々に行動制限が緩和されていく中で、6月中旬からは、同ガイドラインの徹底に取り組んでもらうことを目的に、都が業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を実施した事業者に対して「感染防止徹底宣言ステッカー」を発行【写真1】。店舗等で掲示し、感染防止対策を適切に実施していることを宣言することで、利用者が安心して利用できるようにしました。そして、緊急事態宣言解除から3週間以上が経った6月18日、飲食店等に対する時短営業要請が解除されました。

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置がほぼ途切れなく続いた第Ⅱ期では、約11か月にわたり、飲食店等への時短営業要請が継続しました。3・4回目の緊急事態宣言期間中は酒類提供に禁止要請が出た一方で、2021（令和3）年3月に都は、飲食店

に感染防止対策の徹底に向けた旗振り役として「コロナ対策リーダー」を置き、利用客にも感染防止マナーを促す事業を開始するなど、感染防止対策と社会経済活動の両立が図られました。

第Ⅲ期における飲食店等への時短営業要請は、2022（令和4）年1月21日からのまん延防止等重点措置期間中のみで、それ以外は都が飲食店等に対し、1グループあたりの人数や滞在時間を制限する等の協力を要請。そして、5月22日の「リバウンド警戒期間」終了をもって、すべての制限が解除となりました。



【写真1】区役所内店舗に掲示した「感染防止徹底宣言ステッカー」

学校の一斉臨時休業と再開

一斉臨時休業

2020（令和2）年2月27日、政府は全国の小・中学校に対して臨時休業要請を発表し、板橋区では翌28日、3月2日の午後から春休みを挟んだ4月5日まで、区立幼稚園、小・中学校の臨時休業を決定しました。休業中は、各学校が家庭で学習できる課題の指示を出し、週1回以上の電話や家庭訪問等により、児童・生徒の家庭学習や心身の健康状況を把握し、必要な支援を行うこととしました。ただし、保護者のやむを得ない事情等により自宅で過ごすことが困難な子ども（主に小学校1～3年生や特別支援学級等に在籍・通級している児童・生徒）は、健康・安全を第一にしつつ、感染防止策を講じたうえで、学校にて支援を実施できる体制を整えました。また、状況に応じて、教育支援センターや板橋区子ども家庭支援センターと連携を図る体制をとりました。

あいキッズ

区内の全区立小学校（51校）で実施している「あいキッズ」は、子どもたちが校庭や体育館等で一緒に自由遊びや体験交流活動などを行う、区の放課後対策事業です。感染拡大防止の観点を踏まえつつ、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の居場所確



【写真1】「あいキッズ」では、感染拡大防止対策を徹底しながら、学校の休業期間中も開所

保のため、学校の休業期間中も開所しました。【写真1】

学校再開の延期

4月1日、学校再開に向けて準備が進む中、東京都が感染状況を踏まえて都内の学校に再開の延期を要請。ゴールデンウィーク明けまで臨時休業を延長することになりました。一方で、入学式・始業式等は実施することとしましたが（小学校は4/6、中学校は4/7、区立幼稚園は4/10に入学・入園を予定）、4月7日に政府が1回目の緊急事態宣言を発出。中学校の入学式は中止、幼稚園の入園式は延期となりました。また、学校の長期休業による生活習慣の乱れ、学習の遅れ、居場所の確保等の課題に向けて、希望する児童・生徒が限定的ながらも学習や運動する機会を持てるようにしました。

家庭でのオンライン学習支援

4月3日、区教育委員会は、臨時休業となった小・中学校の児童・生徒に向けて、動画配信サイト「YouTube」を活用して特別授業の配信を開始しました。第1弾は、大東文化大学の山口諤司教授による「たのしい音読」を配信。また、5月からは長期休業に対応するため、学校ごとにYouTubeチャ



【写真2】貸出機（Windowsタブレット）と特別授業として配信された動画「たのしい音読」

ネルを開設し、オンライン授業を実施しました。教科・単元ごとに10分以内の動画を、区内の学校で分担して作成し、配信された動画を見ながら課題に取り組めるようにしました。併せて、高校受験を控える9年生（中学3年生）に対して、オンライン学習機会を確保するため、WindowsタブレットとモバイルWi-Fiルーターの貸出を行いました。【写真2】

学校及び行事の段階的な再開

緊急事態宣言の延長に伴い、学校の臨時休業はさらに延長となり、5月7日からは家庭での学習に新学年の教科書に基づく課題を加え、5月18日からは、希望する児童・生徒を対象に、学校における学習支援を実施。5月25日の緊急事態宣言解除に伴い、6月1日から段階的に授業や給食、行事、部活動などを再開しました。【写真3】

再開後の教育活動に際しては、教育委員会が国の学校再開ガイドライン及び都の感染症予防ガイドラインを踏まえて、「板橋区立幼稚園・小中学校感染症予防ガイドライン」を作成。以降、国や都の動向及び区内の感染状況等に合わせ、適宜改訂を行いました。令和2年度に関しては、3密の状況回避のため、宿泊行事、運動会、音楽会、学芸会など



【写真3】学校再開後も一定期間は人数や時間を限定する「分散登校」を行うなど、段階的に教育活動を再開

は中止になりました。10月及び2021（令和3）年1月にはガイドラインを改訂。行事等は3密の状況を回避し、内容や方法を工夫すれば実施可能となり【写真4】、令和2年度の卒業式及び令和3年度の入学式は、2回目及び3回目の緊急事態宣言の合間に規模を縮小して実施されました。公共交通機関による移動を伴う校外学習も、当初は実施が見送られましたが、2021年以降は、感染状況次第で、感染症予防対策を十分に講じたうえで実施可能になりました。しかし、都が繰り返し緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象となり、学校行事や日帰り校外学習などを再開できたのは、行動制限が緩和された第Ⅲ期の頃でした。

また、マスクの着用に関しては、当初は飛沫感染防止の徹底のため着用を励行し、マスクを外す場面では発話しないこと、着用している場面でも一定の距離を確保することを基本方針としました。第Ⅳ期の頃には、熱中症などの健康被害の恐れがある場合は身体的距離を確保してから外すように指導し、メリハリのあるマスクの着用の励行へとシフトしました。



【写真4】2021年以降は、感染症予防ガイドラインに沿い、内容や方法を工夫しながら学校行事を実施

板橋区主催イベント運用

板橋 City マラソン ONLINE

2020（令和2）年は開催中止となった「板橋 City マラソン」ですが、2021（令和3）年は2回目の緊急事態宣言下、オンライン形式に切り替えて開催されました。参加者はWebでエントリー後、各自で自由にコースを設定し、GPSランニングアプリ「TATTA」により走行距離を計測。タイムを競う大会とはせず、開催期間中（3/1～21）に累積距離42.195km以上走った参加者を完走とし、開催期間終了後に参加賞や抽選による特典を配付しました。新しい生活様式における走る機会の提供、参加資格拡大等による健康増進のための取組の推進、自然豊かな荒川の魅力発信にも一役買い、まん延防止等重点措置下であった2022（令和4）年もオンライン形式で開催（3/1～21）。「スタンダードコース（42.195km完走チャレンジ）」のほか、累計で何km走れるかを競う「フリーコース（限界突破チャレンジ）」も設けました。【図1】

実績 2021年（オンライン開催）参加者数：1,828人／2022年（オンライン開催）参加者数：1,169人（完走チャレンジコース909人、限界突破チャレンジコース260人）／2023年（通常開催）参加者数：8,926人

いたばし産業見本市 Online

毎年11月に開催される、製造業を中心とした区内企業等が優れた製品や技術をPRする「いたばし産業見本市」。2020年の第24回は、Web上でのオンライン見本市として開催しました（11/12～18）。仮想空間的デザインの特設ページ上で、出展された製品写真や動画を閲覧できるだけでなく、出展者との名刺交換や、リアルタイムでのビデオチャットなど、情報交換や商談を行えるようにしました。翌年以降は会場（植村記念加賀スポーツセンター）とオンラインのハイブリッド開催としています。【図2】

実績 2020年（オンライン開催）出展者数：89社・団体、来場者数：延べ2,056人（11/12～12/18）／2021年（ハ



【図1】毎年3月に開催している板橋Cityマラソンは、荒川の豊かな自然の中、河川敷を利用したフラットで走りやすいコース（日本陸上競技連盟公認／世界陸連認証）が魅力



【図2】出展企業ブースではオンライン名刺交換やビデオチャットなどの機能を使用して、出展者との情報交換が可能。終了後も約1か月（11/19～12/18）はアーカイブとして運用し、製品写真や動画の閲覧、コールバックにより、商談機能の一部を実施した

イブリッド開催）／出展者数：62社・団体（会場開催＋オンライン出展）、26企業・団体（オンライン出展のみ）、来場者数：1,081名（会場、11/11、12）、アクセス数：42,148PV（11/1～30）／2022年（ハイブリッド開催）出展者数：70社・団体（会場開催＋オンライン出展）、27企業・団体（オンライン出展のみ）来場者数：1,548名（会場、11/10、11）、アクセス数：39,458PV（11/1～30）

板橋区民まつり・板橋農業まつりの代替事業

板橋区の秋の風物詩、板橋区民まつり・板橋農業まつりの代替事業として、2020年に開催したオンライン物産展「お届け！板橋うまいもんマルシェ」では、特設ページにて、板橋の名物や、区民まつりに例年出店している交流都市の特産物など、選りすぐりの逸品の詰め合わせを販売しました。【図3】

2021年は、オンライン物産展「杉浦太陽印の！全国うまいものマルシェ in いたばし」（11/1～2022/1/31）のほか、十分な感染対策を講じた上で、区役所本庁舎及び周辺で「板橋区民ふるさとマルシェ」（11/11～13）、赤塚支所で「いたばし野菜 秋のマルシェ」（11/13、14）を開催。ふるさとマルシェでは、区内の名店や、区に縁のある都市の名店などが多数出店し、秋のマルシェでは、区内産農産物の販売や農業まつり恒例の「野菜宝船」の展示、子ども向けの大根・人参収穫体験なども行いました。【写真1、2】

実績 2020年 お届け！板橋うまいもんマルシェ（オンライン開催）出展者数：38団体、販売数：706セット／2021年 杉浦太陽印の！全国うまいものマルシェ in いたばし（オンライン開催）出展者数：33団体、アクセス数：延べ3万4,314人、販売数：5,394点／2021年 板橋区民ふるさとマルシェ（区役所本庁舎及び周辺）出展者数：23団体、売上：450万円／2021年 いたばし野菜 秋のマルシェ（赤塚支所）出展者数・販売数：板橋区5名・795点、深谷市・187点、木島平村・170点／2022年 板橋区民まつり（縮小開催）来場者数：41万人／2022年 板橋農業まつり（通常開催）来場者数：8万4,000人



【図3】板橋の名物や交流都市の特産物を4～5品程度詰め合わせたセット全11種をお手頃価格にて、インターネットで販売（10/19～11/15）



【写真1】区役所本庁舎正面ロータリーなどに、区民まつり出店団体など約20ブースが出店。販売物は容器包装された飲食物やグッズ等とし、その場での飲食は不可とした



【写真2】赤塚庁舎1階ギャラリーにて、新鮮な農産物の直売会を実施。交流自治体による農産物の販売も行われた

広報の取組①

板橋区公式ホームページ／ 新型コロナ関連情報特設ページ

板橋区では、感染拡大の早期から、区公式ホームページに新型コロナ感染症関連情報の特設ページを設け、区民への情報発信を行いました。



2020(令和2)年4月30日時点

- 特別定額給付金に関するお知らせ
- 新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先
 - ・板橋区コロナ対策案内電話センター
 - ・新型コロナ受診相談窓口
- 緊急事態宣言について
 - ・ゴールデンウィークに向け、人との接触を減らしましょう
 - ・緊急事態宣言が延長されました
- 新型コロナウイルス感染症情報(区内患者数など)
 - 生活・営業を支えるための支援(給付・貸付など)
 - 区施設・イベント等の情報(休館・休止など)



2020年8月7日時点

- 新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先
 - ・特別定額給付金／板橋区特別定額給付金専用ダイヤル
 - ・小規模企業者等緊急家賃助成／板橋区緊急家賃助成事業コールセンター
 - ・区内中小企業者／経済産業省給付金等(持続化／家賃支援)申請個別相談会窓口
 - ・健康面／新型コロナ健康相談窓口
 - ・板橋区コロナ対策案内電話センター
- 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるために
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)について
 - ・新しい生活様式について
- 区内施設、学校等における感染症患者の発生について
 - 板橋区役所に勤務する職員の感染について
- 新型コロナウイルス感染症情報(区内患者数など)
 - 生活・営業を支えるための支援(給付・貸付など)
 - 区施設・窓口・イベント情報



2020年10月31日時点

- 新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先
 - ・健康面／新型コロナ健康相談窓口
 - ・臨時福祉商品券／コールセンター
 - ・板橋区コロナ対策案内電話センター
- 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるために
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)について
 - ・新しい生活様式について
 - ・こころの相談のご案内
 - ・こころと生活の相談窓口(新型コロナウイルス感染症関連情報)
- 区内施設、学校等における感染症患者の発生について
 - ・区職員及び区内施設、学校等における感染症患者の発生について
- 新型コロナウイルス感染症情報(区内患者数など)
 - 生活・営業を支えるための支援(給付・貸付など)
 - 区施設・窓口・イベント情報



2021(令和3)年2月1日時点

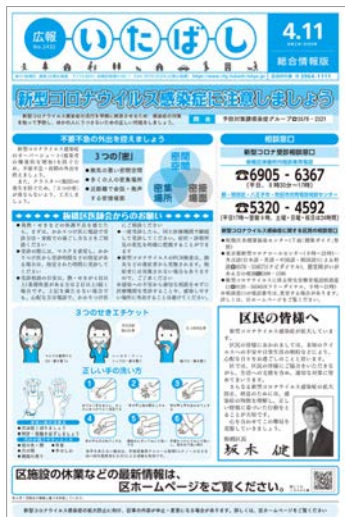
- 新型コロナウイルス感染症について
- 新型コロナウイルスワクチンの住民接種情報
- 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるために
 - ・今冬の新型コロナウイルス感染症対策について
 - ・新型コロナウイルス感染症患者と接触のあった方へ
 - ・生活にお困りの方への支援
 - ・中小企業・小規模事業者への支援
- 区内施設、学校等の感染症患者の発生状況
 - ・区職員及び区内施設、学校等における感染症患者の発生について



2021年4月1日時点

- 新型コロナウイルスワクチン接種情報
- 板橋区新型コロナ健康相談窓口
- 保健所からのお知らせ
 - 区内感染状況
 - ワクチンの住民接種情報
 - 支援・相談情報
 - 区施設・イベント情報

広報いたばし（総合情報版・臨時号・特集号）



「新型コロナウイルス感染症に注意しよう」 2020（令和2）年4月11日号

3密回避・せきエチケットなどの感染対策、区長メッセージなどを掲載



「新型コロナウイルス感染症関連情報臨時号」 2020年4月18日発行

緊急事態宣言発出を受け、4月18日号情報版を新型コロナナに関する臨時号に変更。外出の自粛や3密回避などの注意喚起、区施設の休業情報、感染予防のポイントなどを掲載



「引き続き外出の自粛をお願いします」 2020年5月2日号

感染疑いのある場合の対応、新型コロナに関する各種支援内容などを掲載



「暮らし・事業活動への支援を行っています」 2020年5月23日号

子育て世帯への臨時特別給付金など、新型コロナの影響に伴う給付金の情報などを掲載

板橋区では、毎月第1〜4土曜日に発行している「広報いたばし総合情報版」で、新型コロナウイルス感染症関連情報を掲載したほか、臨時号や特集号を発行しました。その一部をご紹介します。



「特別定額給付金特集号」 2020年5月30日発行

特別定額給付金の申請受付開始に伴い特集号を発行。申請手続きの流れやQ&A、給付金詐欺の注意喚起などを掲載



「引き続き感染防止にご協力をお願いします」 2020年6月6日号

緊急事態宣言の解除に伴い「新しい生活様式」の実践などを掲載



「小規模企業者等緊急家賃助成特集号」 2020年6月27日発行

小規模企業者等緊急家賃助成事業の実施に伴い特集号を発行し、申請手順などを掲載。事業者支援では、この他に「板橋区感染拡大防止協力金給付事業特集号」（2021/3/6発行）、「板橋区中小企業等事業継続支援金給付事業特集号」（2021/10/30発行）などを発行



「新型コロナウイルスワクチン接種特集号」 2021年3月27日発行

ワクチン接種開始に伴い特集号を発行し、接種の流れや予約方法、接種体制、Q&Aなどを掲載

SNSでの情報発信

Twitterでの情報発信

区の各課窓口状況、区の集団接種会場でのワクチン接種情報、区長の動画メッセージなど、新型コロナに関する緊急性が高い情報について、板橋区公式 Twitter（現 X）アカウントで随時発信しました。



区長メッセージの動画配信

2020（令和2）年4月、緊急事態宣言発出に伴い、区民へ感染対策徹底への協力を呼び掛けるため、YouTubeで区長動画メッセージを配信しました。その後も緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の実施等に合わせ、計14回の動画配信を行いました。



年度	No.	投稿日	タイトル
令和2年度	1	令和2年4月7日	緊急事態宣言を受けて、区民の皆様へ向けて板橋区長メッセージ
	2	令和2年4月21日	区民の皆様と健康と暮らしを守るための緊急対策の実施について
	3	令和2年5月11日	外出自粛継続のお願いと区の支援について
	4	令和2年5月26日	緊急事態宣言解除を受けて、区民の皆様へ
	5	令和3年1月8日	緊急事態宣言再発出を受けて、区民の皆様へ
	6	令和3年2月8日	感染予防対策継続のお願いと区の支援について
令和3年度	7	令和3年4月12日	「まん延防止等重点措置」の適用を受けて、区民の皆様へ
	8	令和3年4月24日	「緊急事態宣言」の再発出を受けて、区民の皆様へ
	9	令和3年5月11日	緊急事態宣言(3回目)の延長を受けて、区民の皆様へ
	10	令和3年6月1日	緊急事態宣言の再延長を受けて、区民の皆様へ
	11	令和3年6月21日	緊急事態宣言の解除を受けて、区民の皆様へ
	12	令和3年7月12日	緊急事態宣言(4回目)の発出を受けて、区民の皆様へ
	13	令和3年10月1日	緊急事態宣言の解除を受けて、区民の皆様へ
	14	令和4年1月20日	まん延防止等重点措置適用を受けて

Yahoo! JAPAN アプリでの情報発信

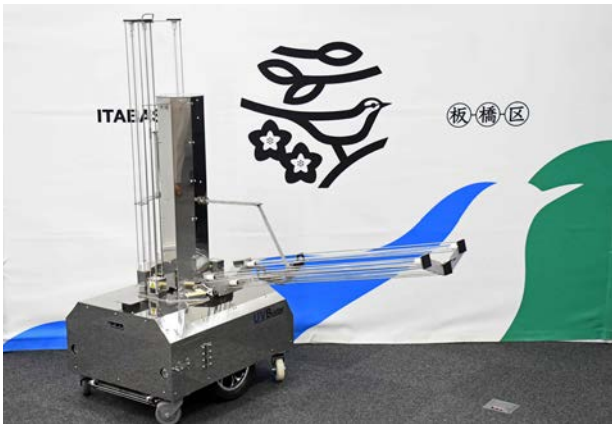
新型コロナに関する緊急性が高い情報について、Yahoo!JAPAN アプリを活用し、プッシュ型通知として緊急情報を随時発信しました。



コラム 1

産官学連携プロジェクトの合同記者会見

2020（令和2）年5月、区内に本拠を置く株式会社ファームロイドと日本大学医学部附属板橋病院は、株式会社ファームロイドが開発した紫外線照射ロボットによる紫外線照射実験を行い、新型コロナウイルスが検出不可能なまでに除去されたことを確認しました。また9月には、新型コロナウイルスの不活化メカニズムをより詳細に把握するため、複数の条件設定による実証実験を行い、その有効性を確認しました。板橋区では医工連携の取組を含め、区内企業や大学等との連携・マッチングによる課題解決を推進していることから、これを広く周知するため9月8日に合同記者会見を実施しました。



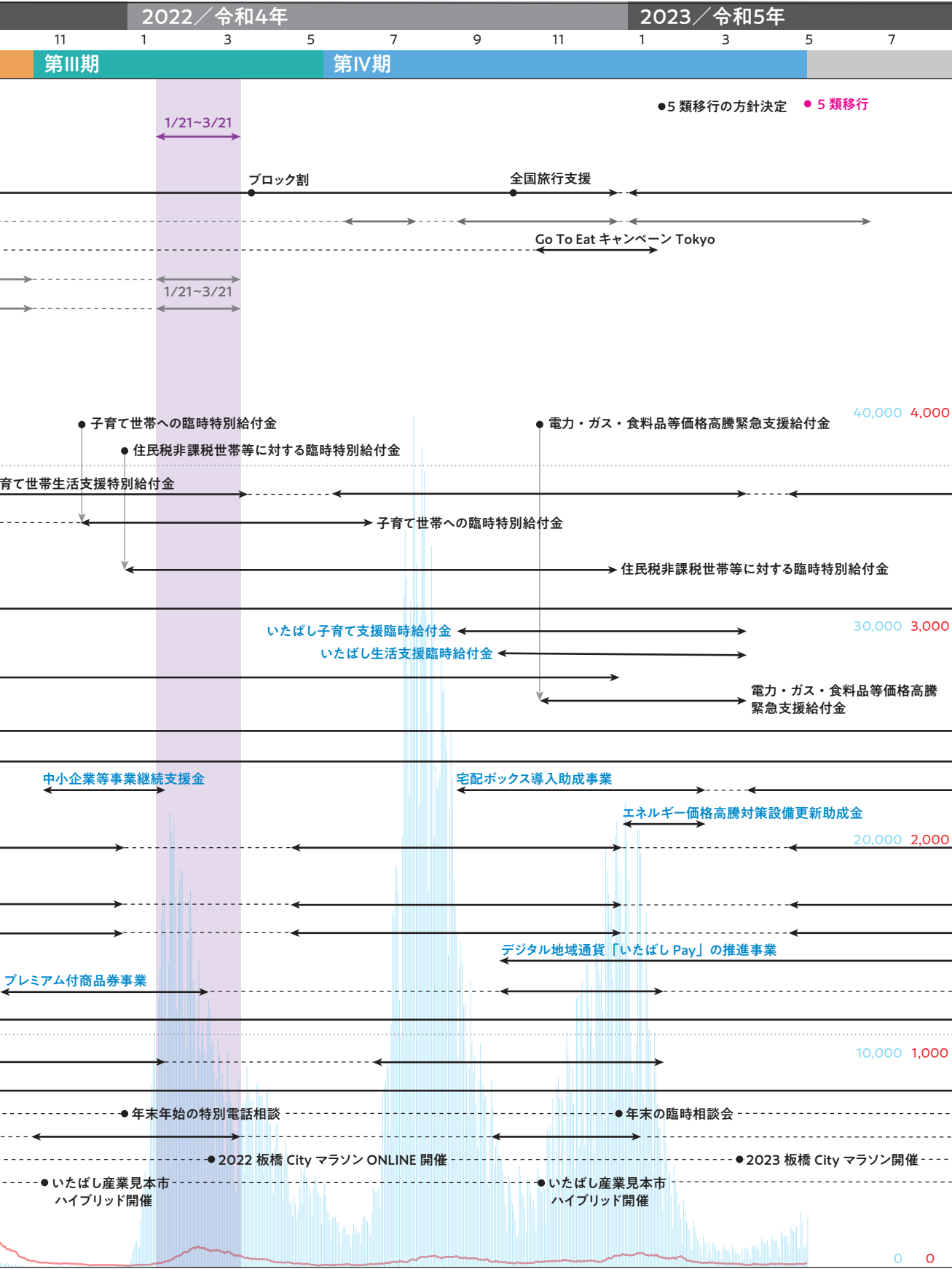
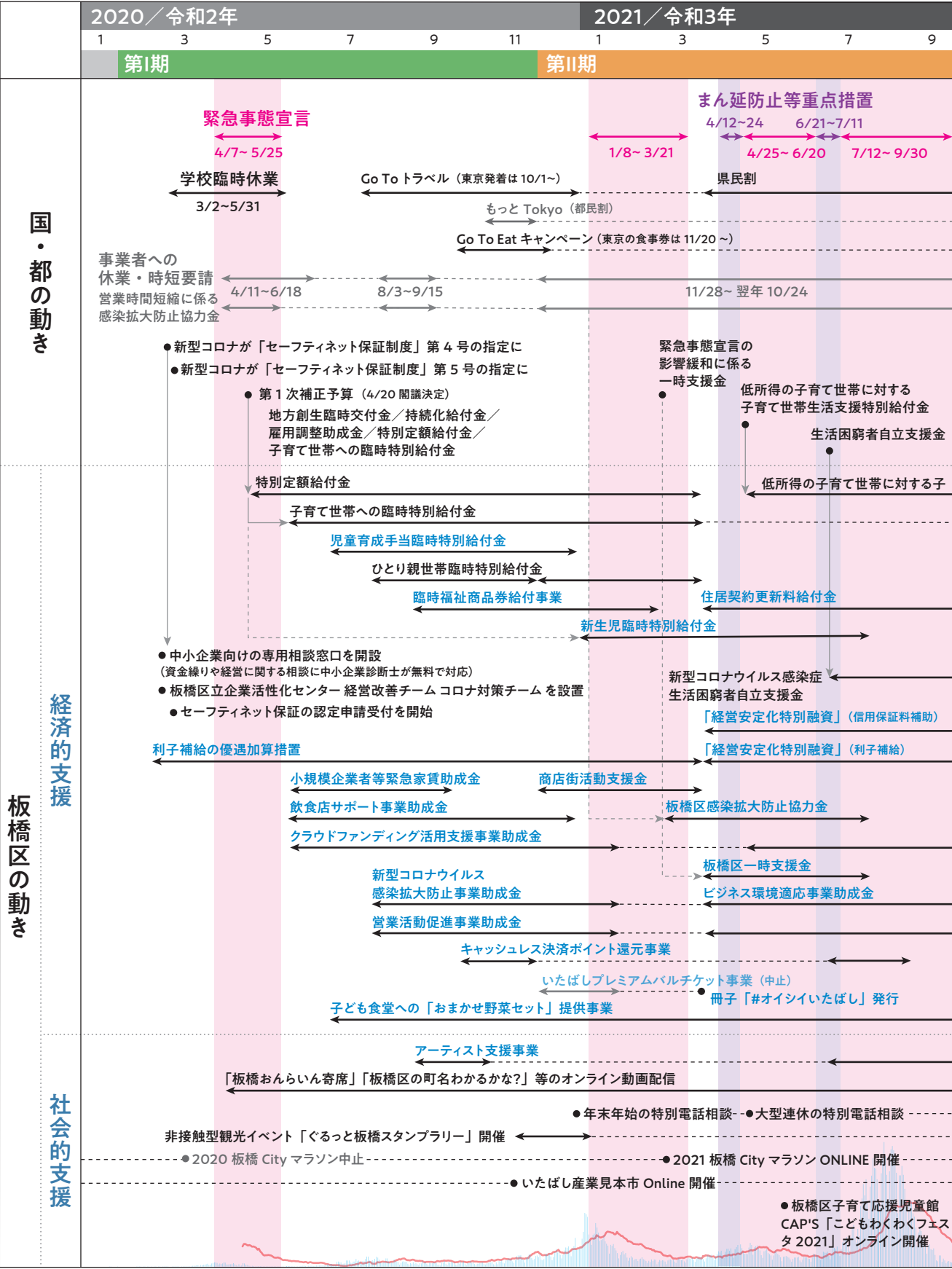
紫外線照射ロボット

記者会見で説明する坂本区長

III章： 暮らし／ 学びを支える

① 経済的支援

② 社会的支援



① 経済的支援

繰り返し発出された緊急事態宣言により、区民生活は大きな影響を受け、特に経済的支援が求められた子育て世帯や生活困窮世帯に対しては、国や東京都だけでなく板橋区でも様々な制度を創設して支援に取り組みました。また、区内に集積するものづくり中小企業の業績や、飲食店をはじめとする区内店舗の売上げが急激に悪化。区では、独自の事業継続支援策も実施しながら、社会経済活動の継続と感染予防の両立、さらには地域経済の回復を図りました。

第1期

融資・補助制度が続々と創設。 国や東京都の緊急経済対策

2020（令和2）年1月、新型コロナを指定感染症に指定する政令が発布された翌日の29日より、経済産業省は、中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等に、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応しました。東京都では「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置と同じ30日、新型コロナの流行により事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある中小企業者等を支援するため、「中小企業者等特別相談窓口」を開設しました。

また、3月2日に、中小企業庁が新型コロナ感染症を「セーフティネット保証制度」第4号の指定案件としました。これは、突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置で、3月6日には、同第5号（全国

的に業況が悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置）の対象業種に、新型コロナにより特に重大な影響が生じている宿泊業や飲食業等の40業種を追加指定しました。中小企業を支援するため、国や地方自治体等は、融資制度や補助・助成・給付金制度の創設、拡充を図りました〔図1〕。

板橋区では、日頃より、産業経済部産業振興課に中小企業向けの経営相談窓口を設け、融資のあっせんや利子補給を行ってきましたが、2月26日、資金繰りや経営に関する相談に中小企業診断士が無料で対応する専用相談窓口を新たに開設。併せて、同課に「板橋区立企業活性化センター経営改善チーム・コロナ対策チーム」を立ち上げ、区独自の連携ネットワークを駆使し、対応方針のアドバイスや資金繰り表の作成支援など、チームを挙げた対応を図りました。また、新型コロナの影響を受けた区内中小企業の資金繰り対策として、区産業融資制度を利用する際の利子補給割合を引き上げる緊急特別融資

（利子補給の優遇加算措置）を実施しました。

そのほか、3月6日には、都が新型コロナにより事業活動に影響を受けている中小企業者・組合に対する独自の緊急融資制度を創設し、4月には、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力した中小事業者を対象とする「東京都感染拡大防止協力金」を創設。国は、令和2年度第1次補正予算で、1兆円の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」創設のほか、持続化給付金（売上が前年同月比で50%以上減少している中小法人・個人事業者に対する支援制度）や小学校休業等対応助成金（学校の臨時休業等に伴う保護者の休業に対する支援制度）、雇用調整助成金（事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用維持を図るための休業等に要した費用に対する助成）の特例措置の拡大など、雇用維持及び事業継続の支援策や、Go To キャンペーン事業などの経済活動の回復支援策を盛り込みました。

次々と打ち出される支援制度について、公益財団法人板橋区産業振興公社では解説動画の作成・配信を開始するとともに、申請方法や制度の内容、提出書類のチェックなどに中小企業診断士がマンツーマンで対応する個別相談会を実施。内容に応じて、社会保険労務士や中小企業診断士、行政書士等による業務改善の専門家等を派遣する事業も実施しました。

全国民に一律・子育て世帯に 追加の特別給付

緊急事態宣言の対象が全国へと広がる中、2020年4月20日に政府は緊急経済対策

として全ての国民に10万円を一律給付する「特別定額給付金事業」及び「子育て世帯への臨時特別給付金」を閣議決定しました。特別定額給付金の申請窓口は区市町村となり、区での申請方法は、オンライン方式または郵送方式とし、世帯ごとの申請としました。対象者数は約57万4,000人、世帯数は約31万8,000世帯に及びました。オンライン申請は5月7日に受付を開始し、21日には支払を開始するなど、早期の給付体制を構築〔p.100、p.124参照〕。また、子育て世帯への臨時特別給付金（対象約3万5,000世帯、児童約5万5,000人）は、児童手当を受給する世帯に児童1人あたり1万円を上乗せする方式で給付し、さらに区では独自に、ひとり親家庭等の児童育成手当受給者に対して、追加の臨時特別給付金を支給。対象約5,000世帯（児童約7,000人）に、1人あたり3万円の給付を実施しました。

区独自の緊急経済対策

1回目の緊急事態宣言明けの2020年6月、区は4、5月の平均売上が前年同月よりも20%以上減少した区内の小規模企業者・個人事業主に対し、家賃の一部を助成する事業を実施しました。5月29日には担当部署として、産業経済部産業振興課に産業振興担当係長（緊急経済対策グループ）を設置し、事業者継続支援及び就労の確保を図りました〔p.102、p.125参照〕。また、板橋区産業振興公社では、「クラウドファンディング活用支援事業助成金」（クラウドファンディング利用手数料を最大20万円まで助成）や「飲食店サポート事業助成金」（新たに宅配やテイクアウト等により販路拡大や売上げを確保する取組に要した経費

を最大 20 万円、区内で複数店舗を営む場合は最大 40 万円まで助成）など、事業の継続・拡大を図ることに要した経費を助成する支援事業を実施。さらに 8 月からは、**感染拡大防止に取り組むための物品購入やテレワークの環境構築等に要する経費の助成**（最大 20 万円まで）、9 月にはテレワーク導入支援セミナーの実施・動画配信を行うなど、社会経済活動と感染予防を両立する「新しい生活様式」の実践をサポートしました [p.103-104 参照]。

9 月中旬には、国が実施する「Go To トラベル事業」に東京都を発着地とする予約が追加されるなど、景気回復支援が本格化。区でも、10 月 1 日に新しい生活様式によるキャッシュレス決済に対応しながら区内経済の活性化を図るため、**キャッシュレス決済ポイント還元事業「がんばろう板橋!区内のお店応援キャンペーン」**（PayPay 決済で最大 20%分のポイントを還元）を実施しました [p.104 参照]。

しかし、新規感染者数の増加を受けて、都が 11 月末より酒類を提供する飲食店等への時短営業の要請を再開。区では 12 月 1 日から、区内参加店舗で**額面 3,000 円相当のサービスが受けられる電子チケットを 2,000 円で販売する「いたばしプレミアムバル」**の実施を予定していましたが、参加者の健康と安心・安全の確保を第一に考え、同事業をやむなく中止することになりました。そのため、代替事業として、参加予定店舗を紹介する冊子「**# オイシイいたばし**」を発行し、区施設で配布するとともに、区公式ホームページで公開しました [p.104 参照]。

第Ⅱ期

区独自の子育て・生活支援対策

区は 2021（令和 3）年 1 月、特別定額給付金の対象とならなかった新生児（2020/4/28 以降に出生）を対象に、「**新生児臨時特別給付金**」の支給を開始しました。本事業は同年度末までに生まれた新生児約 3,000 人が対象となり、1 人あたり 5 万円を支給しました [p.101 参照]。

また、2021（令和 3）年 4 月、区は独自に生活困窮者の居住を支援する「**東京都板橋区住居契約更新料給付金事業**」を創設。生活困窮者自立支援事業の必須事業である「生活困窮者住居確保給付金」では、住宅を喪失または喪失するおそれのある人に対し、就職活動中の家賃相当額を有期で支給していますが、本制度は家賃相当額のみを支給しているため、区独自で住居契約更新料を追加で支給しました。これにより、賃貸借契約の更新につなげ、住宅の確保を図りました [p.101 参照]。

長引く緊急事態措置下における事業継続支援

2021 年 2 月、緊急事態宣言の再発出や長引く時短営業要請により厳しい経営環境が続いている区内の事業者を支援するため、都が実施する「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給を受けている事業者に対し、区は独自に「**板橋区感染拡大防止協力金**」を追加給付することを決定しました。専用コールセンターを開設し、3 月 1 日から申請受付を開始、19 日から順次支払を開始しました [p.102 参照]。

また、国も緊急事態宣言の再発出による

影響を受け、売上が大きく減少している中小法人・個人事業者等に対して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える一時支援金を給付する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を創設し、3 月 8 日から申請受付を開始しました。これに対しても、区は独自に「**板橋区一時支援金**」を追加給付することを決定。4 月 26 日から申請受付を開始し、5 月 25 日から順次支払を開始しました [p.102 参照]。さらに、新型コロナの影響により事業活動に支障が出ている区内中小企業者等の資金繰りを支援するため、4 年目までの全額利子補給及び信用保証料全額補助を行う「経営安定化特別融資」を新たに創設し、4 月 1 日から申し込みを開始しました。

第Ⅲ期

国・都の支援対象から外れた事業者を、区が独自に事業継続支援

2021（令和 3）年 9 月 15 日、区は産業経済部産業振興課に経済対策係を設置しました [p.126 参照]。緊急事態宣言発出に伴う影響を受けながらも、国や都の支援を受けられない中小企業・個人事業主に対し、売上減少額に応じて最大 50 万円の「**板橋区中小企業等事業継続支援金**」を給付することを決定。11 月 1 日から申請受付を開始、19 日から順次支払を開始しました [p.102 参照]。

子育て世帯支援の臨時給付金10万円を、年内に現金で一括給付

区では、2021 年 11 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経

済対策」（子育て世帯に対して子ども 1 人あたり 10 万円を給付）に基づき、児童手当受給者に対して年内に 5 万円を先行給付する準備を進めていました。そうした中、12 月 13 日に政府が現金での一括給付を容認する方針を示したことから、一刻も早い給付に結び付けるため、15 日に年内の現金一括給付を決定。給付に必要な追加経費の予算措置（令和 3 年度東京都板橋区一般会計補正予算第 8 号）について、17 日に開催された区議会臨時会において議決を受け [p.134 参照]、23 日からの早期支給を実現しました。

また、国は新型コロナの影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付（1 世帯あたり 10 万円を給付）を決定。これに基づき、区では、2022（令和 4）年 2 月から支払を開始しました。

第Ⅳ期

ポストコロナを見据えた生活支援及び地域経済対策

コロナ禍に加え、ウクライナ情勢の影響等による物価高騰が区民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼす中、区は独自に、子育て世帯に対して児童 1 人あたり 2 万円を支給する「**いたばし子育て支援臨時給付金**」を 2022（令和 4）年 9 月から開始しました。また、低所得のため生活に困窮する世帯に対して 15 万円を支給する「**いたばし生活支援臨時給付金**」を 10 月から開始するなど、生活支援対策を実施しました [p.101 参照]。

10 月には、板橋区商店街振興組合連合会と協力し、区内の消費活動・経済循環の促進や「新しい生活様式」に対応したキャッ

シュレス決済の推進のため、「デジタル地域通貨『いたばし Pay』」を導入し、地域経済活性化といたばし Pay 普及のため、プレミアム付デジタル地域通貨を販売。さらに、都

が実施する「東京都生活応援事業」に基づき、いたばし Pay を拡充（プレミアム率を 20% から 30% に引き上げ）するとともに、プレミアム付商品券の販売を実施しました [p.101 参照]。

【図 1】板橋区における新型コロナウイルス感染症対策及び地域経済活性化対策等の主な支援金・助成金事業（令和 2 ～ 4 年度）

	年度	分野	事業名	事業内容
第Ⅰ期	R1 R2	事業者支援	利子補給の優遇加算措置 区独自	コロナにより売上が減少している中小企業に対して、利子補給割合を加算
	R2	生活支援	特別定額給付金	緊急経済対策として10万円を一律給付
	R2	生活支援	臨時福祉商品券給付事業 区独自	低所得者に対し、1人あたり1万円分の区内共通商品券等を配付
	R2	子育て支援	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当を受給する世帯に児童1人あたり1万円を支給
	R2	子育て支援	児童育成手当臨時特別給付金 区独自	児童育成手当受給世帯に児童1人あたり3万円を支給
	R2	子育て支援	ひとり親世帯臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯等に児童1人あたり5万円(2人目以降は3万円)を支給
	R2	事業者支援	小規模企業者等緊急家賃助成金 区独自	小規模企業者等に対し固定費用のうち家賃に相当する費用の一部を助成
	R2	事業者支援	飲食店サポート事業助成金 区独自	宅配・テイクアウト等の経費の一部を助成
	R2	事業者支援	クラウドファンディング活用支援事業助成金 区独自	クラウドファンディング事業者に支払う手数料等を助成(R2～R4年度継続)
	R2	事業者支援	新型コロナウイルス感染拡大防止事業助成金 区独自	感染拡大防止に取り組むための物品購入やテレワークの環境構築に要する経費等の一部を助成
	R2	事業者支援	営業活動促進事業助成金 区独自	販路拡大に要する経費の一部を助成(R2～R4年度継続)
	R2	事業者支援・経済活性化	キャッシュレス決済ポイント還元事業 区独自	PayPayを用いた区内経済の活性化事業、キャッシュレス決済の推進(R2～R3年度継続)
	R2	文化支援	アーティスト支援事業 区独自	コロナで活動の場を失ったアーティストへの活動支援(R2～R4年度継続)
	R2	子育て支援	ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給)	児童扶養手当受給世帯等に児童1人あたり5万円を支給
第Ⅱ期	R2 R3	子育て支援	新生児臨時特別給付金 区独自	令和2年度の特別定額給付金の対象とならなかった新生児に対して1人あたり5万円を支給(R2～R3年度継続)
	R2	事業者支援	商店街活動支援金 区独自	商店街の感染症対策等にかかる経費に対し支援金を支給
	R2 R3	事業者支援	板橋区感染拡大防止協力金 区独自	都の感染拡大防止協力金に上乗せして協力金を給付
	R3	生活支援	住居契約更新料給付金 区独自	住居確保給付金受給者に対し、住居契約更新料を支給(R3～R4年度継続)
	R3	生活支援	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	緊急小口資金等の特例貸付による支援を受け終わった世帯に対し、支援金を支給(R3～R4年度継続)
	R3	子育て支援	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	低所得の子育て世帯に対し、児童1人あたり5万円を支給(R3～R4年度継続)
	R3	事業者支援	板橋区一時支援金 区独自	国の一時支援金に上乗せして支援金を給付
	R3	事業者支援	営業活動促進助成金 区独自	販路拡大に要する経費の一部を助成(R2～R4年度継続)
	R3	事業者支援	ビジネス環境適応事業助成金 区独自	感染拡大防止に取り組むための物品購入やテレワークの環境構築に要する経費等の一部を助成(R2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止事業助成金。R3～R4年度継続)
	R3	事業者支援	板橋区産業融資制度「経営安定化特別融資」(利子補給) 区独自	コロナにより資金繰りが悪化している中小企業に対して、4年目まで全額利子補給(R3～R4年度継続)
	R3	事業者支援		

	年度	分野	事業名	事業内容
第Ⅱ期	R3	事業者支援	板橋区産業融資制度「経営安定化特別融資」(信用保証料補助) 区独自	コロナにより資金繰りが悪化している中小企業に対して、信用保証料を全額補助(R3～R4年度継続)
	R3	事業者支援	クラウドファンディング活用支援事業助成金 区独自	クラウドファンディング事業者に支払う手数料等を助成(R2～R4年度継続)
	R3	事業者支援・経済活性化	キャッシュレス決済ポイント還元事業 区独自	PayPayを用いた生活応援・区内経済活性化事業、キャッシュレス決済の推進(R2～R3年度継続)
	R3	事業者支援・経済活性化	プレミアム付商品券事業 区独自	プレミアム付商品券の販売による、事業者支援及び区民生活の応援(R3～R4年度継続)
	R3	文化支援	アーティスト支援事業 区独自	コロナで活動の場を失ったアーティストへの活動支援(R2～R4年度継続)
	R3			
第Ⅲ期	R3 R4	生活支援	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	住民税非課税世帯等に対し1世帯あたり10万円を支給(R3～R4年度継続)
	R3 R4	子育て支援	子育て世帯への臨時特別給付金	子育て世帯に児童1人あたり10万円を支給(R3～R4継続)
	R3	事業者支援	中小企業等事業継続支援金 区独自	コロナにより事業収入が減少した中小企業に対し支援金を給付
	R4	生活支援	住居契約更新料給付金 区独自	住居確保給付金受給者に対し、住居契約更新料を支給(R3～R4年度継続)
	R4	事業者支援	ビジネス環境適応事業助成金 区独自	業務の非対面化への取組やデジタルツールの導入等に要する経費の一部を助成(R3～R4年度継続)
	R4	事業者支援	板橋区産業融資制度「経営安定化特別融資」(利子補給) 区独自	コロナにより資金繰りが悪化している中小企業に対して、4年目まで全額利子補給(R3～R4年度継続)
	R4	事業者支援	板橋区産業融資制度「経営安定化特別融資」(信用保証料補助) 区独自	コロナにより資金繰りが悪化している中小企業に対して、信用保証料を全額補助(R3～R4年度継続)
	R4	事業者支援	クラウドファンディング活用支援事業助成金 区独自	クラウドファンディング事業者に支払う手数料等を助成(R2～R4年度継続)
第Ⅳ期	R4	事業者支援	営業活動促進助成金 区独自	販路拡大に要する経費の一部を助成(R2～R4年度継続)
	R4	生活支援	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(再支給)	緊急小口資金等の特例貸付等による支援を受け終わった世帯に対し、支援金を支給(R3～R4継続)
	R4	生活支援	いたばし生活支援臨時給付金 区独自	住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり15万円を支給
	R4	生活支援	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し1世帯あたり5万円を支給
	R4	子育て支援	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	低所得の子育て世帯に対し、児童1人あたり5万円を支給(R3～R4年度継続)
	R4	子育て支援	いたばし子育て支援臨時給付金 区独自	児童手当受給世帯に対し、児童1人あたり2万円を支給
	R4	事業者支援	エネルギー価格高騰対策設備更新助成金 区独自	中小企業の事業用既存設備の更新に係る経費に対する助成
	R4	事業者支援・経済活性化	プレミアム付商品券事業 区独自	プレミアム付商品券の販売による、事業者支援及び区民生活の応援(R3～R4年度継続)
	R4	事業者支援・経済活性化	デジタル地域通貨「いたばしPay」の推進 区独自	キャッシュレス決済ポイント還元事業による、事業者支援及び区民への消費喚起
	R4	文化支援	アーティスト支援事業 区独自	コロナで活動の場を失ったアーティストへの活動支援(R2～R4年度継続)
第Ⅳ期	R4	その他	宅配ボックス導入助成事業 区独自	非接触による感染拡大防止等のため、宅配ボックス設置費を助成

※各事業の実施にあたっては、国や都の補助金等も活用しながら実施しました。

特別定額給付金の支給

板橋区の対応体制

2020（令和2）年4月20日に、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定されました。これに伴い、家計への支援を迅速かつ確に行うことを目的とする「特別定額給付金事業」が実施されることとなり、板橋区に住民登録がある人に、1人あたり10万円が支給されることになりました。

これに対応するため区は、区民文化部に定額給付金担当課長を置き、同部地域振興課に定額給付金担当係長を配置【p.124参照】。併せて、人員体制の充実のため、延べ25名（5/1付で15名、6/1付で5名、7/1付で4名、7/6付で1名）の兼務発令を行い、対応を図りました。また、相談対応や申請書類の確認などにおいても、全庁的な応援体制を構築して事業実施にあたりました【写真1】。

受給対象者

給付金の受給対象者は、基準日（2020/4/27）時点で区に住民登録がある人で、給付額は対象者1人あたり10万円となりました。基準日時点の受給対象者数は57万4,061人、世帯数は31万7,875世帯でした。支給は世帯単位として、世帯主が世帯全員分を受け取ることになりました。

申請方法・区民への周知

申請方法は、オンライン方式または郵送方式としました。オンライン方式は5月7日に申請受付を開始し、マイナンバーカードとカードの読み取りができるスマートフォンなどの機器を使用する、「マイナポータル」で申請手続きを行うこととしました。また、郵送方式は5月27日に申請書の発送を開始しました。申請者への給付金の支給は5月21日から始まり、7月27日には未申請者への勧奨通知を送付。なお、申請期限は8月31日となりました。

申請受付の内訳

オンライン申請：1万6,858世帯（3万4,299人）
郵送申請：29万2,226世帯（52万5,929人）
早期特別申請：4,747世帯（9,209人）

区民への周知方法は、広報いたばし（特集号）、区公式ホームページ、区内掲示板へのポスター掲示のほか、専用ダイヤルのコールセンターを設置しました【写真2】。コールセンターの受付件数は、5月20日から9月30日までの間で、4万5,970件でした。

事業規模

本事業の実施に必要な給付金及び事務費は、国の全額負担となり、予算規模は、約575億4,200万円。うち給付金本体が約570億6,400万円、事務費が4億7,800万円であり、給付実績は、全世帯数の99.0%、全給付対象者の99.4%となりました。



【写真1】執務室の様子



【写真2】区役所内に設置されたコールセンター

区民生活への経済的支援

板橋区では、各種事業を通じて、区民の日常生活への経済的サポートを実施しました。特に支援が必要な子育て世帯への事業としては、まず、「特別定額給付金」の対象とならなかった2020（令和2）年4月28日から2021（令和3）年3月31日までに出生した新生児を対象とした「新生児臨時特別給付金」があります。これは、子育て世帯の家計を支援するだけでなく、コロナ禍の行動制限のもとで妊娠・出産するという親の大きな不安・心労を見舞うために行った区独自の給付金です（児童1人あたり5万円）。また、令和3年度に実施した、子育て世帯に児童1人あたり10万円を一括給付する「子育て世帯への臨時特別給付金」では、児童手当の受給者及び新生児養育者についてはプッシュ型支給として申請不要とし、公務員と高校生養育者については申請が必要なものの、高校生養育者が児童手当受給者と同じの世帯は申請不要とし、可能な限り迅速に給付ができる制度設計を図りました。

令和3年度にはこのほか、失業または新型コロナの影響で所得が大幅に減少した生活困窮者（生活困窮者住居確保給付金の支給対象となった方）が賃貸住宅の賃貸借契約に係る更新をするにあたり、その更新料の支払が困難である場合に、区独自の「住居契約更新料給付金」を支給することにより、自立の促進を図りました。

令和4年度には、物価高騰に伴う生活支援と地域経済対策として「いたばし子育て支援臨時給付金」、「いたばし生活支援臨時給付金」、「デジタル地域通貨『いたばしPay』の推進」などの区独自事業を実施しました。いたばし子育て支援臨時給付金は、区内の子育て世帯（児童手当受給者）を対象に、児童1人あたり2万円を支給しました。いたばし生活支援臨時給付金は、低所得のため生活に困窮する世帯向けの支援策として、令和4年度都民税・特別区民税が均等割のみ課税されている低所得世帯に対し、1世帯あたり15万円を支給しました。

デジタル地域通貨「いたばしPay」は、区内加盟店で利用できるデジタル地域通貨です。初年度となる令和4年度は、1万円分の現金をチャージすると3,000円分のプレミアムが付与されて1万3,000円分を使用することができるプレミアム付デジタル地域通貨を、板橋区商店街振興組合連合会が販売しました（当初のプレミアム率20%を、補正予算により30%に拡充）。加えて、決済額の最大8%を店舗に還元することで、生活支援としてだけでなく、間接的な事業者支援としても機能するようにしました。購入希望者は事前に申し込みが必要で、抽選により15万セットを販売。同時並行で紙のプレミアム商品券事業も実施し、事前申込による抽選販売で、5万セットを販売しました。

「いたばしPay」の利用にあたっては、専用アプリをインストールし、メールアドレスなどを登録。その後、現金をチャージすることで一般的なキャッシュレス決済と同様に加盟店での利用が可能になります。アプリには、行政ポイントの活用や情報配信機能も備え、地域住民・事業者間の「つながり」を促進することもめざしました。



「いたばしPay」キャンペーンチラシ（令和4年度）

区内事業者への経済的支援

現金給付など直接的な経済支援策

板橋区では、区内に集積する中小企業への経済的支援を目的に、国や東京都が実施する支援に加えて、区独自の支援策を数多く実施しました。

まず、1回目の緊急事態宣言解除後の2020（令和2）年6月には、営業休止や自粛により売上が減少した区内の小規模企業者・個人事業主に対して、固定費用のうち高い割合を占める家賃（店舗や事務所等の賃料）に相当する費用の一部を助成する「小規模企業者等緊急家賃助成事業」を実施。助成対象者は、業種に関わらず従業員数20人以下の小規模企業者及び個人事業主で、同年4月と5月の平均売上が前年同月平均よりも20%以上減少していることなどを条件としました。助成金額は、4月から6月の各月の家賃の2分の1以内とし、上限は月額5万円。また、複数の事業所がある場合は3事業所まで、最大45万円を助成しました。事業実施にあたっては、コールセンターを開設するなど、速やかな助成に向けた体制を整備し、同年6月30日から9月30日まで受付を行いました。

次に、都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を受給している事業者に対して、区独自に「板橋区感染拡大防止協力金」を上乗せして給付する事業を実施しました【図1】。この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた営業時間の短縮要請を受け、厳しい経営環境が続いている区内中小飲食事業者等を支援するため、区内事業所に勤務する従業員の数が、①5人以下の事業者に10万円、②6人以上の事業者に20万円を給付しました。2021（令和3）年3月1日から受付を開始し、同年5月31日を期限としていましたが、緊急事態宣言の再発出や時短営業の要請が長期化していることから、受付期間を延長し、同年7月30日まで受付を行いました。

令和3年度には、国の「緊急事態宣言の影響緩和に

に係る一時支援金」を受給している事業者に対して、区独自に金額を上乗せする「板橋区一時支援金」の給付を実施し、4月26日から7月30日まで受付を行いました。飲食店の時短営業及び不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大幅に減少している中小企業やフリーランスを含む個人事業者を支援するため、①個人事業主に10万円、②中小事業者等に20万円を給付しました。

また、度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用により、経営に大きな影響を受けている区内中小企業等に対し、国や都が実施する月次支援金とは別に、区独自の「板橋区中小企業等事業継続支援金」の給付を実施し、11月1日から2022（令和4）年1月31日まで受付を行いました【図2】。本事業は、国の月次支援金や都の時短要請に伴う協力金の対象外となった区内事業者を支援するもので、2021年4月から9月までのいずれかの月で、前年または前々年同月の売上額に対する減少率が①40%以上50%未満の場合に最大50万円、②30%以上40%未満の場合に最大40万円、③20%以上30%未満の場合に最大30万円を、1事業者につき1回給付しました。

感染拡大が続く中、農業振興対策の一環として、また生活が困難な家庭のお子さんを支援する子ども食堂の活動を支援するため、区が農業者から農作物を買い取り、区内の子ども食堂へ旬の「おまかせ野菜セット」を無償で提供する事業を実施しました【写真1、2】。子ども食堂内で提供する食事やお弁当の食材としての活用のほか、各家庭でも区内で採れた新鮮な野菜を使った食事を楽しんでもらうことを目的に事業を企画。区内農業者で構成する「板橋ふれあい農園会」へ野菜の提供を依頼したところ、快諾をいただき、事業が実現しました。

2020年7月から開始し、同会の農業者が丹精込めて作った野菜をその日の新鮮なうちに「農家おすすめ・旬な野菜セット」として子ども食堂に届けています。

ウィズコロナ・ポストコロナを見据える企業への支援

区内中小企業が行う、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた感染拡大防止のための取組に対する支援として、区では、2020年8月から12月にかけて、備品購入やテレワーク環境整備に対する助成事業を実施しました。助成対象には、飛沫防止のためのスクリーンやパーティション設置等が該当し、対象経費の2分の1以内、最大20万円を助成しました。また、区内事業者が行う販路拡大活動に対する支援事業経費として、新たな動画作成や広告掲載等の広報宣伝活動、マーケティングを行う際に発生する経費を助成。本事業も対象経費の2分の1以内、最大20万円を助成するとともに、いずれの事業も、対象経費すべてを区内企業に発注する場合は助成割合を5分の4以内に拡大し、区内企業間の取引の活性化につなげました。

さらに、飲食事業者向けには、新たに宅配・テイクアウト等の実施により販路拡大や売上確保に向けた取組に要した経費について、最大20万円まで（区内で複数店舗を営む場合、最大40万円まで）助成しました。募集期間は2020年6月から12月で、テイクアウト等の開始を周知するための動画や印刷物の制作などの広報費、注文を受けるために使用するタブレット端末や宅配用自転車等の備品購入費、宅配等に必要の容器・梱包資材の購入費等を助成対象としました。

ポイント還元キャンペーンやプレミアム付商品券による経済活動の活性化策

区では、外出の自粛や時短要請等によりダメージを受けた区内経済の改善を図るべく、直接的な支援金の他に、ポイント還元キャンペーンやプレミアム付商品券等を活用した経済活動活性化事業にも取り組みました。



【図1】感染拡大防止協力金の支給を知らせるチラシ



【図2】中小企業等事業継続支援金の給付を知らせるチラシ



【写真1】農家から新鮮な野菜を受け取る区職員



【写真2】受け取った野菜の例

なかでも飲食店や小売・サービス業を営む区内の中小企業者の売上が大幅に減少したことを受け、キャッシュレス決済の定着と経済活性化を同時に進めるべく、令和2年度・令和3年度にわたり「がんばろう板橋! 区内のお店応援キャンペーン」を実施【写真3】。感染拡大防止につながる「新しい生活様式」に対応しながら、消費喚起を図ろうとする区内中小企業者を支援しました。

本事業では、キャッシュレス決済事業者のPayPay株式会社と連携し、消費者は購入時に決済額の最大20%のポイント還元が受けられると同時に、店舗においてクラスターが発生した際に、アプリの利用履歴に基づき通知する「店舗型東京版新型コロナ見守りサービス」も利用できるようになりました。また、令和3年度には、ポイント還元割合を最大30%に拡充するとともに、スマートフォン等の操作に不慣れな方を対象とした「PayPay 使い方相談会」も実施し、より一層の利用促進を図りました。そのほか同年度には、キャッシュレス決済を利用されない方もいることも踏まえ、プレミアム付商品券（紙）の事業も実施しました。

感染拡大の影響により中止になってしまった、飲食店等の区内店舗向けの支援策「いたばしプレミアムバルチケット事業*」の代替として実施したのが冊子「#オイシイいたばし」の発行です【写真3】。これは、プレミアムバル参加予定店舗が、少人数利用やテイクアウト、感染が収束した際の利用に向けて魅力をPRする情報誌で、「いたばし肉クルーズ」、「バシ中華」、「板橋老舗物語」、「ご指名スイーツ in 板橋」、「ローカル有名企業の〇〇ならこのお店へ!」、「イタバシ HIP 酒場」、「定食でおかえりなさい」などのユニークな特集記事を掲載。B級グルメから本格フレンチ、スイーツなど、バラエティ豊かにすることで、店舗巡りをしてみたくなる内容としました。

この事業と並行し、区公式ホームページ内に、区内で利用できるテイクアウトやデリバリーに特化した特設ページ「おうちでごはん」を掲載。ここでは「#オイシイいたばし」掲載店舗を含む飲食店35店舗を

紹介しました。さらに、多くの方に区内の魅力的な飲食店を知ってもらうため、転入手続き等で多数の来庁者が訪れる区役所本庁舎1階の待合スペース「ギャラリーモール」に、「#オイシイいたばし」掲載店舗を紹介する展示パネルを設置【写真4】。パネルに記載された二次元コードから特設ページへアクセスでき、気になった店舗のパネルには「いいね! シール」を貼ることができるなど、窓口の待ち時間にも店舗情報を楽しく取得できる仕掛けを施しました。

このほか、区公式インスタグラムでも店舗や商品を撮影した写真を募集するなど、区民の方が板橋のグルメ情報をシェアし、楽しみながら飲食店を応援できる仕組みとしました。

*いたばしプレミアムバルチケット事業：区独自の食べ歩きイベント。プレミアムがついた電子チケットを販売し、参加店舗はチケットに応じたメニューを提供する。消費者の区内店舗への回遊促進を狙い、2020年12月1日より実施予定だったが、感染状況の悪化に伴い中止となった。

板橋区産業振興公社の特徴的な取組

区内中小企業の振興・育成を担う公益財団法人板橋区産業振興公社では、感染拡大が始まって程なく、様々な事業者支援を実施しました。まず、2020年4月から、同公社公式ホームページで中小事業者向けに新型コロナに関する各種経済対策（給付金、融資制度）についての解説動画を配信しました。

また、厚生労働省（ハローワーク）の雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金の申請を検討している中小事業者に、社会保険労務士を派遣するとともに、テレワーク等の業務改善についての専門家派遣も実施。5月からは、国の持続化給付金や家賃支援給付金等について申請方法や制度の内容、提出書類のチェックなどを中小企業診断士がマンツーマンで対応する個別相談会を開催し、事務手続き面の手厚いサポートを実施しました。

そのほか、独創的な取組としては、区内事業者の持続的な発展を支援することを目的とする「クラウドファンディング活用支援事業助成金」があります【写真5】。これは、区内の事業者がクラウドファンディングを通じて事業の継続・拡大を図る際の経費を助成するので、実施にあたっては、まず事業者に専門家が派

遣され、アドバイスを受けた後、プロジェクトを進めます。助成内容は、クラウドファンディング事業者に支払う手数料、プロジェクト周知のための動画及び印刷物制作費や広告掲載料等の経費の5分の4以内、



【写真3】PayPay株式会社とタイアップした「がんばろう板橋! 区内のお店応援キャンペーン」第2弾の広報ビジュアル



【写真3】「#オイシイいたばし」の冊子（2021年3月発行）

上限は条件によって20万円から50万円。プロジェクトに挑戦するため、2020年から累計52件の専門家派遣を行いました。



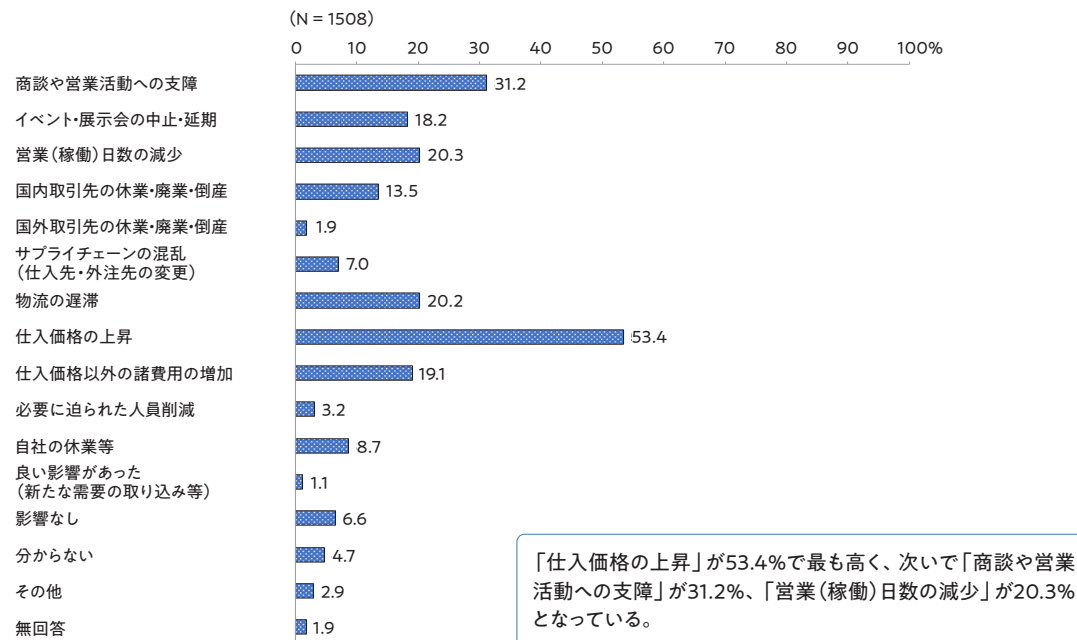
【写真4】区役所本庁舎1階「ギャラリーモール」壁面に飲食店情報を掲示（2021年3月）



【写真5】目標達成したプロジェクトの例。手やテーブルを汚さず簡単にプロテインの計量ができる「PROTEIN DISPENSER」【画像提供：Miaomada株式会社】

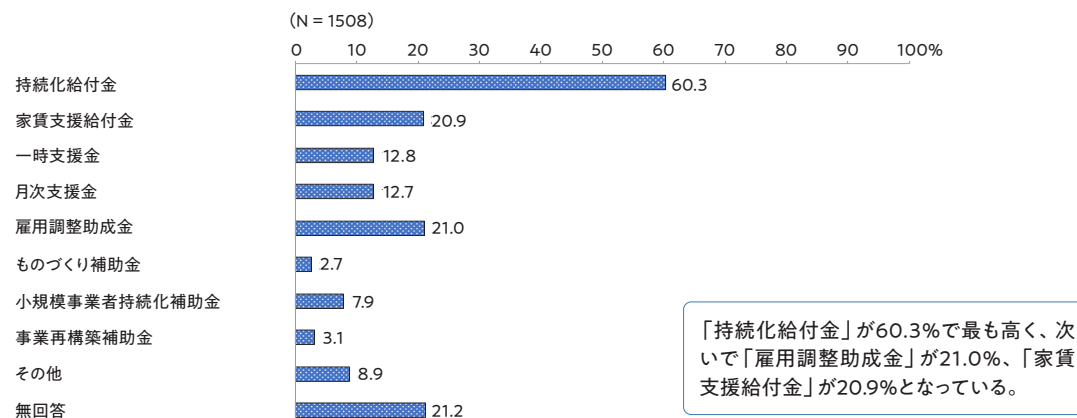
アンケート調査で見る 新型コロナによる経済活動への影響

(1) 新型コロナ感染症拡大による具体的な影響について、該当する番号を○で囲んでください。【○は3つまで】



(2) 新型コロナ感染症拡大による影響への事業支援策のうち、貴社がこれまで利用した制度について、該当する番号を○で囲んでください。

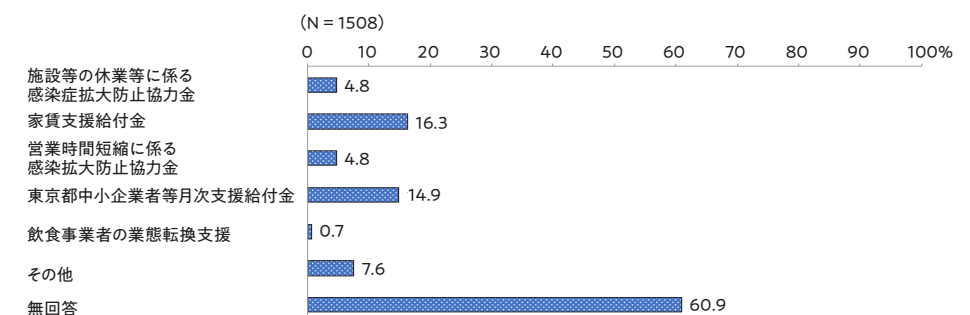
(a) 国の制度【複数回答可】



2022(令和4)年夏、板橋区では、新型コロナ感染症拡大や原油価格の高騰など、様々な要因による企業活動への影響や区内産業の実態を把握することを目的に、区内の主要な産業に属する中小企業に対して現況調査を行いました。調査報告書から、その一部を紹介します。

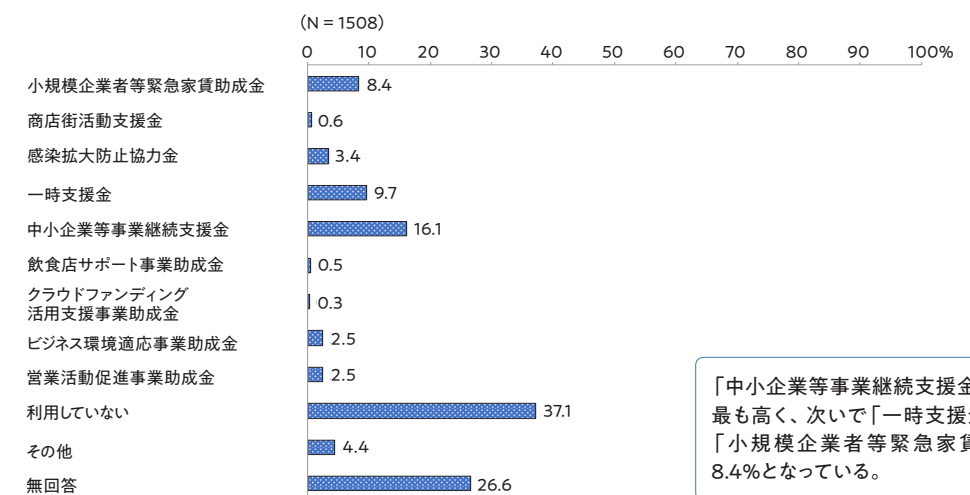
出典：令和4年度板橋区区内主要産業現況調査報告書／調査対象：区内主要産業(卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業、製造業、生活関連サービス業・娯楽業、建設業、運輸業・郵送業)に属する中小企業者5,000社／有効回答件数：1,508件／調査期間：2022年7月29日～9月9日

(b) 東京都の制度【複数回答可】



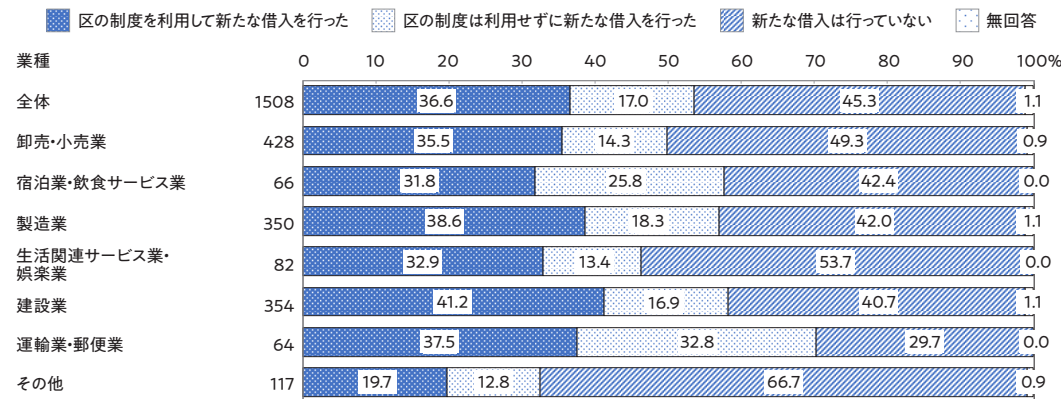
「家賃支援給付金」が16.3%で最も高く、次いで「東京都中小企業者等月次支援給付金」が14.9%、「施設等の休業等に係る感染症拡大防止協力金」「営業時間短縮に係る感染症拡大防止協力金」がともに4.8%となっている。

(c) 板橋区の制度【複数回答可】



「中小企業等事業継続支援金」が16.1%で最も高く、次いで「一時支援金」が9.7%、「小規模企業者等緊急家賃助成金」が8.4%となっている。

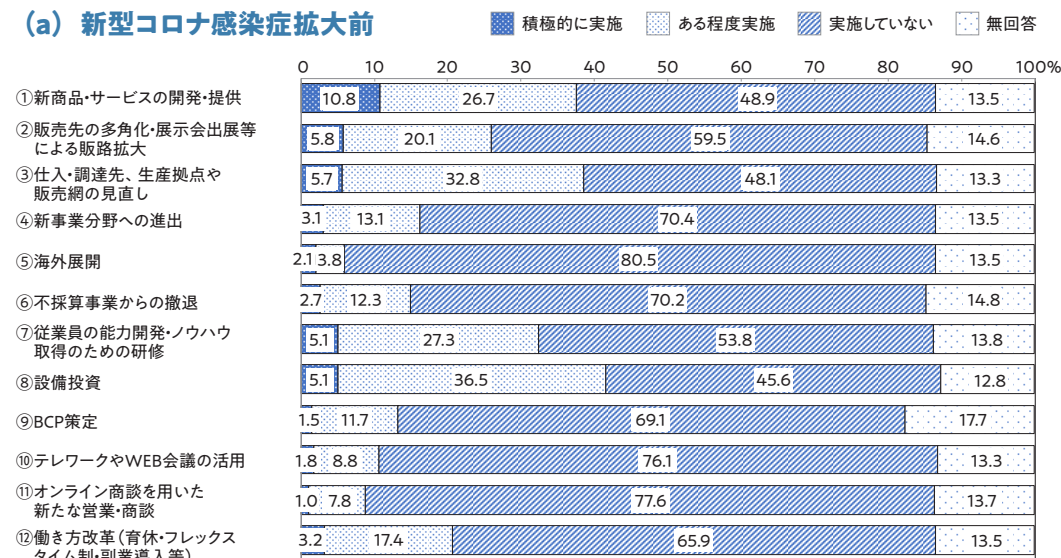
(3) コロナ禍による影響を機として政府系金融機関または民間金融機関から新たな借入を行いましたか。該当する番号を○で囲んでください。【○は1つ】



「新たな借入は行っていない」が45.3%で最も高く、次いで「区の制度を利用して新たな借入を行った」が36.6%、「区の制度は利用せずに新たな借入を行った」が17.0%となっている。
業種別にみると、「区の制度を利用して新たな借入を行った」では「建設業」が、「区の制度は利用せずに新たな借入を行った」では「運輸業・郵便業」が、「新たな借入は行っていない」では「生活関連サービス業・娯楽業」が他の業種に比べて高くなっている。

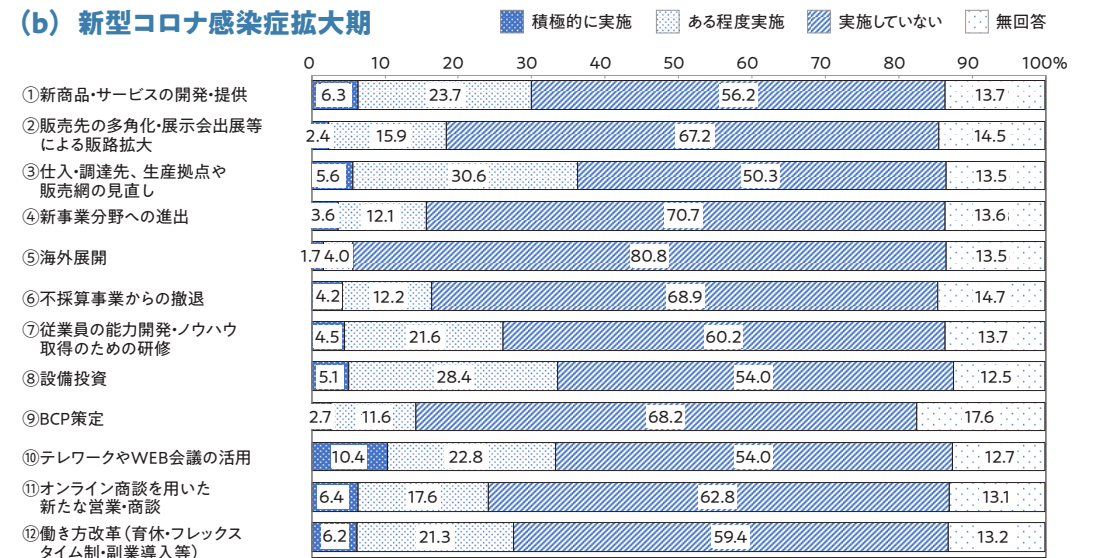
(4) 以下の項目のうち、新型コロナウイルス感染症拡大前後の取り組み状況について該当する番号を○で囲んでください。【①～⑫の各項目について、(a) (b) (c) それぞれ○は1つ】

(a) 新型コロナウイルス感染症拡大前



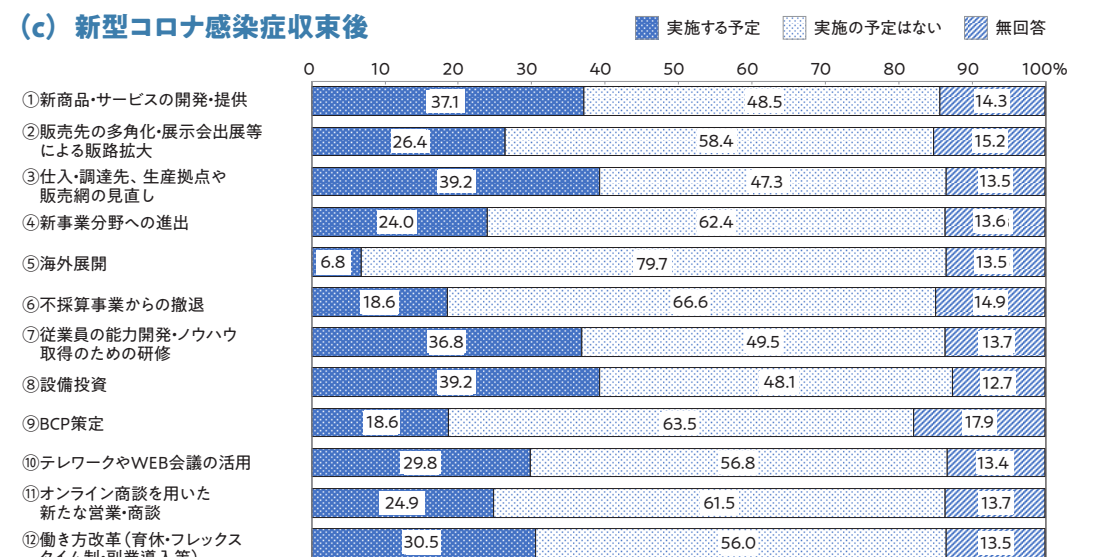
〈⑧設備投資〉〈③仕入・調達先、生産拠点や販売網の見直し〉は、「ある程度実施」の割合が3割超と、他の項目に比べて高くなっている。

(b) 新型コロナウイルス感染症拡大期



〈③仕入・調達先、生産拠点や販売網の見直し〉は、「ある程度実施」の割合が3割超と、他の項目に比べて高くなっている。また、〈⑩テレワークやWEB会議の活用〉及び〈⑪オンライン商談を用いた新たな営業・商談〉は、感染拡大前に比べて感染拡大後のほうが、「積極的に実施」「ある程度実施」の合計値が約3倍高くなっている。コロナ禍の影響としてリモートワークへの対応が大きく増加している状況がうかがえる。

(c) 新型コロナウイルス感染症収束後



〈①新商品・サービスの開発・提供〉〈③仕入・調達先、生産拠点や販売網の見直し〉〈⑦従業員の能力開発・ノウハウ取得のための研修〉〈⑧設備投資〉は、「実施する予定」の割合が3割半ばを超え、他の項目に比べて高くなっている。また、〈④新事業分野への進出〉が感染拡大前(「積極的に実施」及び「ある程度実施」の合計)に比べ、7.8ポイント増と約1.5倍に増加している。

② 社会的支援

未知のウイルスと対峙することとなった第Ⅰ期、政府は人と人との接触の「最低7割、極力8割削減」を要請。イベントの開催中止や施設の利用停止、学校の臨時休業、テレワークの推奨などにより、社会的なつながりが大きく制限されました。板橋区では、区民サービスが途切れることのないよう、オンライン配信を導入するなどの工夫を図るとともに、在宅生活を楽しく、安心して過ごせるコンテンツなどを企画・運営しました。

第Ⅰ期 第Ⅱ期 第Ⅲ期 第Ⅳ期

在宅生活を楽しく、 豊かにする動画を配信

2020（令和2）年4月より、板橋区では、区公式ホームページや動画配信サービスを活用し、乳幼児から高齢者まで「自宅で楽しむ、学べる動画」の配信を開始しました。全14回にわたる区長による区民へのメッセージ [p.88 参照] のほか、**区の子育て応援児童館 CAP'S による乳幼児向けの体操、高齢者向け筋力トレーニングなど、配信メニューを順次追加していきました。**また、区教育委員会は休業となった小・中学校の児童・生徒に向けて特別授業を配信 [p.80 参照]。1回目の緊急事態宣言中であつた4月中旬には、**古典芸能などの文化に触れる特別授業として、区内在住の芸能従事者の協力を得て制作した講談や落語、大喜利等の動画19本を公開しました。**下旬には、**板橋区観光大使 いっこく堂氏の協力を得て制作したクイズ動画「板橋区の町名わかるかな？」**を公

開するなど、外出制限が徹底される中、明るい話題を提供することで在宅生活を少しでも楽しめるようにしました [p.112-113 参照]。

9月からは、**活動自粛や公演の中止等で表現の場を失っているアーティストに対する動画配信補助事業「いたばしアーティスト応援キャンペーン」**を開始しました。本事業では、アーティストから動画作品を募り、一定の基準を満たした作品1点に対して10万円を支給したほか、無観客・定員制限で公演を行うアーティストに対し、公演の動画撮影経費を区が負担。また、区公式ホームページや動画配信サービス、CATV等で配信することで、アーティストの活動を支援するとともに、公演の鑑賞を自粛している区民や、公演への来場機会が少ない区民に、文化芸術を鑑賞する機会を提供しました（2021年・2022年にも同名の事業を実施。状況に応じて支援内容は変更） [p.113 参照]。

非接触で楽しむ観光イベント

2020年は、板橋区の4大イベント（板橋 City マラソン・いたばし花火大会・板橋区民まつり・板橋農業まつり）全てが中止となりました。いたばし観光ボランティアによる観光ツアーも3月上旬から6月末まで中止。いたばし観光センターや美術館、郷土資料館なども1回目の緊急事態宣言中は臨時休館しました。その後、緊急事態宣言明けの5月下旬より、感染拡大の状況を踏まえながら徐々に施設運営・イベントは再開され、感染拡大防止対策を徹底するため、「3密」を回避する非接触型イベントとして、**スマートフォンアプリを活用した「ぐるっと板橋スタンプラリー」**（11月） [p.115 参照] や「板橋 City マラソン ONLINE」（2021年3月） [p.82 参照] を開催しました。

年末年始・大型連休の特別電話相談

新型コロナウイルスの影響等により生活に困窮している区民を対象に、以下の日程で、特別電話相談を実施しました。

- 2020年12月29日～2021年1月3日：
板橋・赤塚・志村福祉事務所の合同
- 2021年5月3日～5日：生活支援課、
板橋・赤塚・志村福祉事務所の合同
- 2021年12月30日、2022年1月2日：
生活支援課、板橋・赤塚・志村福祉事務所の合同

また、2022（令和4）年12月24日には、グリーンホールにて、生活支援課、板橋・赤塚・志村福祉事務所の合同主催による臨時相談会を実施しました。

オンライン化が加速

コロナ禍により社会的にDXの推進が加速し、区でも様々な場面でオンライン化が進みました。たとえば、毎年11月に開催している「いたばし産業見本市」では、2020年の第24回をオンライン見本市として開催しました [p.82 参照]。板橋区文化・国際交流財団が開催している、区内在住・在勤・在学の外国人向けの日本語教室は、3月以降は休講・中止となり、10月には感染予防対策を講じながら再開しましたが、緊急事態宣言が再発出された2021年1月からは、オンラインレッスンに変更しました。その後も、感染状況に応じて対面とオンラインを切り替えながら開講し、日常生活に必要な基礎的な日本語の習得を支援しました。

また、令和4年度以降、区民サービスにおけるオンライン化が加速しました。4月から保健師等によるオンライン妊婦面接を開始し、10月には弁護士による無料法律相談でもオンラインでの対応を開始しました。さらに、区制施行90周年記念式典（10/1）や第51回板橋区民まつり（10/15・16）など、区主催イベントのライブ配信や各種講座のオンライン配信も実施。併せて区では、国のマイナポータル「ぴったりサービス」の適用範囲の拡大を推進し、子育て・介護関係の手続きを中心に、マイナンバーカードを使ってオンラインで行えるように整備しました。

オンライン動画配信

講談や落語、大喜利等を自宅で楽しむ「板橋おんらいん寄席」動画配信

板橋区では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休業となった小・中学校の児童・生徒や、外出自粛中の方へ向けて、区公式ホームページや動画配信サービスを活用し、誰もが「自宅で楽しみ、学べる動画」を配信しました。

2020（令和2）年4月、自宅で古典芸能などの文化に触れることができる企画として、「板橋おんらいん寄席」を制作・配信しました。区には、人間国宝である講談師・神田 松 鯉氏をはじめ多数の芸人たちが居を構えており、彼らの協力を得て制作がスタート。講談や落語、大喜利等の19本の動画を配信しました。緊急事態宣言や自粛ムードにより先行きが不透明な中、少しでも笑顔になれるよう、芸人たちが明るい話題を提供してくれました。

動画の撮影にあたっては、区から公益財団法人板橋区文化・国際交流財団を通じて、氷川町在住の落語家・柳家権太楼氏に演者の募集や調整等を依頼。撮影は2日間にわたって行われ、3密を避けるよう午前・午後に分けながら、合計20名を超える演者からの協力をいただき、動画を制作しました。

演目は「寿限無」等の子どもにも馴染みのある落語や、区ゆかりの前田利家にまつわる講談などの古典芸能のほか、演芸の席で用いられる「寄席文字」の書家・橘右門氏による実演など、多彩な内容になっています。また、外出を控えているおとな・高齢者まで楽しめるマジックや、橘氏の書による「手洗い」「うがい」札を用いた視聴者へのメッセージなど、多彩な内容となっています。【写真1-3】



【写真1】「板橋おんらいん寄席」に参加した芸人さんたち



【写真2】人間国宝・神田松鯉氏による講談講座



【写真3】橘右門氏による寄席文字の実演

いっこく堂氏のクイズ動画「板橋区の町名わかるかな？」を公開

同じく2020年4月には、板橋区観光大使で、腹話術師として世界的に活躍している、いっこく堂氏の協力を得て、クイズ動画「板橋区の町名わかるかな？」を配信しました。緊急事態宣言により外出自粛を余儀なくされるなか、自宅にいながら、区のことをより多くの方に知ってもらうことで、区への愛着につなげてほしいと企画したものです。読み方が難しい区内の町名をクイズ形式で出題。問題を解きながら、地名の由来や、歴史的背景を学ぶことができます。

いっこく堂氏は区内在住で、区内のケーブルテレビ番組でインタビュアーを務めるなど、区とのゆかりが深く、2018（平成30）年3月には、区観光大使に就任しています。「緊急事態宣言が発出されて外出が制限され、学校の臨時休業やテレワークなどを余儀なくされている皆さんのために、観光大使として自分が今、自宅においてできることをやろうと思いました」と、自宅の一室で自ら撮影していただきました。【写真4、5】



【写真4、5】腹話術で用いるキャラクターを使いクイズ形式で楽しく区の町名を紹介するいっこく堂氏

動画配信補助事業「いたばしアーティスト応援キャンペーン」

コロナ禍において、芸術家たちも活動が制限され、表現の場を失うという状況が続き、毎年恒例の区民文化祭が中止になるなど、区の文化施策にも大きな影響が出ていました。そこで、区の「文化の灯」を絶やさないために、芸術家たちの表現の場の確保と経済的支援を同時に叶える事業を企画。2020年9月から、区ゆかりのアーティストを支援する「いたばしアーティスト応援キャンペーン」を、公益財団法人板橋区文化・国際交流財団と共催で実施しました。アーティストから動画を募集し、採用された作品に対する報酬として10万円を支給しました。【写真6、7】

その後、徐々にイベントの開催制限が緩和されていった2021（令和3）年及び2022（令和4）年は、同名のキャンペーンとして、イベント開催経費（2021年：上限30万円、2022年：共演開催は上限50万円、単独開催は上限20万円）や施設使用料（区立施設使用料相当額）を助成しました。



【写真6】劇団Kumaの演劇「親の顔が見たい」の一場面



【写真7】オペラ歌手・川久保博史氏の「一人オペラ」。プッチーニ『蝶々夫人』の一節より

「こどもわくわくフェスタ 2021」の動画配信

板橋区の子育て応援児童館 CAP'S が主体となって実施しているイベント「こどもわくわくフェスタ 2021」を、2021 年 5 月 30 日から動画配信しました。

同イベントは、児童館で日ごろ行われている様々な遊びをより多くの乳幼児親子に楽しんでもらうための企画です。37 回目となるこの年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「新たなスタイル! 笑顔あふれる CAP'S 児童館」をテーマに、動画配信という新しいスタイルで開催しました。

動画には、「楽しい」や「一緒にやってみたい!」が盛りだくさん。児童館職員による、視聴者を笑顔にする素敵な遊びを多く紹介しています。

オープニングとして、聖火を持った職員と区の観光キャラクター「りんりんちゃん」が出演する「まつりをはじめるよ!編」。子どもと一緒にマラカスを作ってリズムあそびをする「リズムであそぼう!編」。ラップ芯で作るおもちゃを紹介して手遊び歌を親子で楽しむ「ころがしてあそぼう!編」。簡単な手話を使ってお話や歌あそびをする「手話であそぼう!編」。そしてエンディングとして、乳幼児の親子からいただいた「希望・夢・チャレンジメッセージ」の紹介とともに、児童館で大人気の CAP'S 体操を踊る「笑顔で逢おうね!編」の 5 本の動画を配信しました。【写真 8、9】



【写真8】「こどもわくわくフェスタ2021」配信動画「まつりをはじめるよ!編」



【写真9】同、「ころがしてあそぼう!編」

YouTube

板橋おんらいん寄席

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLZi1wlxSk5alo3DL1vmTWU1Clws7tfRch>

いたばしアーティスト応援キャンペーン

<https://www.youtube.com/playlist?list=PL-bxctUVNuDq9NysTOelPBjwYgD0hOwb9>

児童館 CAP'S チャンネル

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLZi1wlxSk5akzLqMt5QeelJjdUuPzYxlb>

第Ⅰ期 第Ⅱ期 第Ⅲ期 第Ⅳ期

非接触型観光イベント

ぐるっと板橋スタンプラリー

2020（令和2）年11月16日から2021（令和3）年1月11日まで、感染拡大防止策として、非接触型のまち歩きイベント「ぐるっと板橋スタンプラリー」を開催しました【図1】。これは、区の観光専用アプリ「ITA-マニア」【図2】を使用して区内のおすすめスポットを回遊するデジタルスタンプラリーで、アプリ上では、グルメ情報の検索や、散策ルートの自動生成等も行うことができます。

スタンプの設置施設は、いたばし観光センター、教育科学館、植村冒険館、赤塚植物園など区内11施設。各施設に設置してある二次元コードを読み込むことで、デジタルスタンプが集められます【写真1、2】。一定数のスタンプを集めて応募すると、抽選でいたばし花火大会や美術館のチケット、区立体育施設プール回数券等の賞品が当たります。

同イベントは、2021 年秋以降も毎年開催し、2022（令和4）年の二次元コード設置箇所は、区内18 施設にまで拡大しました。期間中に全施設のスタンプを集めるコンプリート賞として、打ち水タオルが先着 300 名に進呈されました。

実績

応募総数

令和2年：444 件／令和3年：1,452 件／令和4年：809 件



【図1】2020年ぐるっと板橋スタンプラリーのチラシ



【図2】アプリ「ITA-マニア」のトップページ

【写真1、2】区内施設に設置された二次元コードでデジタルスタンプを取得

区内民間事業者からの寄付

感染症対策用車両の無償貸与

トヨタモビリティ東京株式会社

新型コロナ対策に係る事業に活用するため、車両1台を無償貸与いただきました。



車の仕様は、運転席・助手席のある車両前方スペースと後部座席以降の後方スペースの間に隔壁を設置し、前方を陽圧、後方を陰圧とする「飛沫循環抑制車両」となっている。PCRセンターへの従事者及び資材の運搬、保健所の事業などで活用

多機能型ディスプレイの無償提供

株式会社グッドスタッフ

検温機能及び消毒液噴射機能を装備したディスプレイを無償提供いただき、区役所本庁舎に設置しました。



本機器は21.5インチモニターに様々な情報を表示できだけでなく、手指をセンサーにかざすと消毒液を自動噴射し、赤外線(IR)センサーにより体表温度が測定されるなど、新型コロナ対策に役立つ多機能を備える

除菌液の無償配布

株式会社アイル (IMS グループ)、
燦キャピタルマネージメント株式会社

テーブルや手すりなどに使用する除菌液の無償配布を行っていただきました。



区役所本庁舎にて、除菌液の無償配布を2社が行った。1人2ℓまでの配布、容器は各自持参とした。当日は整理券の配布や人数制限等を徹底し、新型コロナ対策を万全に行った

消毒液の寄贈

東京ヴェルディ株式会社

令和2年度に550本、令和3年度に3万1,000本の手指消毒用ジェル消毒液を、令和4年度にアルコール除菌スプレー72個、除菌ペーパー125袋、消毒スプレー72個を寄贈いただきました。



寄贈された消毒液は、令和2年度には区内の区立保育園、幼稚園、小・中学校に配布。令和3年度以降は、区内におけるスポーツイベントの際に、新型コロナ対策として活用された

令和2年度から令和4年度にかけて、区内に事業所のある民間企業から、新型コロナ対策に役立つ様々な品物を無償提供・貸与いただきました。ここでは、その一部を紹介します。

オリジナル折り紙の寄贈

寿堂紙製品工業株式会社・コーホク印刷株式会社

区内保育園の3歳児以上の幼児に、オリジナル折り紙約7,800セットを寄贈いただきました。



緊急事態宣言により、自宅で過ごす時間が増えた子どもたちや家族に向けて、この苦境を一緒に乗り越えていきたいという思いが込められた。折り紙には、あらかじめキャラクターの色が印刷されており、手順どおりに折るとキャラクターが完成する仕組みとなっている

フロアマーキングシートの無償提供

株式会社スリーケー

区役所などの窓口で使用する、フロアマーキングシート12組60枚を無償提供いただきました。

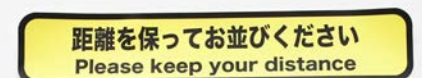


表面がガラス粉末とトップコートの構造で防滑性能、耐久性が高く、自由なデザインが可能。裏面の粘着層は何度でも貼りなおせる再々剥離タイプのため、貼る位置を容易に変更できる

フロアマーキングとステッカー、フェイスシールドの無償提供

リンテック株式会社

フロアマーキング100枚と、テイクアウトを推奨するステッカー3,000枚、医療従事者向けのフェイスシールド1万個を無償提供いただきました。



同社は粘着製品や特殊紙の総合メーカーで、同社の技術を用いて製作された物品の提供を受けた。フェイスシールドは、医療状況の逼迫に伴い、一部の医療資機材の調達が困難になっていることから不足が生じ、病院によっては手作りで対応している状況もあった

広報の取組② 広報いたばし特集版



「ピンチをチャンスに変えるものづくり中小企業の挑戦とは」

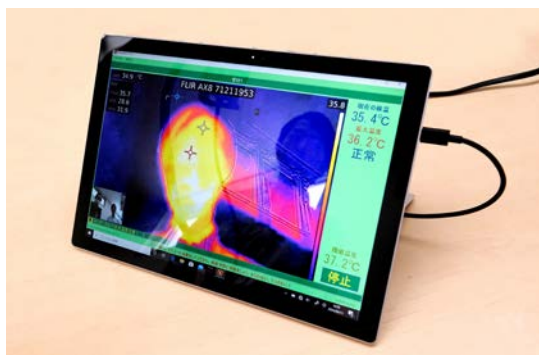
2020（令和2）年8月1日号

新型コロナウイルス感染症感染拡大が区内の経済活動に影響を与える中、自社技術の活用やアイデア・工夫によって、新たなビジネスチャンスを模索している区内ものづくり中小企業を紹介しました。

発熱者検出システム

株式会社クレアビジョン（板橋1丁目）

工場・データセンター向けのエネルギー監視、制御システムを開発・構築・販売する企業（板橋区産業振興公社「平成24年度板橋製品技術大賞」受賞）で、社長の発言が開発のきっかけとなり、約1か月かけてサーモカメラを用いた発熱者検出システムを開発。工場の機械設備の監視システムなどにサーモカメラを使用していたことから、人間の体温測定に応用しました。測定体温・時間・顔写真などをメールで送信するなど、遠隔での情報管理も可能で、安価に導入できるのが特長です。

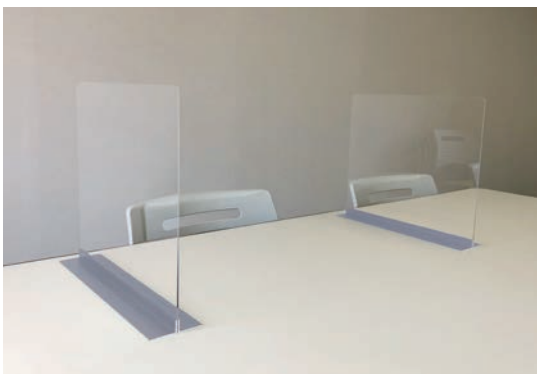


自社の計測制御技術を応用した発熱者検出システムを開発。サーモカメラで測定した人の体温をPCで表示し、非接触の体温計として利用できる

飛沫防止パーテーション

株式会社アイ工芸（中丸町）

屋内外サインや各種看板などの設計・制作・施工を行う企業（板橋区産業振興公社「平成26年度いたばし動きがいのある会社賞」受賞）で、看板製作に使用する材料が、飛沫感染対策用の製品に転用できると考え、製造を開始。豊富に材料を持ち、自社で全て加工・製造できることから、短期間で販売へとつなげました。飲食店を中心とした顧客が多く、用途やニーズが店舗により異なるため、的確・迅速な対応を心がけているとのこと。



同社はその後、レーザーブラストで彫刻した図案をLEDで照射して彩る「LEDエッジパーテーション」も開発。「令和3年度板橋製品技術大賞 優秀賞（板橋産業連合会賞）」を受賞している[画像提供：株式会社アイ工芸]

板橋区では、毎月第1～4土曜日に発行している「広報いたばし情報版」に加え、区の魅力を様々な切り口でお伝えする「広報いたばし特集版（カラー版）」を発行しています。コロナ禍における経済・文化芸術活動や在宅生活の支援を特集した号を紹介します。

「新型コロナウイルスに負けない! いたばしで健康づくり」

2020年10月10日号



自宅で手軽に取り組める健康づくりを紹介しました。区オリジナルの健康体操や「おいしい板めしレシピ」、CAP'S児童館・教育科学館が制作した動画についても掲載。在宅時間が増えたことによる運動不足、ストレス増加を解消するヒントを、イラスト・写真を使ってわかりやすくまとめました。

「いたばしの文化芸術活動～アーティストバンクいたばし～」

2021（令和3）年8月7日号



「いたばしアーティスト応援キャンペーン」の関連特集として、「アーティストバンクいたばし」に登録のアーティスト3組へのインタビュー記事を掲載。活動のきっかけや、コロナ禍の影響、今後の目標などについて伺いました。

Ⅳ章：

区政運営と 感染症対応

①組織体制

②財政運営

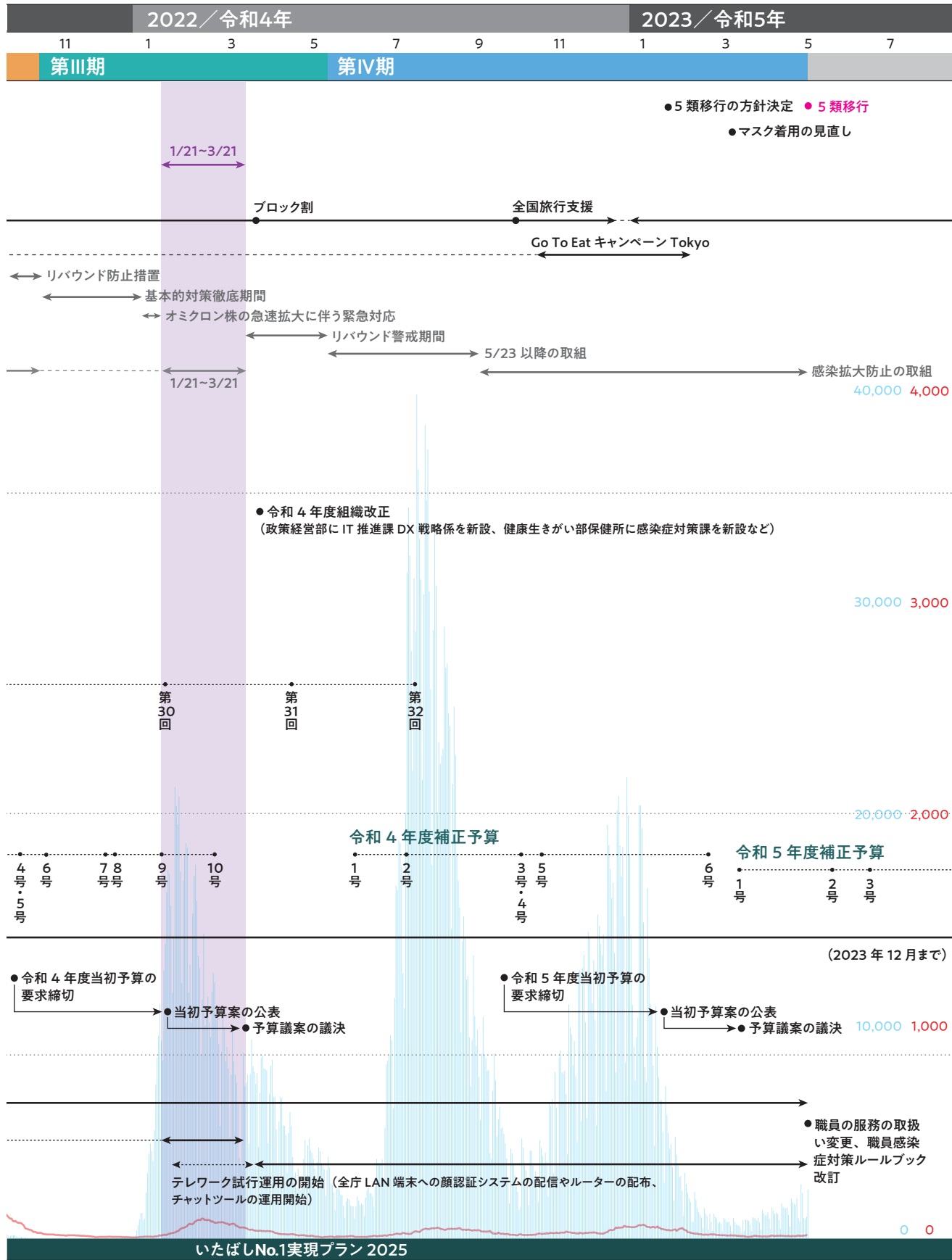
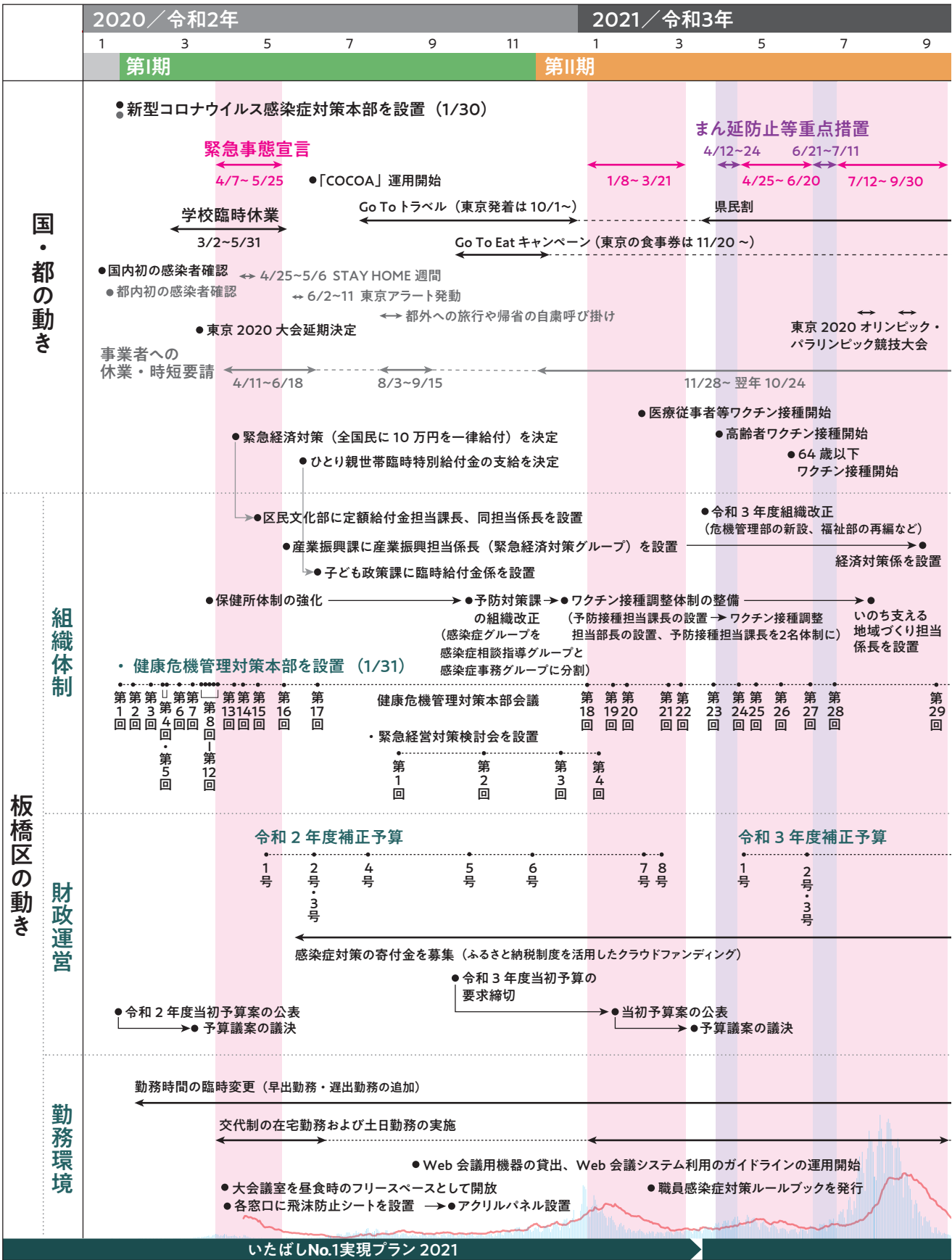
③勤務環境

区政運営と感染症対応 小年表

国 都 区

緊急事態宣言
まん延防止等重点措置

都内陽性者数
都内重症者数



① 組織体制

未曾有の緊急事態において、区民の生命・健康・財産を守ることを第一に、感染拡大を防止しながら行政機能を維持し、区民生活や事業活動の継続を支援するため、板橋区は全庁を挙げて様々な対策に取り組んできました。激変する社会経済情勢に区政運営も大きな影響を受ける中、柔軟に対応し、迅速に実行するために不可欠なのが組織体制づくりです。区では、国が新型コロナを指定感染症に指定した3日後には健康危機管理対策本部を立ち上げるなど、状況に応じて体制を整えてきました。現在は、ポストコロナ時代、更なる将来を見据えた組織改編を進めています。

第Ⅰ期

健康危機管理対策本部の設置

2020（令和2）年1月28日、政府は、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の指定感染症として定めるなどの政令を発布しました。これにより、2類感染症相当の措置が取られることになったことから、的確な対応を図っていくため、板橋区では、1月31日に「健康危機管理対策本部」を設置しました。同日に災害対策本部室にて、第1回健康危機管理対策本部会議を開催。区長をはじめとする特別職や部長級職員を中心に構成される、庁議（行政運営の最高方針及び、重要施策等を審議するとともに、区各機関相互の総合調整を行う政策経営会議）メンバーに加え、感染症や危機管理対応に関係する課長級職員が出席し、区民や医療機関等からの相談受付等、今後の対応について協議を行いました。

その後、状況に応じて、全庁を挙げて迅

速かつ柔軟な感染症対策を行うため、2022（令和4）年7月26日までに全32回の健康危機管理対策本部会議を開催【図1、資料11】。その半数以上の17回は第Ⅰ期に実施され、国・都・区の対応状況についての情報共有をはじめ、感染者発生時の対応、区施設の運営やイベントの開催方針、職員の感染リスク低減対策や勤務体制、特別定額給付金事業をはじめとする各種事業などについて、協議及び決定を行いました。

緊急経済対策を 速やかに実現する体制の構築

2020年4月20日、政府は全ての国民に10万円を一律給付する緊急経済対策を決定しました【p.100 参照】。区市町村の実施する給付事業に対し、国が補助金（補助率10割）を交付する方式となったことから、区内全世帯への速やかな給付体制を構築するため、

5月1日、区民文化部に定額給付金担当課長と定額給付金担当係長を設置。15名体制の実施組織を発足し、5月7日よりオンライン申請の受付を開始しました。5月21日にはオンライン申請・早期特別申請分の支払を開始し、5月27日に郵送申請用の申請書の全世帯への発送を開始しました。8月31日の申請期限に向け、延べ25名の兼務従事による対応が図られるとともに、相談対応や続々と届く申請書類の確認や入力作業などは、全庁的な応援体制を構築し、速やかな給付を実施しました【写真11】。

また、5月29日には、区の「小規模事業者等緊急家賃助成事業」の担当部署として、産業経済部産業振興課に産業振興担当係長（緊急経済対策グループ）を設置しました。これは、1回目の緊急事態宣言発出を受け、営業休止・自粛により売上高が減少した区内の小規模企業者・個人事業主に対し、区独自で家賃に相当する費用の一部を助成する事業で、事業継続及び就労確保に向けた支援として、迅速かつ的確に助成する体制を構築しました【p.95 参照】。

そのほか、6月22日には、国の「ひとり親世帯臨時特別給付金事業」を担当する臨時給付金係を、子ども家庭部子ども政策課に設置。同係は、令和2年度に区独自で支給した「新生児臨時特別給付金事業」も担当しました。

持続可能な区政経営に向けた 緊急対策の検討

2020年7月31日、区は「緊急経営対策検討会」を設置しました。新型コロナの影響による急速な経済情勢の悪化に伴い、区の

主要な財源である特別区民税の減収が想定されるほか、都から交付される特別区交付金についても減収が想定され、国による不合理な税制改正などの影響を含め、今後複数年にわたり大幅な減収が続くことが見込まれました。一方、歳出においては、公共施設の整備・更新をはじめ、多額の経費負担を伴う事業が継続している中、景気の低迷を背景に、生活保護法施行扶助費の増加が想定されました。このような状況に加え、令和3年度予算編成当初の財源不足額は約183億円となり、バブル経済崩壊後やリーマンショック後の世界同時不況時を凌ぐ、厳しい財政状況となることが確実視され、早急な対策が必要となりました。

そのため、8月24日に第1回緊急経営対策検討会を開催し、予算の執行状況等に係る緊急点検等を実施。コロナ禍への対応を最優先に実行していくため、当面の間、公共施設の整備・更新を先送りするほか、補助負担金や既存事務事業の見直しを図るなど、区民生活への影響を最小限にとどめる観点を基本に、持続可能な区政経営の実現に向けた対策について検討を重ねました。

業務量・スパンが拡大し続ける 保健所体制の強化

保健所（健康生きがい部）で感染症患者の対応業務を担う予防対策課感染症グループは、業務の増加が始まった2020年4月、課内の他グループの保健師3名や保健師OB・OGによる業務支援等により人員体制を強化しました。しかし、第1波、第2波と感染の波が高まるたびに、業務スパンが拡大。10月9日、同グループを保健師と診療放射線

技師により構成する感染症相談指導グループと、事務職により構成する感染症事務グループに分ける組織改正を実施しました。これにより、積極的疫学調査や健康観察、相談対応などの専門職の業務と、患者情報管理や入院医療費公費負担などの事務業務の役割分担を明確化し、業務量の平準化と各機能の強化を図りました [p.38 参照]。

第Ⅱ期

保健所機能のさらなる強化

2020（令和2）年12月18日、国は令和2年度中に新型コロナワクチンの実用を本格化することを明示しました。先行する医療従事者等へのワクチン接種は都道府県が、住民へのワクチン接種は市区町村が受け持つことになり、まずは高齢者を対象に、翌年3月下旬より接種を開始できる体制の整備が要請されました。

区では、国が示す優先順位に従い、希望する区民への接種を迅速かつ適切に行うため、12月21日、保健所に予防接種担当課長を設置しました。しかしながら、全区民を対象とする接種体制の構築には、職員等の動員や会場、医師等の確保など、庁内横断的な調整業務が想定されました。そこで2021（令和3）年1月29日、ワクチン接種調整担当部長を設置したうえで、予防接種担当課長を2名体制に増員（うち1名は2021年4月1日付でワクチン接種調整担当課長に名称変更）。全体の進行管理と庁内調整を担い、円滑な接種体制の構築を図りました [p.39、p.69 参照]。

また、感染拡大に伴い増加傾向にある自

殺への対策を加速化すべく、8月1日、予防対策課にいのち支える地域づくり担当係長を設置しました。既存の計画を着実に遂行するだけではなく、コロナ禍における新たな課題を分析し、自殺対策事業を早期に講じる必要性も生じていました。

ポストコロナ時代に向けた組織改正

2021年4月1日、区は、近年多発する風水害や、新型コロナの感染拡大防止に関わる危機管理体制の統制力を強化するため、総務部危機管理室を廃止し、危機管理部を新設。また、生活保護世帯の増加に対応するため、福祉部板橋福祉事務所から自立支援係を福祉部生活支援課に移管したほか、ひとり親家庭への支援を強化するため、生活支援課に、ひとり親支援担当係長を設置しました。

加えて、令和3年度組織改正における重要視点の1つである「ポストコロナに適した働き方や区民サービスの提供方法を抜本的に変革させる気概を持ち、DX（デジタルトランスフォーメーション）の考え方を取り入れた事務改善を進めること、特に、オンライン申請については、区民サービス向上の視点から重点的に進めること」を踏まえ、政策経営部IT推進課にDX推進係を新設しました。

中小企業・個人事業主への経済対策強化

度重なる緊急事態宣言の影響に伴い、売上額が減少しているものの、国及び都の支援を受けられない中小企業・個人事業主に対して、区独自の事業継続支援金を給付することになりました。そこで、2021年9月15日、

産業経済部産業振興課に経済対策係を設置し、迅速かつ的確な給付を行うとともに、継続的な経済対策の企画立案を担いました。

第Ⅲ期 第Ⅳ期

更なる将来を見据えた組織改正

2022（令和4）年4月1日、令和4年度組織改正における重要視点である「ウズコロナ・ポストコロナにおける事務事業の実施状況を加味し、必要性や効果性、緊急性を十分に精査したうえで、『選択と集中』の視点から、既存組織の再編を基本とした見直しを行うこと」や、「社会経済情勢の変化を見据え、区民サービスの提供方法を抜本的に変革させる気概を持ち、前例に捉われない職員の創意工夫と英断により、DXの推進及び不断の業務改善に努めること」等を踏まえ、全庁的な業務効率化と区民の利便性向上に向けて、区政に関するDXをより一層戦略的に推進するため、政策経営部IT推進課にDX戦略係を新設。また、新型コロナの感染再拡大時の迅速な対応や、感染症蔓延時における所管業務の確実な執行のため、感染症業務に特化した感染症対策課を予防対策課から切り離して新設するなど、将来的な行政課題にも対応できる組織体制の構築を図りました。

【図1】第32回健康危機管理対策本部会議出席者

本部長	区長
	副区長
副本部長	教員長
	監査委員（代表・常勤）
本部長	政策経営部長
	総務部長
	危機管理部長
	区民文化部長
	産業経済部長
	健康生きがい部長
	保健所長
	福祉部長
	子ども家庭部長
	子ども家庭部総合支援センター所長
	資源環境部長
	都市整備部長
	まちづくり推進室長
	土木部長
	法務専門監
	教育委員会事務局次長
	地域教育力担当部長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長
	区議会事務局長
本部長	防災危機管理課長
	地域防災支援課長
	長寿社会推進課長
	健康推進課長
	生活衛生課長
	予防対策課長
本部長	感染症対策課長
	人事課長
本部長	広聴広報課長



【写真1】特別定額給付金事業では、応援職員が区役所大会議室で入力作業を行った

資料 1 健康危機管理対策本部会議の記録

期	開催日	主な議題
2020／令和2年		
第Ⅰ期	1/31 第1回	(1) 区民や医療機関などからの相談受付について 区民の相談先 (2) 区ホームページでの情報提供の充実について 既に区ホームページにおいて情報提供を実施しているが、専用ページを開設し、区民向けの情報提供の充実を図る。 (3) 板橋区全職員向けの新型コロナウイルス感染症対応Q&Aの共有について 新型コロナウイルス感染症対応について、区全職員が情報を共有することにより、区民からの問い合わせに対し適切な対応ができる体制を構築する。 (4) 今後の対応について 患者が発生した際、速やかに感染症指定医療機関へ搬送し、積極的疫学調査を実施する。また、接触者への健康観察を行い、感染拡大防止を図る。 区内医療機関における新型コロナウイルス感染症疑い患者の診療体制の調整と連携を図る。 区施設における消毒液の配置、感染予防策(手洗い励行・咳エチケットなど)の掲示・周知。
	2/7 第2回	現状と板橋区の対応 国・都・区の対応状況について情報の全庁共有を実施
	2/20 第3回	(1) 現状と板橋区の対応 国・都・区の対応状況について情報の全庁共有を実施 (2) 区主催事業の実施判断の基準について 感染拡大防止に向け、区主催事業の実施可否の判断基準を決定 (3) 感染者発生時の対応について 学校・保育園など特定の利用者が通所・通勤する施設において、感染者が発生した場合の対応方針を決定
	2/27 第4回	(1) 国の基本方針について 2月25日に示された国の基本方針について全庁共有を実施 (2) 区主催事業の対応について 事業を中止した場合の参加者負担金などの還付方法について確認 (3) 勤務時間の臨時変更について 3月1日より時差出勤を導入することを決定 (4) 職員のマスク着用について 窓口へ来庁する区民への感染予防のため、常時カウンターなどで不特定多数の方と接触する職員にマスク着用を推奨することを決定
	2/28 第5回	(1) 区立小・中学校の臨時休業について 国からの要請を踏まえ、3月2日からの区立小・中学校の臨時休業について決定 (2) 今後の各施設の運営方針について 区施設における事業の縮小など、今後の運営方針について決定 (3) 区主催事業の実施判断の基準について 区政運営に支障をきたす恐れのある事業を除き、3月末までは原則中止とすることを決定
	3/2 第6回	(1) 国の緊急対応策(第2弾)について 3月10日に示された国の緊急対応策(第2弾)について全庁共有を実施 (2) 職員が罹患した場合の対応について 職員が罹患した場合の対応について全庁共有を実施 (3) 今後の各施設の運営方針について 区施設における事業の縮小など、今後の運営方針について決定 (4) 区立小学校における臨時休業中の校庭開放について 生徒の居場所確保策について決定 (5) 区主催事業の判断について 区政運営に支障をきたす恐れのある事業を除き、4月開催事業で事前受付が必要な場合、原則として事前受付を中止とすることを決定 (6) 第61回いたばし花火大会について チケット販売の延期決定と3月中に大会実施の可否を決定することについて報告
	3/23 第7回	(1) 国の方針について 3月19日の国の専門家会議について全庁共有を実施 (2) 今後の各施設の運営方針について 区施設における事業の縮小など、3月中の運営方針について決定 (3) 区主催事業の判断について 4月開催事業で事前受付が必要な場合、3月中に開催の健康危機管理対策本部会議で方向性が決定するまで、原則、事前受付を中止することを決定

期	開催日	主な議題
第Ⅰ期	3/27 第8回	(1) 東京都と国の動きについて 東京都と国の動きについて全庁共有を実施 (2) 今後の各施設の運営方針について 区施設における事業の縮小など、4月15日までの運営方針について決定 (3) 区主催事業の判断について 4月15日までは、原則中止・延期することを決定。4月16日以降で、事前受付・参加募集・準備に着手しなければ開催不可能な事業は、原則中止・延期する (4) 都知事による外出自粛要請への対応について 区公式ホームページ・SNSで、区民への外出自粛の呼びかけ、区施設・貸館利用者へ自粛呼びかけ及び対策の強化を実施することを決定
	3/30 第9回	(1) 国の基本的対処方針について 国の基本的対処方針について全庁共有を実施 (2) 春季休業後の区立学校・幼稚園再開について 区立小・中学校については4月6日から、区立幼稚園については4月8日から再開することを決定 (3) 第61回いたばし花火大会の開催可否について 5月23日開催予定の第61回いたばし花火大会について、中止し、年度内の順延もしないことを決定 (4) 今後の緊急対策について 区内産業や区民生活への影響に配慮し、区の取れる緊急的な対策を迅速に進めていくことを決定
	4/2 第10回	(1) 国の感染症対策専門家会議の主な内容について 国の感染症対策専門家本部会議の主な内容について全庁共有を実施 (2) 職員が検査対象及び感染した場合の区全体の対応基準について 職員が検査対象及び感染した場合の対応について全庁共有を実施 (3) 区立小・中学校、区立幼稚園の臨時休業について 4月6日から5月6日まで、臨時休業することを決定 (4) 今後の主な区施設の運営方針について 4月4日から4月15日まで、以下の施設を閉鎖することを決定 体育館(窓口業務を除き屋内施設の利用休止)、エコポリスセンター、熱帯環境植物館、リサイクルプラザ、美術館、郷土資料館、教育科学館 (5) 都知事による外出自粛要請への対応について 引き続き4月12日まで、区公式ホームページ、SNSで、区民への外出自粛の呼びかけ、区施設、貸館利用者へ自粛呼びかけ及び対策の強化を実施することを決定
	4/6 第11回	(1) 緊急事態宣言について 緊急事態宣言について全庁共有を実施 (2) 今後の主な区施設の運営方針についての考え方 緊急事態宣言が発令された想定で、主な区施設の運営について協議
	4/7 第12回	(1) 東京都緊急事態措置(案)について 東京都緊急事態措置(案)について全庁共有を実施 (2) 緊急事態宣言発令後の主な区施設の運営状況について 緊急事態宣言が発令後の主な区施設の運営について決定 (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた区主催事業の中止判断基準について 感染拡大防止に向け、区主催事業の実施可否の判断基準について決定 (4) 緊急事態宣言の発令に伴う本部会議のあり方について 現在の対策本部を特措法に基づく対策本部と位置付けることを確認
	4/21 第13回	(1) 感染症関連情報について 感染症関連情報について全庁共有を実施 (2) 新型コロナウイルス感染症対応方針について 区における対応方針を定め、全庁的に取り組むことについて決定 (3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急対策の実施について 区における緊急対策を行うことを決定
	4/27 第14回	(1) 感染症関連情報について 感染症関連情報について全庁共有を実施 (2) 主な区施設の休館・体制縮小等の延長について 区における主な区施設の休館・体制縮小等の延長を5月10日までにすることを決定 (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた区主催事業等の中止判断基準について 区における区主催事業等の中止判断について、5月10日までとすることを決定 (4) 職員の出勤抑制等に係る今後の対応について 職員の出勤抑制等について、5月10日までとすることを決定

期	開催日	主な議題
第Ⅰ期	5/7 第15回	(1) 感染症関連情報、緊急事態宣言延長に伴う都の措置内容について 感染症関連情報、緊急事態宣言延長に伴う都の措置内容について全庁共有を実施 (2) 主な区施設の休館・体制縮小等の延長について 区における主な区施設の休館・体制縮小等の延長を5月31日までにすることを決定 (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた区主催事業等の中止判断基準について 区における区主催事業等の中止判断について、5月31日までとすることを決定 (4) 職員の出勤抑制等に係る今後の対応について 職員の出勤抑制等について、5月31日までとすることを決定 (5) 学校の長期休業への対応(板橋区型オンライン授業)について 学校の長期休業への対応として、オンライン授業の検討状況の報告 (6) 特別定額給付金事業の実施について 特別定額給付金事業についての検討状況の報告
	5/26 第16回	(1) 感染症関連情報について 感染症関連情報について全庁共有を実施 (2) 緊急事態宣言解除後の主な区施設の再開について 緊急事態宣言解除後の主な区施設の再開時期について決定 (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた区主催事業等の実施判断基準について 区主催事業等の実施判断基準について決定 (4) 職員の出勤抑制等に係る対応について 職員の出勤抑制等に係る対応について、6月1日から当面の間引き続き行うことを決定
第Ⅱ期	6/23 第17回	(1) 区主催事業等の実施判断基準について 区主催事業等の実施判断基準について全庁共有を実施 (2) 職員の出勤抑制等に係る対応について 職員の出勤抑制等を解除することについて全庁共有を実施
	2021／令和3年	
第Ⅱ期	1/6 第18回	(1) 感染症関連情報について 感染症関連情報について全庁共有を実施 (2) 1都3県の対策強化「緊急事態行動」について 1都3県の対策強化「緊急事態行動」について全庁共有を実施 (3) 区施設の運営方針・イベント等の開催について 主な区施設の運営方針及びイベントの開催について、対応を決定 (4) 緊急事態宣言後の貸出施設の利用について 緊急事態宣言後の貸出施設の取扱いを決定 (5) 感染拡大防止に向けた取組について 職員の出勤抑制等に係る対応について決定 (6) 区民への外出自粛・感染防止対策徹底の呼びかけについて 区民への外出自粛・感染防止対策徹底の呼びかけを強化することを決定
	1/25 第19回	(1) 感染症関連情報について 感染症関連情報について全庁共有を実施 (2) ワクチンの接種体制確保事業の実施について ワクチンの接種体制確保事業について全庁共有を実施 (3) ワクチン接種に伴う組織体制の強化について ワクチン接種に伴う組織体制について決定
第Ⅲ期	2/4 第20回	(1) 感染症関連情報について 感染症関連情報について全庁共有を実施 (2) ワクチンの接種体制確保事業の実施について ワクチンの接種体制確保事業について全庁共有を実施 (3) 東京都の緊急事態装置について 緊急事態宣言延長に伴い、東京都の緊急事態措置について全庁共有を実施 (4) 区施設の運営方針・イベント等の開催について 区施設の運営方針・イベント等の開催について対応を決定 (5) 緊急事態宣言延長後の貸出施設の利用について 緊急事態宣言延長後の貸出施設の利用について対応を決定

期	開催日	主な議題
第Ⅱ期	3/5 第21回	(1) 区施設の運営方針・イベント等の開催について 区施設の運営方針・イベント等の開催について対応を決定 (2) 緊急事態宣言延長後の貸出施設の利用について 緊急事態宣言延長後の貸出施設の利用について対応を決定
	3/19 第22回	同上
	4/9 第23回	同上
	4/23 第24回	(1) 新型コロナウイルス感染症関連情報について 感染症関連情報について全庁共有を実施 (2) 区施設の運営方針・イベント等の開催について 区施設の運営方針・イベント等の開催について対応を決定 (3) 職員の感染リスク低減に向けた取組みにについて 職員の出勤抑制等に係る対応について決定
	5/1 第25回	(1) 区施設の運営方針・イベント等の開催について 緊急事態宣言の延長に伴う、区施設の運営方針・イベント等の開催について対応を決定 (2) 職員の感染リスク低減に向けた取組に係る対応について 緊急事態宣言の延長に伴う、職員の出勤抑制等に係る対応について決定
	5/28 第26回	区施設の運営方針・イベント等の開催について 緊急事態宣言の再延長に伴う、区施設の運営方針・イベント等の開催について対応を決定
	6/18 第27回	区施設の運営方針・イベント等の開催について 緊急事態宣言からまん延防止重点措置へ切り替えに伴う、区施設の運営方針・イベント等の開催について対応を決定
第Ⅲ期	7/9 第28回	(1) 新型コロナウイルス感染症関連情報について 感染症関連情報について全庁共有を実施 (2) 区施設の運営方針・イベント等の開催について 区施設の運営方針・イベント等の開催について決定 (3) 職員の感染リスク低減に向けた取組の変更について 職員の出勤抑制等に係る対応の変更について決定
	9/29 第29回	(1) 区施設の運営方針・イベント等の開催について 緊急事態宣言解除後の区施設の運営方針・イベント等の開催について決定 (2) 職員の対応について 緊急事態宣言解除に伴う職員の出勤抑制等に係る対応について決定
2022／令和4年		
第Ⅲ期	1/20 第30回	(1) 新型コロナウイルス感染症関連情報について 感染症関連情報について全庁共有を実施 (2) 区施設の運営方針・イベント等の開催について 区施設の運営方針・イベント等の開催について決定 (3) 職員の対応について まん延防止等重点措置実施に伴う職員の対応を決定
	3/23 第31回	(1) 新型コロナウイルス感染症関連情報について 感染症関連情報について全庁共有を実施 (2) 職員の対応について 今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症に係る保健所強化体制を決定
第Ⅳ期	7/26 第32回	(1) 新型コロナウイルス感染症関連情報について 感染症関連情報について全庁共有を実施 (2) 職員の対応について 専門職応援の強化に伴う、保健所強化体制の早期構築についての決定 オミクロン株の特性を踏まえた保健所強化体制の共有を実施

② 財政運営

板橋区では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策や対応すべき事業を遅滞なく実施するため、国・東京都の動向や、区民生活・地域経済の状況などを注視しながら、第Ⅰ-Ⅳ期に延べ25回の補正予算を編成しました。また、新型コロナウイルスの影響による急速な経済情勢の悪化に伴い、今後複数年にわたり大幅な減収が続くことが見込まれる一方、社会保障費などの需要はますます増加することが想定されたため、「緊急経営対策検討会」^[p.00参照]を設置。経費を抑制し、国庫支出金をはじめとした収入の確保を図りました。

第Ⅰ期 第Ⅱ期 第Ⅲ期 第Ⅳ期

補正予算:新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急対策

新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化の影響に伴い、緊急に対応すべき事業を遅滞なく実施するため、令和2(2020)年度は8回、令和3(2021)年度は10回、令和4(2022)年度は6回にわたり補正予算を編成しました。特に令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大の長期化に加え、物価高騰等に伴う区民生活支援及び地域経済対策に要する経費も加わり、対象事業は多岐に及びました^[資料2]。

第Ⅰ期 第Ⅱ期

令和2年度の当初予算編成

「板橋区基本計画2025」「いたばしNo.1実現プラン2021」の中間年となる令和2年度は、事業効果などの検証により、限られた

経営資源を重点的・効果的に活用し、自治体レベルでの取組が期待されるSDGs(持続可能な開発目標)の視点で事務事業の連携・改善ができるよう、予算編成を行いました。

歳入は前年度の当初予算額と比較して、特別区税は5億円増収の470億円、特別区交付金は41億円減収の661億円が見込まれ、財政調整基金から50億円を繰り入れる厳しい財政状況となりました。積立基金残高は、平成21(2009)年度以降の世界同時不況により、基金を取り崩して予算編成を行ってきたことから減少傾向にありましたが、平成25(2013)年度以降の景気回復に伴い優先して財政調整基金を積み増しするなどにより、令和元(2019)年度末の積立基金残高は、過去最高の780億円となりました。しかし、令和2年度は特別区交付金の大幅な減による財政調整基金の繰り入れや、公共施設の更新需要の増による基金の繰り入

れにより、687億円となる見込みとなりました。

令和2年度の決算概要

歳入は前年度に比べて695億円増加し、2,966億円となりました。特別区交付金は税制改正・新型コロナウイルス感染拡大による景気減速などにより73億円の減となる一方、特別区税は6億円の増となりました。また、特別定額給付金給付事業費補助金・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより、国庫支出金・都支出金が合わせて659億円の増となりました。

一方、歳出は前年度に比べて656億円増加し、2,870億円となりました。福祉費は私立保育所の保育運営費・臨時福祉商品券給付経費などの増により22億円の増、総務費は特別定額給付金支給経費などにより556億円の増、教育費は板橋第十小学校・中央図書館の改築費や、GIGAスクール関連経費の増などにより20億円の増となりました(2021年10月発表)^[資料3]。

第Ⅱ期 第Ⅲ期

令和3年度の当初予算編成

新型コロナウイルス感染症拡大に的確に対処しつつ、新たに策定した「いたばしNo.1実現プラン2025」の重点戦略の柱である「SDGs戦略」「DX(デジタルトランスフォーメーション)戦略」「ブランド戦略」に基づく未来を見据えた計画の着実な実現を図るため、事務事業の効果・効率性を見極めつつ、質の維持・向上ができるよう、予算編成を行いました。

歳入は令和2年度と比較して、特別区税は10億円減収の460億円、特別区交付金

は26億円減収の635億円が見込まれ、財政調整基金から64億円を繰り入れる厳しい財政状況となりました。また、コロナ禍における急激な財政状況の悪化に備えるため、令和2年度最終補正の時点で生じた余剰財源については、財政調整基金に優先的に積立て、年度末の積立基金残高は過去最高の820億円となりました。しかし、令和3年度は、特別区税・特別区交付金の大幅な減収や、公共施設の更新に伴う基金の繰り入れなどにより、85億円減の735億円となる見込みとなりました。

令和3年度の決算概要

歳入は令和2年度に比べて343億円減少し、2,622億円となりました。特別区交付金は税制改正の影響を受けながらも、企業業績の回復による法人住民税などの増収で39億円の増、特別区税は1人あたりの平均税額の減などにより3億円の減となりました。また、特別定額給付金給付事業の終了・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などにより、国庫支出金・都支出金が合わせて385億円の減となりました。

一方、歳出は令和2年度に比べて375億円減少し、2,495億円となりました。福祉費は子育て世帯等臨時特別支援事業経費・子ども家庭総合支援センター建設経費の増などにより129億円の増、衛生費は新型コロナワクチン接種事業経費の増などにより51億円の増となりました。また、総務費は特別定額給付金支給経費の減などにより566億円の減となりました(2022年10月発表)^[資料3]。

令和4年度の当初予算編成

区民の安心・安全を最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止に万全を期すとともに、区制施行 90 周年の節目の年であることを踏まえ、2 年目を迎える「いたばし No. 1 実現プラン 2025」に基づく、未来を見据えた計画の着実な実現を図りつつ、ゼロカーボンシティの実現や地域経済の立て直しを推進するため、事務事業の効果・効率性を見極め、行政サービスの質を維持・向上できるよう予算編成を行いました。

歳入は令和 3 年度と比較して、特別区税は 20 億円増収の 480 億円が見込まれ、財政調整基金からの繰り入れは 44 億円縮減し、20 億円となりました。なお、財政調整基金については、令和 3 年度は 70 億円を繰り入れましたが、最終的に 68 億円の積立を行うことができました。その結果、令和 3 年度末の積立基金残高は過去最高の 938 億円となる見込みとなりましたが、令和 4 年度当初予算時点では、財政調整基金などの繰り入れにより、31 億円減の 907 億円となる見込みとなりました。

令和4年度の決算概要

歳入は令和 3 年度に比べて 18 億円増加し、2,640 億円となりました。特別区交付金は、企業業績の回復傾向を背景とした法人住民税の増収などにより 54 億円の増となりました。特別区税は 18 億円の増、都支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増などにより 45 億円の増となりました。また、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の終了などにより、国庫支出金は 83 億

円の減となりました。

一方、歳出は令和 3 年度に比べて 34 億円増加し、2,529 億円となりました。土木費は再開発事業の進捗や区営住宅の改築などにより 22 億円の増、衛生費は新型コロナ検査・医療体制等支援事業経費の増などにより 10 億円の増となりました。また、産業経費は中小企業者事業継続支援金給付事業の終了などにより 7 億円の減、総務費は東板橋体育館等改修工事の完了などにより 6 億円の減となりました（2023 年 10 月発表）【資料 3】。

令和5年度の当初予算編成

社会がウィズコロナへと移行する中、物価高騰が区民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしており、区民の安心・安全を最優先に、引き続き感染拡大防止に万全を期すとともに、「いたばし No. 1 実現プラン 2025」のさらなる展開によって「板橋区基本計画 2025」の集大成につなげ、ゼロカーボンシティや SDGs 未来都市など、未来志向の持続可能なまちづくりに向けた取組を推進していくため、事務事業の効果・効率性を見極め、行政サービスの質を向上できるよう予算編成を行いました。

歳入は令和 4 年度と比較して、特別区税は 26 億円増収の 506 億円、特別区交付金は 50 億円増収の 762 億円となることが見込まれたため、財政調整基金からの繰り入れは行わず、5 年ぶりの収支均衡予算となりました。なお、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症対策などのため 35 億円を繰り入れましたが、最終的に 43 億円の積立を行うことができました。その結果、令和 4 年度末の積

立基金残高は過去最高の 1,113 億円となる見込みとなりましたが、令和 5 年度当初予算時点では、義務教育施設整備基金・公共施設等整備基金などの繰り入れにより、20 億円減の 1,093 億円となる見込みとなりました。

財政指標の推移

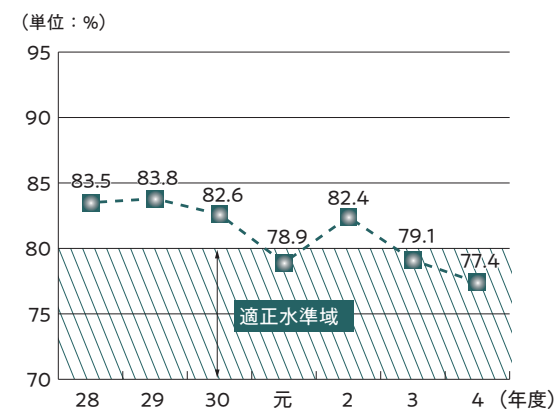
経常収支比率^{*1}は、平成 28（2016）・平成 29（2017）年度は保育所待機児童対策などの経費増により悪化しましたが、平成 30（2018）・令和元（2019）年度は特別区交付金などの歳入増により改善しました。令和 2 年度は同交付金などの歳入減により再び悪化しましたが、令和 3 年度は同交付金・地方消費税交付金などの歳入増により 79.1% となり改善。さらに令和 4 年度は同交付金・特別区税などの歳入増により 77.4% と、さらに改善しました【図 1】。

公債費負担比率^{*2}については、令和 2 年度は借入金返済額の増により 3.6% となりましたが、その後は借入金返済額の減により、令和 3 年度は 1.7%、令和 4 年度は 1.5% と改善しています【図 2】。

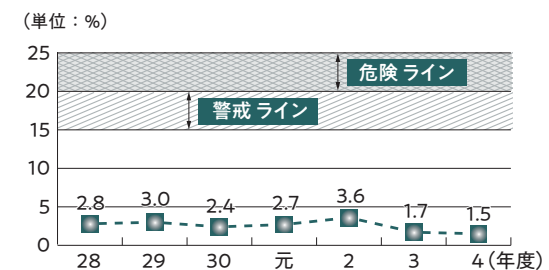
^{*1} 経常収支比率：財政構造の弾力性を見るための指標。この割合が低いほど財政にゆとりがあり、適正水準はおおむね 70～80% と言われる

^{*2} 公債費負担比率：借入金の返済に、一般財源がどの程度使われているかを見るための指標。一般的に 15% を超えると「警戒ライン」、20% を超えると「危険ライン」と言われる

【図1】経常収支比率の推移



【図2】公債費負担比率の推移



2点出典:広報いたばし(2023年11月25日発行)

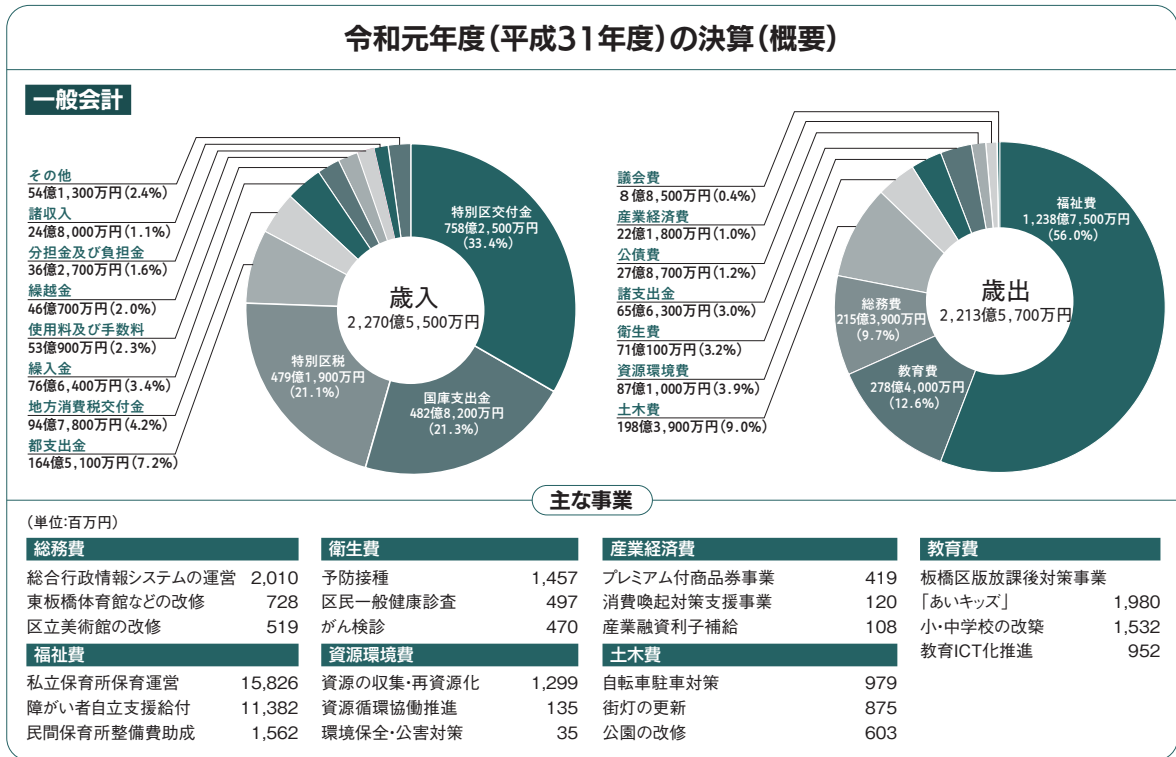
資料 2 新型コロナ関連 補正予算一覧

期	開催日		補正額	主な事業
第Ⅰ期	令和2／2020年度			
	5/15	補正1号	596億4,700万円	特別定額給付事業／子育て世帯への臨時特別給付金／板橋区コロナ対策案内電話センターの開設／区民相談室の電話相談開始／板橋区PCRセンター開設
	6/19	補正2号	30億6,100万円	応急福祉資金／生活困窮者自立支援事業経費／児童育成手当臨時特別給付金／産業融資利子補給／中小企業経営相談等／板橋区産業振興公社助成経費／農業振興対策(「おまかせ野菜セット」提供事業)
	6/19	補正3号	8億6,700万円	ひとり親世帯臨時特別給付金／区立小・中学校における感染症対策
	7/29	補正4号	17億3,000万円	臨時福祉商品券給付事業／動画配信による芸術家支援／商工業振興(キャッシュレス決済による還元)
第Ⅱ期	10/13	補正5号	55億7,400万円	生活困窮者自立支援事業／生活保護法施行扶助費／観光振興経費(板橋区民まつり・板橋農業まつり代替事業「お届け!板橋うまいもんマルシェ」)
	11/3	補正6号	7億9,200万円	新生児臨時特別給付金支給経費／商工振興経費(商店街運営経費の助成)／板橋区産業振興公社助成経費
	2/18	補正7号	49億2,500万円	新型コロナウイルスワクチン接種事業／自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者に対する夜間・休日救急往診体制整備／感染拡大防止協力金(板橋区独自)給付事業
	3/2	補正8号	-5,300万円	最終補正*
	令和3／2021年度			
	4/27	補正1号	12億5,400万円	商工業振興(キャッシュレス決済による還元)／ひとり親世帯臨時特別給付金／PCR検査等の補助(高齢者施設及び障がい児(者)施設)
	6/17	補正2号	19億5,000万円	新型コロナウイルスワクチン接種加速化支援／「板橋区版」介護施設・事業所簡易型BCP策定支援／子育て世帯生活支援特別給付金／在宅要介護者(高齢者・障がい者)の受入体制整備／養育費に係る公正証書作成費用等の助成／いたばしアーティスト応援事業
	6/17	補正3号	11億8,800万円	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に要する経費／特別区民税の還付金などに要する経費
	10/12	補正4号	98億2,700万円	新型コロナウイルスワクチン接種事業経費／新型コロナウイルス感染者の急増に伴う患者移送経費に要する経費／中小企業者事業継続支援金給付事業経費
	10/12	補正5号	1億5,200万円	新型コロナウイルス検査・医療体制等支援(「自宅療養者医療サポート事業」の創設)
第Ⅲ期	10/27	補正6号	7億6,200万円	新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費
	12/10	補正7号	33億7,400万円	国の「子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)」に要する経費
	12/17	補正8号	33億5,400万円	国の「子育て世帯への臨時特別給付」に要する追加経費
	1/17	補正9号	97億5,000万円	国の「住民税非課税世帯等への臨時特別給付」及び「保育士・幼稚園教諭等の処遇改善臨時特例事業」に要する経費
	3/2	補正10号	47億700万円	最終補正*
第Ⅳ期	令和4／2022年度			
	6/10	補正1号	62億8,300万円	新型コロナウイルス感染拡大の長期化及び物価高騰に伴う緊急対策に要する経費／国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴う経費／緊急かつ必要性の極めて高い事業に要する経費(ウクライナ避難民支援など)【右頁参照】
	7/22	補正2号	26億6,300万円	いたばし子育て支援臨時給付金(区独自)／いたばし生活支援臨時給付金(区独自)／いたばしPayの拡充及びプレミアム付商品券事業(区独自)
	10/11	補正3号	120億9,700万円	PCR検査に要する経費補助事業／新型コロナウイルスワクチン接種事業経費ほか(原油価格・物価高騰対策に要する経費など)
	10/11	補正4号	3億4,500万円	高齢者等インフルエンザ定期予防接種の自己負担額無料化に要する経費
	10/28	補正5号	45億8,000万円	エネルギー価格高騰対策設備更新助成金(区独自)／電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
	3/1	補正6号	46億6,000万円	最終補正*
	令和5／2023年度			
	3/23	補正1号	32億9,400万円	新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費

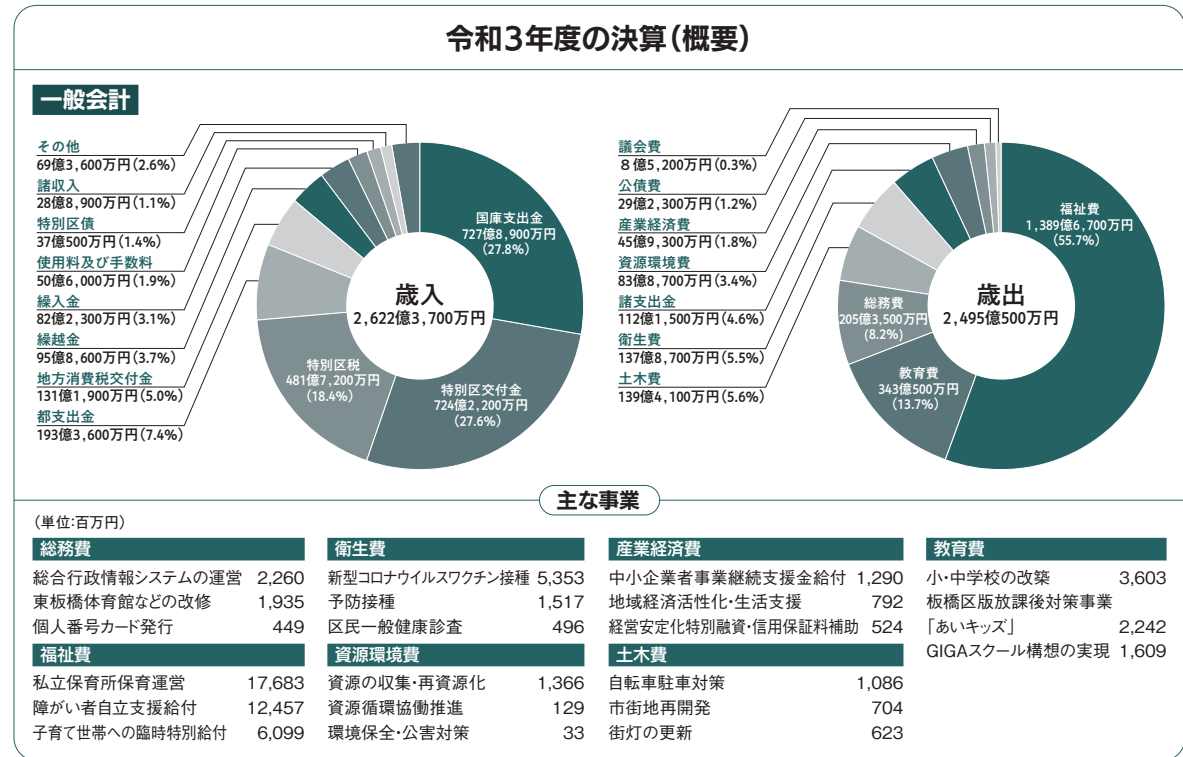
*年度内の事務事業の確実な執行見通しに基づき、収入・支出の増減が見込まれるものなどについて補正を実施

令和 4 年度 第 1 号補正予算

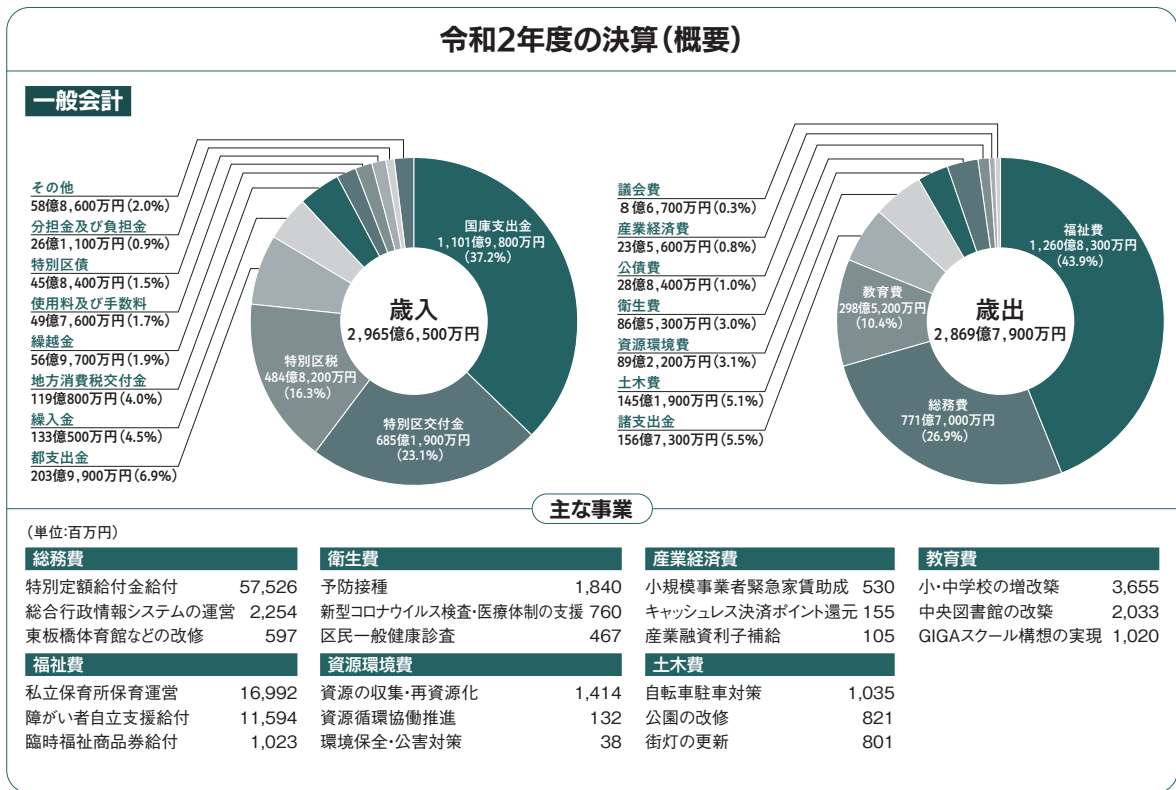
					下段()特定財源
No.	款	事業名	事業内容	補正額 (単位:千円)	
新型コロナウイルス感染拡大の長期化及び物価高騰に伴う緊急対策に要する経費				2,107,843 (2,080,925)	
1	総務費	DX推進"加速化"プロジェクト	DX戦略の推進が強く求められている中、デジタル化・オンライン化に係る各種事業を展開し、DX推進を加速させるための経費	6,248 (6,248)	
2	総務費	板橋区制施行90周年記念式典のオンライン配信及びプロモーションビデオの配信	区制施行90周年記念式典をハイブリッド形式で開催するための、LIVE配信及びプロモーションビデオ製作・オンデマンド配信のための経費	1,813 (1,813)	
3	総務費	会計年度任用職員(行政補助員)の緊急雇用対策	新型コロナウイルス感染症の影響により雇止めになった方等を会計年度任用職員(行政補助員)として採用するための経費	29,257 (2,339)	
4	総務費	避難所(福祉避難所)の感染症対策	避難所における感染防止対策の更なる充実のため、避難所及び福祉避難所にハルスオキシメーター等を配備する経費	1,908 (1,908)	
5	総務費	(仮称)いたばし防災まつり	従来の「総合防災重点地区訓練」及び「防災フェア」を統合し、ハイブリッド型の「(仮称)いたばし防災まつり」を実施するための経費	22,800 (22,800)	
6	総務費	いたばしアーティスト応援事業2022	コロナ禍の影響を受ける区ゆかりのアーティストに対する、イベント開催助成経費及び補助金活用等支援に係る経費	65,125 (65,125)	
7	福祉費	東京都との共同による感染防止対策推進事業経費	高齢者施設及び障がい児(者)施設が感染症対策として実施するPCR検査費用への補助が令和4年6月まで延長されたことによる経費	12,250 (12,250)	
8	福祉費	保育施設等かかり増し経費及び施設整備経費補助	保育施設等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のかかり増し経費(消耗品等)及び施設整備の補助に係る経費	392,128 (392,128)	
9	衛生費	育児パッケージ上乗せ	コロナ禍や物価高騰に伴い、妊婦面接を受けた方に配付する育児パッケージに、さらにこども商品券1万円を上乗せして配付するための経費	72,820 (72,820)	
10	衛生費	新型コロナウイルスワクチン4回目接種	新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る経費	1,063,831 (1,063,831)	
11	資源環境費	宅配ボックス設置助成	CO ₂ 排出量の削減及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のための、区内の住宅及び事業所における宅配ボックスの設置費用助成に係る経費	4,900 (4,900)	
12	産業経済費	(仮称)いたばしPay普及加速化支援	「(仮称)いたばしPay」の円滑な導入及び効果的な事業浸透・展開を図るための販売セット数の増及び店舗還元事業の追加に係る経費	275,120 (275,120)	
13	教育費	学校給食にかかる飲用牛乳の購入	食材料費の高騰の影響に伴う区民負担を増やさないため、飲用牛乳の公費負担分を増額するための経費	65,471 (65,471)	
14	教育費	私立幼稚園に係る新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 ほか	私立幼稚園、区立幼稚園、あいキッズにおける新型コロナウイルス感染症対策のかかり増し(消耗品等)に係る経費	21,460 (21,460)	
15	教育費	GIGAスクール環境充実によるコロナ対策の実施	オンライン授業等に必要なICT機器等の整備及び各校にモバイルルーターを配備するための経費	72,712 (72,712)	



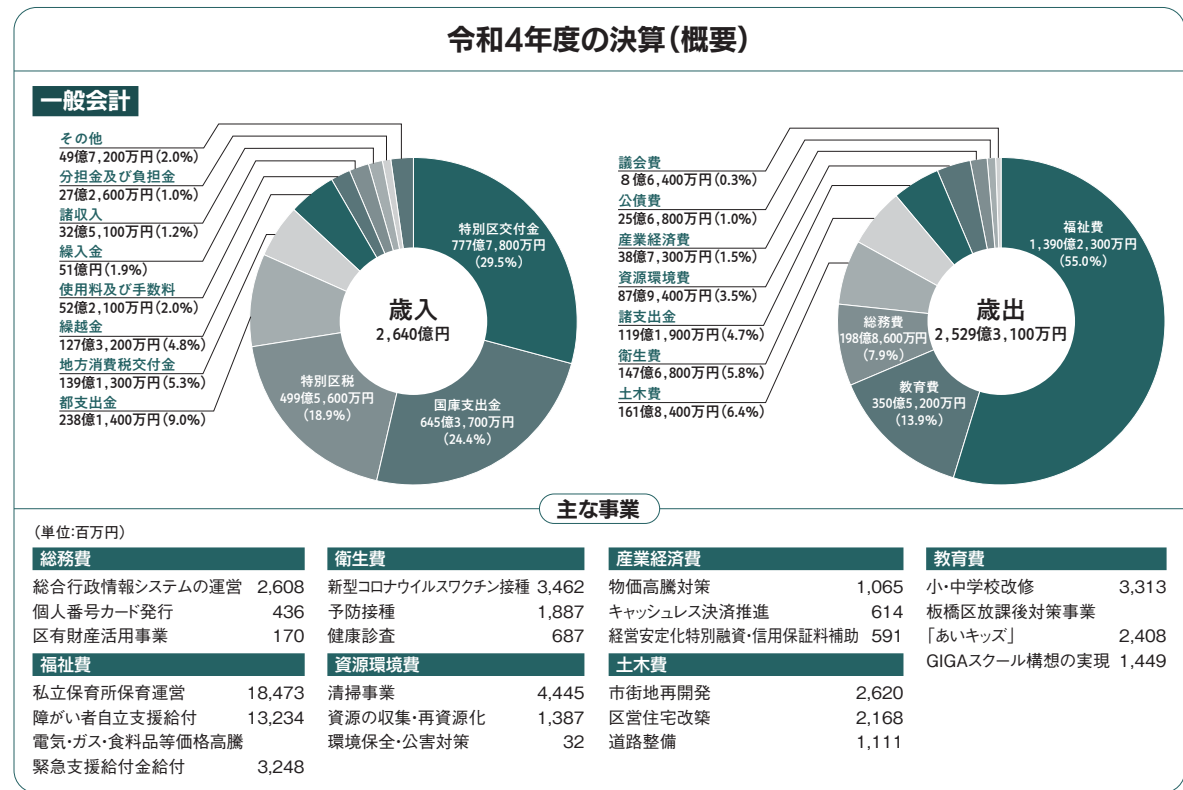
出典:広報いたばし(2020年11月28日発行)



出典:広報いたばし(2022年11月26日発行)



出典:広報いたばし(2021年11月27日発行)



出典:広報いたばし(2023年11月25日発行)

資料 4 新型コロナウイルス感染症対策主要事業一覧

令和2年度(決算)		合計金額 63,627,505千円		
区分	事務事業名	事業内容	所管部	決算額(千円)
1 検査・医療体制				1,222,355
	新型コロナウイルス検査・医療体制等支援事業経費 医師・看護師等経費 保健所等管理運営経費 事務諸経費	①PCR検査体制の構築 ※ ②医療機関に対する支援金交付及び物品支給 ③要介護者の転院支援による病床確保 ※ ④相談体制の充実 ⑤保健所の体制強化	健康生きがい部	779,094
	新型コロナウイルスワクチン接種事業経費	新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備	健康生きがい部	189,658
	防疫措置	感染症審査件数、入院医療機関への移送経費及び診療報酬の増等への対応	健康生きがい部	246,722
	東京都との共同による感染拡大防止対策推進事業経費	介護サービス事業所及び障がい福祉サービス等事業所に対するPCR検査費用の補助等	健康生きがい部 福祉部	6,881
2 生活支援				60,424,809
	特別定額給付金支給経費	特別定額給付金(一人一律10万円)を支給	区民文化部	57,526,124
	子育て世帯への臨時特別給付金支給経費	児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人あたり1万円を支給	子ども家庭部	556,317
	生活困窮者自立支援事業経費	住居確保給付金の支給要件拡大及び申請件数増への対応	福祉部	283,745
	福祉資金貸付事業経費	応急福祉資金の貸付条件を特例的に緩和	福祉部	1,030
	ひとり親世帯臨時特別給付金支給経費	①児童扶養手当の受給世帯等に対し、基本給付(一世帯あたり5万円、第2子以降3万円を加算)及び追加給付(一世帯あたり5万円)を支給 ②基本給付について、再支給を実施	子ども家庭部	686,234
	児童育成手当臨時特別給付金支給経費	児童育成手当の受給者に対し、対象児童一人あたり3万円を支給	子ども家庭部	201,750
※	臨時福祉商品券給付事業経費	住民税非課税世帯及び生活保護受給者に対して一人あたり1万円分の区内共通商品券等を配布	福祉部	1,023,039
	新生児臨時特別給付金支給経費	特別定額給付金の対象とならなかった新生児に対し、一人あたり5万円を支給	子ども家庭部	146,570
3 産業支援				960,512
	経営支援経費	①中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティーネット保証4号)の認定要件に適合する事業者に対する利子補給の加算 ②中小企業等特別相談窓口の拡充	産業経済部	27,228
	(公財)板橋区産業振興公社助成経費	①事業者が行う雇用調整助成金や持続化給付金等の申請に対する支援 ②飲食店事業者支援のための「飲食店サポート事業助成金」を創設 ③中小企業支援のための「新型コロナウイルス感染拡大防止事業助成金」及び「営業活動促進事業助成金」を創設	産業経済部	86,919
※	小規模事業者緊急家賃助成事業経費	売上高が減少している小規模事業者に対し、家賃の一部を補助	産業経済部	530,388
	商工業振興経費	①対象店舗におけるキャッシュレス決済に対する20%分の還元(上限:1決済2,000円、月5,000円) ※ ②区内店舗の紹介冊子「＃オイシイいたばし」発行 ③商店街運営に係る経費の補助 ※	産業経済部	224,233
※	営業時間短縮感染拡大防止協力金給付事業経費	営業時間短縮を行っている区内飲食店等に対し、区独自の協力を金給付	産業経済部	91,744

区分	事務事業名	事業内容	所管部	決算額(千円)
4 出産・子育て支援				375,545
	乳幼児健康診査	医療機関における生後4か月健診の実施	健康生きがい部	24,803
	妊婦・出産ナビゲーション事業	育児パッケージの拡充(こども商品券の追加)	健康生きがい部	62,487
	認証保育所運営等助成経費ほか7事業	保育所等(認可、認証、認定こども園、地域型保育施設、区立等の保育施設)の登園自粛に伴う、利用者負担額の減免及び返還	子ども家庭部	71,480
	ファミリーサポート	小学校の臨時休業等に伴うファミリー・サポート・センター事業の利用料減免	子ども家庭部	398
	私立保育所保育運営費ほか9事業	保育所等(認可、認証、地域型保育施設、区立、認可外等の保育施設)における感染症対策物品の購入等に対する補助	子ども家庭部	216,377
5 教育活動支援				554,037
	学校運営経費	①区立小中学校臨時休業中の児童生徒に対する特別授業等動画の配信 ②区立中学3年生に対する可動式コンピュータ(Windowsタブレット)及びモバイルWi-Fiルータの貸与	教育委員会	147,943
	事務諸経費(私立幼稚園感染症対策物品の購入等補助)	私立幼稚園における感染症対策物品の購入等に対する補助	教育委員会	24,295
	私立幼稚園等助成経費 私立幼稚園事業経費	臨時休園等による私立幼稚園預かり保育の収入減に対する補助	教育委員会	19,014
	要保護及び準要保護児童・生徒の保護者に対する就学援助費	①要保護及び準要保護世帯に対する学校臨時休業中の昼食代補助 ※ ②家計が急変した保護者に対する就学援助特例判定の実施	教育委員会	174,069
	あいキッズ事業経費	あいキッズにおける感染症対策物品の購入に対する補助	教育委員会	22,840
	会計年度任用職員経費	区立小中学校全校へのスクール・サポート・スタッフの追加配置	教育委員会	74,488
	一般保健費 教育活動	区立小中学校及び特別支援学校における感染症対策物品の購入	教育委員会	45,507
※	事務諸経費(修学旅行等キャンセル料補てん)	区立中学校の修学旅行等の中止に伴って生じたキャンセル料の支払い及び保護者への返金	教育委員会	19,118
※	事務諸経費(学校給食食材料費補てん)	区立小中学校臨時休業に伴う学校給食の休止における、キャンセルできなかった食材料費の補てん	教育委員会	24,572
	学力向上支援事業経費	学習指導サポーターの配置	教育委員会	1,644
	生活・進路指導経費	児童・生徒及び保護者の相談・支援体制の拡大	教育委員会	547

区分	事務事業名	事業内容	所管部	決算額(千円)
6	その他			90,247
	会計年度任用職員経費	雇用情勢悪化を受けた会計年度任用職員の採用	総務部	6,561
	避難所整備経費	災害時の避難所における感染症対策物品の購入	危機管理室	11,658
	農業振興対策経費	①学校給食用野菜を買い取り、子ども食堂や福祉施設へ提供 ②中止となった農業まつりに代わり、赤塚庁舎において農産物展示会及び野菜宝船展示等を実施	産業経済部	3,781
	東京都知事選挙執行経費	東京都知事選挙(令和2年7月5日執行)における感染症対策	選挙管理委員会	11,203
	文化・国際交流推進経費	「アーティストバンクいたばし」の登録アーティストから動画を募集し、採用された作品に対して10万円を支給	区民文化部	13,802
	地域センター維持管理経費 区民集会所維持管理経費	地域センター及び区民集会所における感染症対策物品の購入	区民文化部	6,704
	観光振興経費	区民まつり・農業まつり出店予定者に対する販売機会及び区民に対する購入機会の提供を目的とした特産物のインターネット販売	産業経済部	1,198
	福祉園運営経費 障がい者福祉センター運営経費	福祉園及び障がい者福祉センターの職員に対する慰労金の支給等	福祉部	35,340

○事務事業名及び事業内容に※印がついているものは「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業

コラム 4

クラウドファンディングによる感染症対策の寄付募集

板橋区は、新型コロナ感染症対策を加速させるため、令和2年度より、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング（寄付者に対する返礼品の送付はなし）を実施しました。寄付金は目標金額の1,000万円を上回り、令和2年度は29,681,203円（72件）、令和3年度は15,761,455円（24件）をいただき、電話相談窓口の設置や保健所運営体制の強化等に活用しました。感染拡大の初期から、感染症対策に対し区民等多くの方々からのご寄付いただき、また数多くの心温まるメッセージをいただき、厚くお礼申し上げます。



2020年7月、イオンスタイル板橋にてクラウドファンディングPRイベントを実施。会場で募集した医療従事者や区内産業に携わる方への応援メッセージは、その後区役所本庁舎でも引き続き募集した（写真）

令和3年度(決算)		合計金額 23,106,010千円		
区分	事務事業名	事業内容	所管部	決算額(千円)
1	検査・医療体制			6,453,854
	新型コロナウイルス検査・医療体制等支援事業経費	①夜間休日の相談・往診体制整備 ②病院間の連携体制構築 ※ ③電話相談窓口設置 ④保健所運営体制強化としての保健師等増員 ⑤自宅療養者に対する医療的支援	健康生きがい部	338,354
	新型コロナウイルスワクチン接種事業経費	新型コロナウイルスワクチン接種への対応	健康生きがい部	5,352,690
	防疫措置	①患者移送・検体搬送等経費 ②新型コロナウイルス感染症医療費	健康生きがい部	741,345
	東京都との共同による感染拡大防止対策推進事業経費	介護サービス事業所及び障がい福祉サービス等事業所に対するPCR検査費用の補助等	健康生きがい部 福祉部	21,465
2	生活支援			13,059,246
	新生児臨時特別給付金支給経費	令和2年度の特別定額給付金の対象とならなかった新生児に対し、一人あたり5万円を支給	子ども家庭部	27,600
	福祉資金修学者支援事業経費	福祉資金の貸付を受けて修学している学生に対し、一人あたり3万円分の図書カードを配付	福祉部	6,236
	生活困窮者自立支援事業経費	住居確保給付金の支給	福祉部	226,601
		住居確保給付金受給者への住居契約更新料の支給	福祉部	3,616
	就職活動サポート事業	正規雇用の機会を失った49歳以下の求職者に対し、研修や就労機会提供等を実施	産業経済部	31,680
	子育て世帯生活支援特別給付金支給経費	低所得の子育て世帯に対し、対象児童一人あたり5万円を支給	子ども家庭部	579,089
	新型コロナウイルス検査・医療体制等支援事業経費	在宅要介護者受入体制整備事業	健康生きがい部	1,700
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給経費	社会福祉協議会の生活福祉資金の特例貸付けを利用できない世帯に対し、給付金を支給(単身世帯:6万円、2人世帯:8万円、3人以上世帯10万円(3か月間))。	福祉部	330,131
	子育て世帯への臨時特別給付	子育て世帯に対し、対象児童一人あたり10万円を支給	子ども家庭部	6,098,764
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	住民税非課税世帯等に対し、一世帯あたり10万円を支給	福祉部	5,753,829
3	産業支援			3,250,610
	営業時間短縮感染拡大防止協力金給付事業経費	営業時間短縮を行っている区内飲食店等に対し、区独自の協力金を支給	産業経済部	493,823
	経営支援経費	①特例産業融資の制度を創設し、借入後に生じる利子及び信用保証料を補助 ※ ②中小企業診断士による区内中小企業の資金繰りや経営に関する無料相談を実施	産業経済部	534,791
	(公財)板橋区産業振興公社助成経費	区内中小企業支援のための各種助成金を支給	産業経済部	84,403
※	地域経済活性化・生活応援事業経費	キャッシュレス決済ポイントの還元(還元率30%)及びプレミアム付商品券を発行(発行総額10億円、プレミアム率25%)	産業経済部	791,870
	中小企業者事業継続支援金給付事業経費	区内中小企業者の事業継続支援及び従業員の雇用維持を目的とした区独自の事業継続支援金を支給	産業経済部	1,289,702
	区発注工事の増加による区内事業者支援(施設改修工事等前倒し)	区発注工事の増加による区内事業者支援及び設備環境の維持・向上を目的とした区施設改修工事を実施	総務部 健康生きがい部 子ども家庭部 資源環境部 教育委員会	56,021

区分	事務事業名	事業内容	所管部	決算額(千円)
4 子育て支援				91,434
	認証保育所運営等助成経費 ほか2事業	臨時休園に伴う認証保育所等への保育料減収補てん	子ども家庭部	4,072
	私立保育所保育運営費 ほか9事業	保育所等(認可、認証、地域型保育施設、区立、認可外等の保育施設)における感染症対策物品の購入等に対する補助	子ども家庭部	87,344
	ファミリーサポート	小学校の臨時休業等に伴うファミリー・サポート・センター事業の利用料減免	子ども家庭部	18
5 教育活動支援				175,353
	会計年度任用職員経費	区内小中学校全校ヘスクール・サポート・スタッフを配置	教育委員会	89,050
	一般保健費 教育活動	区立小中学校及び特別支援学校における感染症対策物品の購入	教育委員会	18,128
	あいキッズ事業経費	夏季休業期間中における活動拠点の増及び配置職員の追加配置	教育委員会	10,236
	事務諸経費 (私立幼稚園感染症対策物品の購入等補助)	私立幼稚園における感染症対策物品の購入等に対する補助	教育委員会	10,839
	学力向上支援事業経費	学習指導サポーターを配置	教育委員会	619
	事務諸経費 (学校行事キャンセル料補てん)	学校行事の延期または中止に伴って生じたキャンセル料等の補てん	教育委員会	33,878
	学校運営経費 特別支援学級運営経費	宿泊を伴う移動教室の中止による代替行事を実施(日帰りによる移動教室)	教育委員会	12,603
6 その他				75,513
	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業	イタリアバレーボールチーム受入及び聖火リレーの実施に伴う新型コロナウイルス感染症対策を実施	区民文化部	711
	事務諸経費 (ふるさと納税制度を活用した資金調達)	新型コロナウイルス感染症対策への活用を目的とした寄附金事業を実施	政策経営部	27
	地域センター維持管理経費 区民集会所維持管理経費	地域センター及び区民集会所における新型コロナウイルス感染症対策物品の購入	区民文化部	8,318
	会計年度任用職員経費	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々を対象に雇用対策として、会計年度任用職員を採用	総務部	16,529
※	文化・国際交流推進経費	「アーティストバンクいたばし」の登録アーティストに対する活動支援を実施	区民文化部	40,401
	観光振興経費	中止となった区民まつりに代わり、オンラインマルシェ及びミニ物産展を実施	産業経済部	6,956
	農業振興対策経費	中止となった農業まつりに代わり、赤塚支所において農産物展示会及び野菜宝船展示等を実施	産業経済部	2,571

○事務事業名及び事業内容に※印がついているものは「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業

令和4年度(決算)		合計金額 19,831,667千円		
区分	事務事業名	事業内容	所管部	決算額(千円)
Ⅰ 新型コロナウイルス感染症対策				13,979,943
1 検査・医療体制				5,521,720
	新型コロナウイルス検査・医療体制等支援事業経費 医師・看護師等経費	①夜間休日の相談・往診体制整備 ②病院間の連携体制構築 ※ ③電話相談窓口設置 ④保健所運営体制強化としての保健師等増員 ⑤自宅療養者に対する支援	健康生きがい部	689,856
	防疫措置	患者移送・検体搬送等経費、新型コロナウイルス感染症医療費等	健康生きがい部	1,354,563
	新型コロナウイルスワクチン接種事業経費	新型コロナウイルスワクチン接種への対応	健康生きがい部	3,462,238
	東京都との共同による感染拡大防止対策推進事業経費	介護サービス事業所に対するPCR検査費用の補助等	健康生きがい部	15,063
2 生活支援				5,279,873
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給経費	社会福祉協議会の生活福祉資金の特例貸付けを利用できない世帯に対し、給付金を支給(単身世帯:6万円、2人世帯:8万円、3人以上世帯:10万円(3か月間))	福祉部	256,263
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	住民税非課税世帯等に対し、一世帯あたり10万円を支給	福祉部	2,251,546
	子育て世帯への臨時特別給付金	子育て世帯に対し、対象児童一人あたり10万円を支給	子ども家庭部	78,600
		正規雇用の機会を失った49歳以下の求職者に対し、研修や就労機会提供等を実施	産業経済部	49,573
	生活困窮者自立支援事業経費	住居確保給付金の支給	福祉部	115,891
	子育て世帯生活支援特別給付金支給経費	低所得の子育て世帯に対し、対象児童一人あたり5万円を支給	子ども家庭部	550,931
※	いたばし生活支援臨時給付金支給経費	国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯に対し、一世帯あたり15万円を支給	福祉部	776,409
※	いたばし子育て支援臨時給付金支給経費	子育て世帯に対し、対象児童一人あたり2万円を支給	子ども家庭部	1,200,660
3 産業支援				1,348,257
	(公財)板橋区産業振興公社助成経費	新型コロナウイルス感染症対策としての助成金制度による中小企業支援の継続、いたばし産業見本市のリアルとオンラインのハイブリッド形式による実施等	産業経済部	58,326
	産業活性化戦略経費	①デジタル環境構築補助金 ②SDGs/ESG経営推進プロジェクト	産業経済部	12,901
	区発注工事の増加による区内事業者支援(施設改修工事等前倒し)	区発注工事の増加による区内事業者支援及び設備環境の維持・向上を目的とした区施設改修工事を実施	区民文化部 健康生きがい部 子ども家庭部 資源環境部 土木部 教育委員会	1,277,030
4 子育て支援				207,406
	妊婦・出産ナビゲーション事業	①オンラインによる妊婦面接を実施 ②妊婦面接を受けた方に配付する育児パッケージにこども商品券1万円を上乗せ	政策経営部 健康生きがい部 子ども家庭部	58,731
	母子健康指導事業経費	両親学級を対面とオンライン講座のハイブリット形式で開催	健康生きがい部	3,257
	私立保育所保育運営費 ほか10事業	保育所等(認可、認証、地域型保育施設、区立、認可外等の保育施設)における感染症対策物品の購入及び施設整備の補助等に対する補助	子ども家庭部	145,418

区分	事務事業名	事業内容	所管部	決算額(千円)
5 教育活動支援				1,483,042
	一般保健費 教育活動	区立小中学校及び特別支援学校における感染症対策物品の購入	教育委員会	18,091
	教育ICT化推進事業経費 教育活動	①児童・生徒の学びの保障を目的とする、GIGAスクール環境を活用したオンライン授業等を実施 ②モバイルルータ配備によるGIGAスクール環境の充実	教育委員会	1,449,010
	管理運営経費(区立幼稚園) 事務諸経費(私立幼稚園)	幼稚園における感染症対策物品の購入に対する補助等	教育委員会	10,845
	あいキッズ事業経費	あいキッズにおける感染症対策用品の購入	教育委員会	5,096
6 その他(新型コロナウイルス感染症対策)				139,645
	板橋Cityマラソン	2023板橋Cityマラソンをリアルとオンラインのハイブリッド形式で開催	区民文化部	9,769
	図書館管理運営経費	電子図書館の推進(電子書籍及び音楽配信型サービスの導入)	教育委員会	12,776
	ICT推進・活用経費	①テレワーク環境の運用 ②Web会議環境の充実及び運用 ③動画作成・共有環境の構築	政策経営部	22,599
	会計年度任用職員経費	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々を対象に雇用対策として、会計年度任用職員を採用	総務部	25,800
	防災支援経費	従来の総合防災重点地区訓練及び防災フェアを統合し、ハイブリッド型の「いたばし防災まつり」を実施	危機管理部	22,784
※	文化・国際交流推進経費	「アーティストバンクいたばし」の登録アーティストに対する活動支援を実施	区民文化部	45,917
II 物価高騰対策				5,851,724
	経営支援経費	①経営安定化特別融資の継続 ※ ②中小企業診断士による資金繰りや経営に関する無料相談	産業経済部	448,313
	商工業振興経費	①デジタル地域通貨「(仮称)いたばしPay」を活用したキャッシュレス決済の推進及び事業者支援 ②プレミアム付商品券を発行 ③原油価格高騰の影響を受けている公衆浴場に対し燃料費として月額20万円を補助	産業経済部	856,714
	保健給食事業振興経費	食材料価格高騰に伴う健全な給食会計運用及び保護者負担軽減を目的に、区立小中学校給食の一部を公費負担	教育委員会	96,676
	介護保険制度運営経費 ほか12事業	物価高騰の影響を受けている福祉施設等(介護施設、障がい者施設、保育施設、私立幼稚園)に対し、支援金を支給	健康生きがい部 福祉部 子ども家庭部 教育委員会	347,839
	農業振興対策経費	区内農業者への肥料助成事業において、肥料価格上昇分を追加	産業経済部	5,577
	農業まつり実施経費	板橋農業まつりにおける、燃料費の高騰等及び更なる感染防止対策の徹底への対応に係る追加経費	産業経済部	25,974
	エネルギー価格高騰対策支援事業経費	中小企業及び個人事業主に対して設備・機器の更新費用を助成	産業経済部	822,181
	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金	住民税非課税世帯等に対し、一世帯あたり5万円を支給	福祉部	3,248,450

○事務事業名及び事業内容に※印がついているものは「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業

令和5年度(当初予算)		予算額 5,010,218千円		
区分	事務事業名	事業内容	所管部	予算額(千円)
1 医療提供体制の確保				2,845,774
	防疫措置	患者移送・検体搬送等経費、新型コロナウイルス感染症医療費等	健康生きがい部	1,850,993
	新型コロナウイルス検査等支援	電話相談窓口設置、保健所運営体制強化としての保健師等増員等	健康生きがい部	414,099
	新型コロナウイルス医療体制支援	病院間の連携体制整備事業、夜間・休日救急往診体制整備事業、自宅療養者医療サポート事業、年末・年始検査体制強化委託	健康生きがい部	580,682
2 生活・暮らしへの支援				104,449
	生活困窮者自立支援事業	住居確保給付金の支給	福祉部	73,462
		住居確保給付金受給者への住居契約更新料の支給	福祉部	3,987
	通所・授産等事業運営助成 新型コロナウイルス検査等支援	在宅要介護者受入体制整備事業	福祉部 健康生きがい部	17,200
	宅配ボックス導入助成事業	宅配ボックスの設置に係る費用の助成	資源環境部	9,800
3 産業・事業者への支援				462,285
	産業融資利子補給 信用保証料補助	経営安定化特別融資の継続	産業経済部	418,316
	経営相談等	中小企業診断士による資金繰りや経営に関する無料相談・融資受付	産業経済部	11,022
	(公財)板橋区産業振興公社助成	助成金制度による事業の持続化・生産性向上支援の継続	産業経済部	32,947
4 子育て・教育活動への支援				1,541,053
	私立保育所保育運営ほか	保育所等(認可、認証、地域型、区立、認可外等の保育施設)における新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等に対する補助	子ども家庭部	118,488
	GIGAスクール構想の推進	児童・生徒の学びの保障を目的とする、GIGAスクール環境を活用したオンライン授業等の実施	教育委員会	1,415,024
	図書館管理運営	電子図書館の推進(電子書籍及び音楽配信型サービスの運用)	教育委員会	7,541
5 ウィズコロナにおける特色ある新たな取組				56,657
	スポーツフェスティバルin板橋 (仮称)体験型スポーツマッチングテスト	運動習慣を改善するための機会の創出に資するイベントを開催	区民文化部	6,872
	健康づくり21事業	スマートフォンを活用した「いたばし健康ポイント制度」を創設し、健康づくりへの取組を支援(P32)	健康生きがい部	9,785
	スマート東京推進プロジェクトin高島平	MR等のデジタルコンテンツを活用した地域周遊型まちづくりイベントを実施	資源環境部 都市整備部	40,000

③ 勤務環境

板橋区では、感染拡大期においても、交代制の在宅勤務や土日勤務、時差勤務などの勤務体制を整備し、感染拡大の抑制と業務継続性確保の両立の実現を図りました。また、コロナ禍を契機に、ペーパーレス化やテレワークの導入など、業務の効率化や多様な働き方を選択できる職場の実現に向けた改革も進みました。

第Ⅰ期 第Ⅱ期 第Ⅲ期 第Ⅳ期

職員の勤務体制・感染防止対策

板橋区では、基本的な勤務体系を8時30分～17時15分もしくは8時45分～17時30分としていましたが、公共交通機関を利用して通勤する職員の感染リスクを低減するため、新型コロナ感染症拡大の初期段階であった2020（令和2）年3月より、早出勤務（7:30～16:15）・遅出勤務（10:30～19:15）も自由に組み合わせて勤務することができる体制としました。4月上旬に1回目の緊急事態宣言が発出されると、業務に支障のない範囲で、

- 交代制の在宅勤務及び土日勤務（土日に勤務をして平日に休みを振替）
- 時差勤務の拡大実施（9:30～18:15及び11:30～20:15の遅出勤務体制を追加）

を実施することで、執務室内の人員密度の低下を図りました。当初の出勤抑制割合の目安は2割でしたが、4月中旬に国から出勤者7割減の要請を受け、5割に強化。業務継続性の観点からも代替機能を確保できる「2班体制」を基本とした業務体制とし、窓口サービスも一部停止・縮小を図りながら同

様の出勤体制を整えました。また、職場の換気の徹底、消毒などの呼びかけを行うとともに、感染拡大防止のチェックリストを作成。昼休憩を時間差で取得したり、会議室をフリースペースとして開放するなど、可能な限り感染リスクを低減する対策を実施しました。例年4月～6月に行っている新任職員の23区合同研修を中止し、代替措置として区独自の育成ワークを実施。緊急事態宣言解除後は、出勤抑制割合を2割に緩和し、6月末日で時差勤務以外の取り組みを解除しました。

2021（令和3）年1月上旬の2回目の緊急事態宣言発出時には、再び5割の出勤抑制をめざし、交代制の在宅勤務及び土日勤務を復活。週2回以上の実施や自己研鑽での在宅勤務も可能としました。また、「職員感染症対策ルールブック」を作成し、職場クラスターの発生防止策や、職員自身が感染、あるいは周囲に感染者が発生した場合の対処方法（対応基準や報告等のフローチャート）などもわかりやすくまとめました。【図1】

2022（令和4）年1月下旬以降のまん延防止等重点措置の実施期間中においては、

出勤抑制割合の目安は設けずに、交代制の在宅勤務（週2回以上の利用可、自己研鑽不可）・土日勤務、時差勤務を活用した体制にしました。また、行動制限が撤廃された第Ⅳ期以降も、業務上必要、または取得要件を満たす場合は、活用可能としました。

2023（令和5）年5月の感染法上の5類への移行後は、職員の服務取扱いを変更（職員がり患した場合の事故欠勤、コロナワクチン接種を受ける場合の職務専念義務の免除の適用を除外）し、職員感染症対策ルールブックを改訂。執務中のマスク着用は個人の判断に委ねることを原則としつつ、区民がコロナ禍以前の生活を取り戻せるよう、マスクを外してよい意識の醸成に努めました。

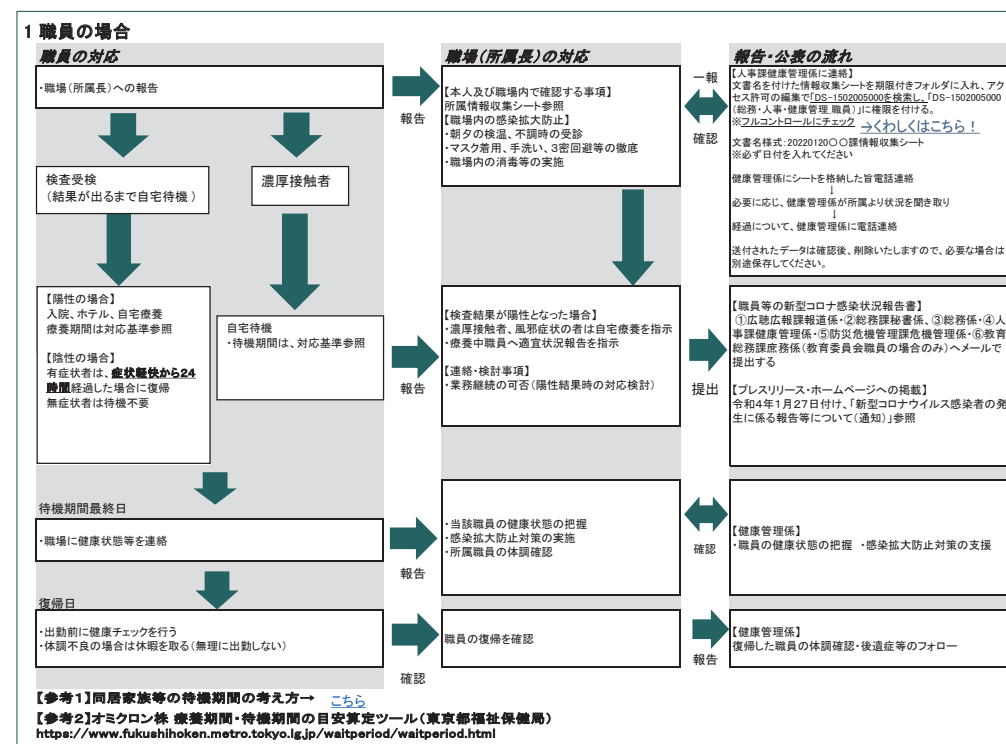
IT活用による職員の働き方改革

コロナ禍によるテレワークの普及、Web会議

の需要の高まりを受け、区では2020年9月に「Web会議システム利用のガイドライン」を作成し、機器の貸出を開始しました。また、令和4年度からはテレワークを導入。それまでの在宅勤務は、セキュリティ対策上、全庁LANシステムに接続する必要のある業務は対象外でしたが、個人情報等の重要情報が保存された端末を除き、顔認証システム配信済みの全庁LAN端末及び専用モバイルルータを自宅に持ち帰り、業務を実施することが可能になりました。併せてチャットツールも導入し、テレワーク実施者と職場のコミュニケーションの円滑化を図りました。

また、国が感染拡大防止やデジタル化の推進を目的に、行政手続き・事務における押印の見直しを進める中、区でも区民サービスの向上や業務効率化を実現すべく、令和3年度より押印廃止に取り組んでいます。

【図1】「職員感染症対策ルールブック」より、職員自身が感染した場合の対処方法



新型コロナウイルス感染症対策を振り返る



鼎談

板橋区
医師会会長

齋藤英治

板橋区長

坂本 健

板橋区
保健所長

鈴木眞美

新型コロナは、2023(令和5)年に感染拡大の鎮静化の局面を迎え、同年5月、5類感染症に位置付けられました。発症からこの間まで3年以上にわたって、行政は様々な対策や取組を継続してきました。現代人のほとんどが初めて体験する世界的なパンデミックで、臨機応変な対応や、創意工夫が重ねられました。その感染症対策の全体を、行政と医療機関の立場でリードしてきた3名が振り返り、将来への備えにつなげる試みです。

〈初期対応〉

各組織における発生直後の対応

——2020(令和2)年1月中旬に国内初の新型コロナウイルス感染者が確認され、感染拡大の危機感が高まるなかで、それぞれの立場から、どのような初期対応をされましたか？

区長 政府が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した翌日の2020年1月31日に、板橋区健康危機管理対策本部を立ち上げました。区役所の全部長と特別職に加え、保健所を中心とした関係課の課長クラスを含めた職員を招集し、想定される感染の影響と、対策としてどのような準備が必要かを話し合いました。その中で、最初に取り組んだのは、区民の皆様への迅速な情報伝達です。区公式ホームページのトップページに新型コロナウイルスに関する告知枠を新設し、区としてどのような対策・対応をしているのか、可能な限り迅速に伝わるようにしました。

保健所長 板橋区には、以前から保健所が主催する「板橋区感染症ネットワーク会議」があります。区内の医療機関が参加する会議で、年に1度は情報交換を行ってきました。新型コロナウイルスに関しては、国内でニュースになる前から、中国で流行しているという情報が入っており、2020年2月はじめに帝京大学病院の感染症専門医に、各医療機関の準備や心構えについて講義していただく勉強会を開催していました。また、区が迅速に対策本部を立ち上げたことで、保健所からの最新情報を区民の皆様にお知らせしやすくなりました。

医師会長 2月中旬になると国内での感染も多くなってきて、医師会では対面で行っていた事業を制限することにしました。当時、新型コロナウイルス感染症は2類相当と位置づけられており、保健所を中心とした対応が基本でした。3月4日には、医師会会員向けに新型コロナウイルス感染症への対応について、保健所からの説明会と講演会を開催しました。

どのような感染防護をしながら診察すればよいのか検討し、手袋やマスク、フェイスシールドやガウンなどを調達しようとしたのですが、3月の時点ですでにマスクと手袋は品薄でした。そこで区長に、備蓄されているマスクを融通してもらえないかと要望し、3月下旬に区から1万5,000枚ほど提供していただきました。

区長 医療用ではなく一般的なマスクでしたが、防災備蓄品のマスクを提供しました。同時に感染対策の消毒用として、次亜塩素酸水の調達を進めました。ダイヤモンド・プリンセス号での情報を得て、船内感染ルートや空調ダクトの影響などを参考にし、区役所庁舎の空調や換気の仕組みがどこまで安全なのか、病院建築の関係者に相談して、2月から3月にかけて、庁内の感染対策を検討しました。

——医療機関では、新型コロナウイルスの患者を、どのように外来で受け付けるかという問題があったと思います。

医師会長 3月中旬くらいになると、どう診断して、患者さんをどこにつなげていくのかという現実的な部分が課題になってきました。その頃は、

感染が疑われる患者さんが来たら保健所に連絡し、いつ、どこで検査をするか、保健所の指示に従うという、遠回りなやり方でしたね。

保健所長 指定感染症なので、行政検査として保健所が介入する必要がありましたし、初期は検査できる病院が限られていました。感染の疑いで検査が必要な患者さんには、保健所が検査をしてくださる医療機関を案内し、そこで検体を採取して、東京都健康安全研究センターでPCR検査を実施する流れになっていました。

医師会長 当初は37.5度の発熱が4日間継続しないと検査対象にならなかったこともあり、検査を受けるまでにかなりの時間がかかっていました。検査を実施する病院側としても、感染力が強く院内での隔離が難しいため、必ず保健所を介したい事情がありました。ただ、感染疑いの患者さんを診察する我々としては、なんとか検査までの時間を短縮したかったわけです。

そこで、検査、診療、入院など新型コロナウイルス感染症の受け入れをしていた病院の感染症対策担当医師や院長を招集し、保健所と医師会とで話し合う会議を設けました。3月から4月にかけて協議した結果、区内の各診療所や一般病院で感染疑いの患者が確認されたら、保健所を介さずに検査可能な病院に予約ができて、診療と入院にも対応してもらえる体制が徐々に整いました。対応していただいた病院は、当初、感染症指定医療機関の東京都立豊島病院、重点医療機関だった日本大学医学部附属板橋病院、帝京大学医学部附属病院、東京都健康長寿医療センター、板橋中央総合病院の5つです。

その後、各診療所や一般病院でも検体の採取ができるようになり、保健所が検体を回収して東京都健康安全研究センターへ届け、PCR検査を実施するという流れもできるようになりました。

〈課題と対策——PCR検査〉

PCR検査センター設置の難しさ

——4月下旬頃には、なかなか検査が受けられないとニュースなどで報道されましたが、どのように解消されたのですか？

保健所長 検査に保健所が介入していた間、現場はまるでコールセンターのようでした。「37.5度の発熱が4日以上継続という条件を満たすまで数日待つて下さい」「条件を満たしているので検査する病院を案内します」といったやり取りに追われ、規定の行政検査ではとても間に合わないという問題に直面していました。初期の頃は、まだ感染経路もわかっていなかったもので、感染防御をしながら、鼻咽頭から検体を安全に採取できる場所を増やすことが課題でした。

医師会長 診療所や病院で検体を採取したり、東京都健康安全研究センターまで届けなくても大学病院などでPCR検査ができる体制に少しずつ移行していましたが、まだ検査できる場所が十分とは言えませんでした。

さらに検査を受けやすくし、検査数を増やすためにも、大学病院内や大規模病院の駐車場などにPCR検査センターを設置できないかと

交渉したのですが、なかなか難しく、区内の施設を利用できないかと直接、区長にお願いしました。

区長 どの自治体でもPCR検査センター開設の検討を始めていましたが、様々な課題があって、なかなか実現できていませんでした。板橋区は、区の施設内にPCR検査センターを開設しましたが、その方式は東京23区ではかなり早かったと思います。医師会病院のすぐ近くにある、旧高島第七小学校の校舎内に設置しました。ただ、付近にPCR検査センターができて感染疑いの患者さんが往来するということに対して、住民の方々の中には不安を持つ方もいらっしゃいます。自治体内の検査センターの開設は、住民の皆さんのご理解・ご協力がなければ実現できません。感染対策として必ず車で、正門ではなく裏口から入るようにしたり、近隣の板橋区医師会病院に監督していただくことで、理解を得られたのだと思います。

保健所長 開設に際して、健康推進課と保健所で住民説明会を開催しました。当然、近隣にお住まいの方は不安を感じていらっしゃったので、必要性を訴えてお願いし、ご理解いただきました。病院内に開設すれば周囲の理解も得られやすかったかもしれませんが、安全を重視してほしいと区長から指示があり、独立した施設を検討したのです。PCR検査センターの設置は保健所の管轄で、運営を医師会に委託しました。

医師会長 板橋区、豊島区、北区、練馬区の



板橋区医師会会長 齋藤英治

東京都北西部4区の医師会長でPCR検査センターについて対談を行いました。やはり、この区でも住民の理解が一番重要でした。この4区の医師会は普段からコミュニケーションが活発で、どこの区も5月の連休明けまでにPCR検査センターの開設が始まったと聞きました。

——PCR検査センターだけでなく、5月には診療所や一般病院でも検査ができるようになりました。

医師会長 診療所や一般病院で検体を採取したら、それに対し区が助成金を交付すると決定したことで、検査できる診療所や一般病院が大幅に増えました。その前から、「自分の診療所や一般病院で検体を採取したら、保健所に回収してもらうことは可能か」という問い合わせが複数ありました。各診療所や一般病院からのニーズもありましたし、そのほうが保健所も楽になり

時間短縮にもなりますから、システムとしては大幅に改善されたと思います。

保健所長 もともと板橋区医師会の方々は皆さん協力的で、「うちでやるよ」とおっしゃる医師が多くいらっしゃったのです。ただ、飛沫感染なのか空気感染なのか、感染経路がまだ明確になっていない状況で、鼻咽頭を拭う検体採取をするのは感染リスクもありますから、それなりの対価が必要だろうと考え、なんとか助成金を出して支援することができないかと区長にお願いしました。その後、新型コロナウイルス感染症の検査が保険適用となり、民間の大手検査所でもPCR検査ができるようになりました。それに先立ち、助成金が交付されたおかげで、区内ではかなり多くの医療機関で検体採取が可能となっていました。

区長 助成金は必要な支出だと認識していました。感染リスクだけでなく、業務の負担が増加するにも関わらず、時間外や休日診療などで検体採取に協力してくださる医師もいらっしゃり、非常に感謝しております。

〈課題と対策——ワクチン接種〉

市中の医院でいかに広く接種できるようにするか

——板橋区はワクチン接種も順調だった印象ですが、まず、連日報道されていたワクチンの確保についてはいかがでしたか？

区長 最初に板橋区に割り当てられたのは8

箱でした。中には、30箱という自治体もありましたが。

保健所長 8箱は人口で割り当てられた量なんです。1箱が約1,000回分なので、8箱で8,000回分。2回接種なので、4,000人分ということになります。初期はその程度でした。

区が最初に開設した集団接種会場は、赤塚と志村の健康福祉センター、高島平区民館、中央図書館跡地、旧板橋第九小学校の5か所でした。

区長 集団接種を希望する場合は予約センターに電話で申し込みが必要で、オペレーター60人くらいで対応していましたが、すぐに埋まってしまいました。それでも、集団接種でカバーできるのは全接種対象者の15%程で、85%はかかりつけ医で接種することになるのですが、予約に空きがあるクリニックをコールセンターで案内するなど、かかりつけ医とコールセンターの連携により、対応することができました。

医師会長 初期に認可されたのはmRNAワクチンのみでしたが、扱いが非常に難しく、運用方法が最大の課題でした。ワクチンは凍結状態だと保存期間が数か月ですが、当時は解凍すると使用期限が5日になってしまいました。なおかつ、1本のワクチンは6～7人分で、一度常温に出したらその日のうちに打たなければならないという、かなり厳しい制限がありました。

凍結状態のワクチンは、メーカーからマイナス75度を保てる超低温冷凍庫がある基本型接種施設に配付されます。まずは、医療関係者の



接種をどのように行うかが問題でした。基本型接種施設の医療従事者の分を確保し、その後、区内各診療所や病院の医療従事者、また歯科医師会、薬剤師会の先生方などの分がどれだけ確保できそうか、確保できた分は基本型接種施設に出向いて接種するのか、区で運搬してもらい各診療所や病院で接種するのか、といった在庫の管理と運用は、かなり煩雑な作業でした。

保健所長 当初、国から区に配備された冷凍庫は6台。この6台をどのように分配し、各冷凍庫に保管したワクチンをどう運用するか、医師会の先生方と協議しましたね。

医師会長 医療従事者の接種が終わったら、次は区民への接種。かかりつけ医の個別接種は、区に対して「〇月〇日の配送分で何本ほしい」と予約を入れ、ワクチンを運搬してもらっていました。

保健所長 最終的には、拠点病院から分配しなくてもいいように、区の施設3か所に冷凍庫を設置し、そこから配送するシステムを構築したんです。配送業者にも協力していただきました。

冷凍庫は保健所と、赤塚と志村の健康福祉センターに配備し、3か所を配送拠点にしてオーダーを受け付け、週2回250か所に配送しま

した。解凍したら数日で使えなくなってしまうので、それぐらいのペースでやらざるを得なかったんです。

全体の流れとしては、まず国から都、都から各自治体にワクチンが配付され、集団接種用に区が何箱か確保したら、残りの範囲内で各医療機関が個別接種の予約を受け付け、数が確定したら、週2回、各医療機関にワクチンを配送しました。もっと、どんどんワクチンが届くシステムに改善しようと、各医療機関からの追加オーダーを可能にしたことで、集団接種をはるかに上回る件数で、病院や医師会の医師に、各医療機関での個別接種を頑張ってくださいました。

区長 集団接種は、すぐに予約が埋まってしまうので、住宅地図に全ての医院をプロットして、自宅の近隣に予約できる病院があればコールセンターで紹介してもらい、個別接種をおすすめするという仕組みを整えました。地域医療と連携したことでワクチン接種のスピードがどんどん上がり、ワクチンの廃棄を抑制することもできました。

医師会長 当初は2回接種で、1回目接種の3週間後から2回目の予約が可能でした。そうすると、3週間後には1回目と2回目の予約が混在するので予約数は倍増し、さらに集団接種と個別接種があって、オペレーションは非常に複雑でした。現場で困ったことがあれば、すぐに区へ相談し、改善を重ねながら、少しずつシステムを良くしていった印象です。



板橋区保健所長 鈴木真美

区長 現場の先生方とコールセンターが本当に頑張ってくれました。どこにワクチンの余裕があるか、デジタルとアナログの両方で情報共有し、オペレーターが予約を適切に振り分けるなど、コールセンター、保健所、医師会のチームワークと連携プレーが奏功したのでしょう。

〈課題と対策——病床確保〉

医療ひっ迫を抑制する手段

——2021(令和3)年になると重症者が最大数になり、病床が不足し医療がひっ迫していると、連日報道されました。板橋区では、いかがでしたか？

保健所長 医療ひっ迫は、全国どこにでもありました。板橋区も例外ではなく、入院すべき患者が入院できない、軽症者も宿泊療養施設に

入れない、自宅療養者が1,500人を超えるという事態もありました。そこで事前に救急指定病院には、新型コロナの患者さんが来るものだとし、早めに病床の準備をしてもらうための支援を行い、確保をお願いしました。区の大きな動きとしては、症状が軽快した感染患者さんを、別の病院に転院できるよう支援する事業も始めたことです。

医師会長 感染患者受け入れ病院の5人の院長と医師会、保健所はWeb会議を継続しており、入院後に回復して隔離期間が終わっても、介護が必要ですぐには在宅療養に移行できない患者さんがいて、新たな入院患者を受け入れできない問題について検討しました。適正な病床数を確保し、新規の陽性患者を受け入れるためには、入院の長期化を抑制する必要があります。退院基準を満たしていても、まだ自宅に戻れない患者さんが、別の病院でリハビリを含むケアを受けられるように、病院間をつなぎ、転院の支援・調整をする事業を医師会で開始しました。医師会の療養相談室にハブ機能を持たせて、転院受け入れ可能な病院と患者さんをマッチングし、転院の手配を行ったのです。もとも療養相談室は、区から委託され、在宅医療や介護の相談をワンストップで受け付ける事業を行う窓口で、区内の病院と強いつながりを持っていました。

同時に、新型コロナで入院した場合は公費が適用されましたが、転院後は有料となるため、転院先のベッド代、移動費、PCR検査費用などに区から補助金を交付していただき、円滑な転院を支援しました。PCR検査は、軽快後す

ぐには陰性にならないほど感度が高く、陽性でも感染から10日経っていれば感染性はないことがわかってきて、転院先が受け入れやすくなり病床のひっ迫が解消されるようになったのです。こうした連携は、普段から、区と医療関係者のネットワークが構築されていることによって実現したと思います。

板橋区と板橋区医師会の連携

——他の区と比較しても、板橋区と板橋区医師会の関係が非常に良好で、連携がうまくとれている印象ですが、このような関係が保てている理由は为什么呢？

区長 板橋区医師会は、27年前から区民向けに「医学会・区民公開講座」を開催しています。介護保健、地域包括ケア、認知症への取組、災害対策など、医療にとどまらない包括的なテーマで、2日間にわたる学術発表とシンポジウムを無料公開しています。社会情勢とともに変化する医療のあり方について、それぞれの立場で区民や行政と一緒に考え、現場にフィードバックする取組を続けてきたことにより、現在の関係性が構築されたのだと思います。

また、医師会が運営する板橋区医師会病院は「豊かな地域医療」を基本理念とし、地域包括ケアを通じて暮らしやすい地域づくりを推進していますし、要介護認定を行う介護認定審査会は、代々、医師会にお願いしており、板橋区を守ってくれている印象があります。

医師会長 医師会だけでは力不足ですから、医師会病院も含め、行政と協力して地域医療に取り組もうという土壌が、昔からあったのだと思います。過去には区の事業である「板橋区おとしより地域医療センター」を医師会病院の院内に設置しており、現在は「板橋区医師会在宅医療センター」で区の委託事業を連携して実施するなど、長年の協力体制がうかがえます。

予防接種をはじめ、行政と協力しないと地域医療は成り立たないという側面も大きく、区長や保健所長と話し合いながら、一緒に様々なことに取り組んできたと思います。なおかつ、医療機関が多いこともあり、板橋区は昔から地域医療に対する意識が高かったように思います。

保健所長 新たな計画や事業に取り組む際、かなり早い段階から医師会には様々な相談をして、一緒に事業に取り組んでいただいているという認識です。常に協力的な反応をいただけるので、何でも相談できますし、行政でカバーすべき部分には、きちんと要望を出されますから協働しやすく、いつも助けていただいております。

将来への備え

——今後、再び今回のような感染拡大が起きた時、どのような心構えや対策が必要でしょうか？

区長 DXの面では、コロナ前と比べて格段に進化しましたが、まだ改善が必要だと考えています。また、自然災害とも共通していますが、アーカイブを残して振り返りを行い、時々シミュレー



板橋区長 坂本健

ションをしておかないと、いざという時に過去の経験を活かせません。表面化していない問題が非常時にはネックになることがあるので、各層のマネジメントに関わる者が振り返りとシミュレーションを継続的にやっていくことが重要だと思います。

医師会長 今回は、感染者の情報共有において大きな課題が浮き彫りになりました。個人情報保護の観点からメールで患者情報のやり取りができず、HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）に入力する医師の負担が問題となったり、一部FAXによるアナログのやり取りが発生しました。情報管理がもっとスムーズにできれば、現場の負担を減らせたと思います。今後に備えて、患者情報を安全に共有できる仕組みづくりに、国としても取り組んでもらえると助かります。ただ、どんな感染症が発生するかにより対応も変わりますから、予測

できないことが起こるという心構えは、常に必要かもしれません。

保健所長 今回、対策として創出した事業は、次の非常時にも活用できる可能性があるので、記録として残していきたいと思います。一番大事なのは、問題発生時に、お互い協力し合って協議し、解決に向けて同じ方向を向いて一緒に取り組む姿勢だと思いました。

医師会長 普段から良好な関係性を保つことに尽きると思います。顔も見たことがない相手と、いきなり「頑張りましょう」というのは難しいでしょうから。

区長 決断の早さも重要です。決断と行動のスピードが結果を左右します。日本は非常時の統制力が弱い傾向にあるので、非常時の人員配置と統制に活かせる訓練が、なんらかの形でできるといいですね。統制が機能するには、皆の気持ちが一つになることが大切だという意識を持って取り組みましたが、今後もその意識を忘れないように対応しなくては、と心しています。

板橋区長
坂本 健
(さかもと たけし)

1959年東京都板橋区生まれ。日本大学大学院生産工学研究科博士前期課程建築工学専攻修了、日本大学大学院理工学部研究科博士後期課程建築学専攻満了退学。株式会社日本設計に13年勤務後、特別養護老人ホームケアタウン成増設立代表者・理事長、みその幼稚園設置者等歴任。2005年7月東京都議会議員初当選。2007年4月板橋区長初当選、現在に至る。

板橋区保健所長
鈴木真美
(すずき まみ)

1987年東京女子医科大学卒業。東京女子医大第二病院(現東京女子医大足立医療センター)内科入局。1992年東京都へ入職、中野区保健所医師主査。1998年江戸川区葛西保健相談所長、2000年板橋区赤塚健康福祉センター長、2011年練馬区保健所長、以後、葛飾区、足立区保健所長を経て、2017年板橋区保健所長、現在に至る。

板橋区医師会会長
齋藤英治
(さいとう えいじ)

1959年東京都板橋区生まれ。1985年日本大学医学部卒業、日本大学医学部第2内科入局、日本大学医学部付属板橋病院勤務。1989年日本大学大学院医学研究科卒業。医学博士取得。1996年北海道大学薬学部研究員、1999年より斎藤医院副院長、2008年同院長。2007年より板橋区医師会理事、2015年同副会長、2019年同会長、現在に至る。

板橋区関連

- 板橋区公式ホームページ
https://www.city.itabashi.tokyo.jp/
- 同「新型コロナウイルス感染症対応デジタルアーカイブ」
https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kusei/1026295/index.html
- 同「広報いたばし」
https://www.city.itabashi.tokyo.jp/koho/index.html
- 公益財団法人板橋区産業振興公社ホームページ
http://itabashi-kohsha.com

東京都関連

- 東京都ホームページ「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報」特設ページ
https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/tosei/news/2019-ncov.html
- 同「報道発表」
https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/index.html
- 東京都防災ホームページ
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/
- 東京都政策企画局ホームページ
https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp
- 同デジタルブック「新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組」（2023/6/2改訂版）
https://www.sp.metro.tokyo.lg.jp/seisakukikaku/corona_torikumi_2306a/index.html#page=1

政府関連

- 内閣府ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連」特設ページ
https://www.cao.go.jp/others/kichou/covid-19.html
- 同「経済対策」
https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html
- 首相官邸ホームページ「新型コロナウイルス対策」特設ページ
https://www.kantei.go.jp/jp/headline/tokushu/corona.html
- 同「新型コロナウイルス感染症対策本部」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html
- 厚生労働省>新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 厚生労働省>新型コロナワクチンについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

- 厚生労働省>新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryokikanheno_oshirase.html
- デジタル庁>ワクチン接種記録システム（VRS）
https://info.vrs.digital.go.jp/
- ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）について
https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000707430.pdf
- 財務省ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」特設ページ
https://www.mof.go.jp/public_relations/2020_coronavirus/index.html
- 経済産業省ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連」特設ページ
https://www.meti.go.jp/covid-19/
- 中小企業庁ホームページ
https://www.chusho.meti.go.jp/

他の自治体関連

- 東京都多摩市デジタルブック「多摩市新型コロナウイルス感染症対策記録 2020.1-2023.5 の振り返り」（2023/5最終版）
https://www.city.tama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/013/326/saishuubann.pdf
- 東京都八王子市デジタルブック「新型コロナウイルス感染症 八王子市の記録」（2023/7）
https://www.city.hachioji.tokyo.jp/tantoumadoguchi/002/001/p032675_d/fil/hathi-kiroku.pdf
- 愛知県大府市「No Rain, No Rainbow 大府市新型コロナウイルス感染症記録誌」（2023/3）

経済関連

- 日本政策金融公庫ホームページ
https://www.jfc.go.jp
- 日本商工会議所ホームページ
https://www.jcci.or.jp

メディア関連

- NHK ホームページ「新型コロナと感染症・医療情報」特設ページ
https://www3.nhk.or.jp/news/special/medical/
- 朝日新聞デジタル「新型コロナに関する特集・連載」特設ページ
https://www.asahi.com/special/coronavirus/feature/?iref=pc_special_coronavirus_top
- 毎日新聞デジタル「特集 新型コロナウイルス」特設ページ
https://mainichi.jp/covid19
- 産経ニュース「連載『コロナ その時、』」
https://www.sankei.com/tag/topic/life_101/#sonotoki

写真クレジット

板橋区立金沢小学校……………p.81
吉田和生……………p.148, 151, 153, 154, 156
特記なき写真は板橋区所有

2020-2023板橋区新型コロナウイルス感染症対策1193日

2024年3月31日初版第一刷発行

制作著作

板橋区

発行

板橋区 政策経営部 広聴広報課
東京都板橋区板橋二丁目66番1号
tel: 03-3579-2025

制作協力・執筆

高木伸哉、小園涼子、田畑実希子、中島由貴／株式会社フリックススタジオ
宮畑周平／瀬戸内編集デザイン研究所(執筆p.100-105、p.112-117／作図p.18-21)
飯塚りえ／有限会社ゴロゾーマシーン(執筆p.148-157)

デザイン・DTP

野津明子／böna

印刷製本

株式会社文化カラー印刷

【無断転載の禁止】

本書掲載内容を著作権者の承諾なしに無断で転載(翻訳、複写、インターネットでの掲載を含む)することを禁じます。

All rights reserved.

No part of this book may be reproduced or utilized in any form or by any information storage or retrieval system, without prior permission in writing from the copyright holders.

刊行物番号

RO5-125